

防府市地域防災計画

個別災害編

令和 5 年 10 月

防府市防災会議

目次

震災対策編

第1編 総 則

第1章 震災対策編の基本.....	1
第2章 被害想定	
第1節 想定地震及び津波.....	2
第2節 各地震における被害想定結果.....	4

第2編 地震・津波災害予防対策

第1章 予防対策の基本的枠組み.....	11
第2章 地震・津波に強いまちづくり	
第1節 市街地防災対策の推進.....	12
第2節 農山漁村地域の防災対策の推進.....	15
第3節 公共土木施設の整備.....	16
第4節 海岸保全施設の整備等.....	19
第5節 避難場所・避難路の整備.....	20
第3章 揺れによる被害からの予防対策	
第1節 建築物の耐震化.....	23
第2節 ライフライン・交通施設の耐震化.....	26
第4章 火災予防・軽減対策	
第1節 出火防止.....	30
第2節 初期消火.....	33
第3節 消防力の強化.....	34
第5章 津波避難体制の整備	
第1節 津波避難体制の整備.....	36
第2節 津波警報等伝達体制の整備.....	38
第3節 津波に関する普及啓発.....	40

第3編 地震・津波災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み.....	43
第2章 地震・津波時の活動体制	
第1節 市活動体制の確保.....	44
第3章 津波警報時の応急活動	
第1節 津波警報等の伝達.....	47
第2節 津波警報時の避難誘導.....	49
第3節 津波災害時の水防活動.....	50
第4章 消防等の応急活動	
第1節 震災時の消防活動.....	51
第2節 震災時の水防活動.....	54
第3節 震災時の危険物等応急対策.....	56

風水害対策編

第1編 総 則

第1章 風水害対策編の基本.....	59
第2章 洪水・土砂災害・高潮及び雨水出水の想定	
第1節 洪水浸水想定.....	60
第2節 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域.....	64
第3節 高潮浸水想定.....	65
第4節 雨水出水浸水想定.....	66

第2編 風水害予防対策

第1章 予防対策の基本的枠組み.....	67
第2章 風水害に強いまちづくり	
第1節 風水害に備えた市街地の整備.....	68
第2節 治水対策の推進.....	69
第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策	
第1節 土砂災害の予防.....	72
第2節 地盤災害の予防.....	76
第3節 災害危険区域の設定及び周知.....	77
第4章 風水害からの予防・軽減対策	
第1節 防災パトロールの実施.....	79
第2節 水防用資機材の整備.....	81
第3節 排水対策.....	82

第3編 風水害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み.....	83
第2章 風水害時の活動体制	
第1節 活動体制の確保.....	84
第3章 風水害時の応急活動	
第1節 警報等の伝達.....	87
第2節 避難指示等の発令.....	89
第3節 水防活動.....	91

火災対策編

第1編 火災予防対策

第1章 火災対策編の基本	93
第2章 一般火災予防対策の推進	
第1節 火災予防対策の推進	94
第2節 要配慮者の防火安全性の確保	98
第3節 建築物防火対策の推進	100
第4節 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底	102
第5節 火災予防のための情報の充実	104
第6節 消防力の充実・強化	105
第7節 文化財防火対策の推進	108
第8節 災害復旧への備え	110
第3章 林野火災予防計画	
第1節 出火防止対策の推進	111
第2節 林野消防対策の推進	115
第3節 林野火災に強い地域づくり	117
第4節 林野火災消防施設・資機材の整備	118
第5節 林野火災特別地域対策事業の推進	119
第6節 二次災害の防止活動	120

第2編 火災応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み	121
第2章 火災防御計画	
第1節 実施機関及び組織の確立	122
第2節 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）	124
第3節 消防活動	126
第4節 知事の指示権の発動	129
第3章 林野火災対策計画	
第1節 林野火災に係る消防活動	130
第2節 広域消防応援要請	132
第3節 自衛隊の支援活動	133
第4節 住民等の安全対策	134
第5節 災害広報	135
第6節 残火処理等	136
第7節 二次災害の防止活動	138

雪害対策編

第1編 雪害応急対策

第1章 雪害対策編の基本.....	139
第2章 除雪・雪崩対策等	
第1節 雪害対応の活動体制の確立.....	140
第2節 道路除雪対策.....	141
第3節 鉄道除雪対策.....	142
第4節 家屋の除雪計画.....	143
第5節 雪崩対策計画.....	144
第6節 孤立対策計画.....	145

交通災害対策編

第1編 交通災害予防対策

第1章 交通災害対策編の基本	147
第2章 海上災害予防計画	
第1節 海上災害予防対策	148
第2節 危険物等の大量流出対策	149
第3節 協力支援体制の整備	151
第3章 陸上交通災害予防計画	
第1節 道路	152
第2節 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社等）	153

第2編 交通災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み	155
第2章 交通災害応急対策計画	
第1節 海上災害対策計画	156
第2節 航空災害対策計画	161
第3節 陸上交通災害対策計画	166

産業災害対策編

第1編 産業災害予防対策

第1章 産業災害対策編の基本	169
第2章 化学工場等災害予防計画	
第1節 化学工場等保安対策の基本	170
第2節 企業内自主防災組織の確立	173
第3節 施設・設備の保全及び安全対策	175
第3章 危険物等災害予防計画	
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	177
第2節 石油類等の災害予防対策	179
第3節 火薬類の災害予防対策	181
第4節 高圧ガス等の災害予防対策	183
第5節 放射性物質の災害予防対策	185
第6節 大気汚染物質による災害予防対策	187
第7節 毒物劇物の災害予防対策	189
第8節 労働災害防止対策	191
第4章 公共的施設災害予防計画	
第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策	193
第2節 電気工作物・電気用品の災害予防対策	196
第3節 地下埋設物災害予防対策	199

第2編 産業災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み	201
第2章 化学工場等災害対策計画	
第1節 石油類等の保安対策	202
第2節 火薬類の保安対策	204
第3節 高圧ガスの保安対策	205
第4節 放射性物質の保安対策	206
第5節 特定物質による事故対策	208
第6節 毒物劇物による事故対策	209
第3章 公共的施設災害応急対策	
第1節 一般ガス・簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策	210
第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策	212

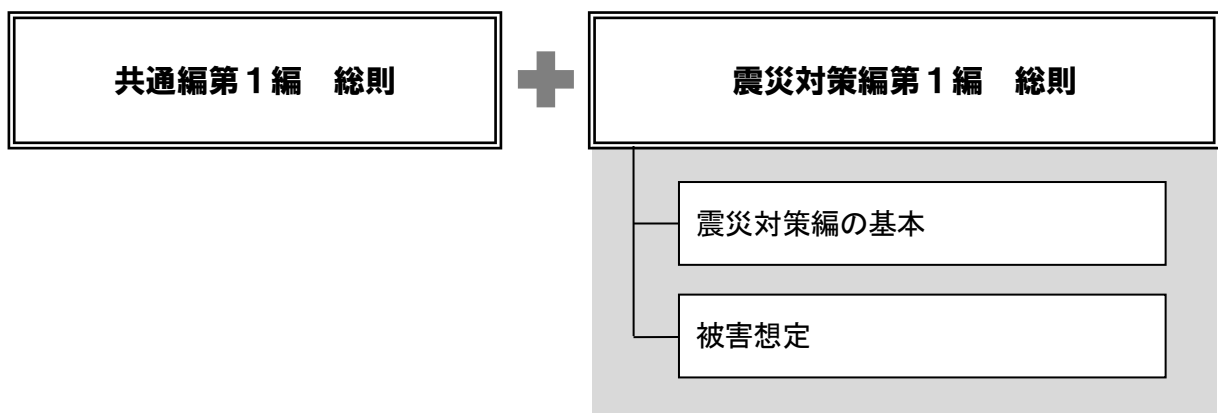
震 災 対 策 編

第1編 総則

第1章 震災対策編の基本

市防災計画「震災対策編」は、地震・津波災害への対策に特化した計画書であり、地震及び津波発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として踏まえるべき総則事項は、市防災計画「共通編 第1編 総則」によることを基本とし、そのほか、地震・津波災害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 被害想定

第1節 想定地震及び津波

第1項 想定される地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%~80%の確率でM8~M9クラスの地震が発生するとされている「南海トラフ巨大地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘~伊予灘の地震」等について被害想定を行っている。

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行っている。

山口県の被害想定結果からは、本市への影響が大きい地震としては、以下の地震が考えられる。なお、本市において最も震度が高いと予測されるのは、周防灘断層帯主部の地震及び佐波川断層地震であり、震度6強が予測されていることから、市防災計画における想定震度は、最高6強とする。

- ◆ 南海トラフ巨大地震
- ◆ 佐波川断層地震
- ◆ 周防灘断層帯主部の地震
- ◆ 安芸灘~伊予灘の地震

資料編 [被害想定]

- 5-1-1 山口県の活断層図
- 5-1-2 発災季節と発災時刻の想定

第2項 想定される津波

瀬戸内海沿岸の津波としては、南海トラフ巨大地震及び周防灘断層帯主部の地震の影響が考えられる。平成25年12月に山口県地震・津波防災対策検討委員会が公表した津波浸水想定によると、防府市の沿岸（富海漁港）では南海トラフ巨大地震では最大3.1メートル、周防灘断層帯主部の地震では最大2.9メートルの津波が来襲するものと予想されている。

なお、安芸灘周辺の地震については、深さが40kmより深く海底まで断層の破壊面が届かないため、大きな津波の発生は考えにくい。歴史的に見ても、安芸灘地震で大きな津波が発生した記録は見られない。

資料編 [被害想定]

- 5-1-3 南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定
- 5-1-4 南海トラフ巨大地震による津波の浸水面積

第3項 想定される液状化

日本の地盤液状化履歴図によると、山口県下では過去、周防・長門地震（1685年）及び見島地震（1893年：M6.2）の際、長門市深川湾沿いの地点で液状化が発生しているという報告が残っている。

また、過去の液状化被害の調査から、液状化の発生した地盤は、地下水位が浅く、ゆるい土粒子構造の河成沖積地盤をはじめとして、旧河川道地盤、埋立地盤であることが明らかにされており、本市の海岸部が埋め立て地であることからしても、本市で液状化被害が発生する可能性は非常に高いと予想される。

第2節 各地震における被害想定結果

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

第1項 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つ地震規模M9.0のプレート間地震である。山口県域は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化及び津波による影響を受ける。この地震による本市の最大震度は5強で、津波の発生が想定されている。

■人的被害、建物被害、生活支障

市町	地震動	津波		被害想定				
	震度	代表地点での※1		人的被害		建物被害		生活支障
		最高津波水位 (TP. m)	最高津波水位 到達時間(分)	死者 (人)	負傷者 (人)	全壊棟 数 (軒)	半壊棟 数 (軒)	避難者 (人)
防府市	5強	3.1	133	1	6	219	1,525	9,059
山口市	5強	3.2	308	21	7	641	1,565	9,579
周南市	5強	3.5	139	49	4	128	2,286	18,120

※1市町ごとに設定している主な港湾・漁港等（代表地点）での最高津波水位、表地点が複数ある場合は高い値を採用。

■要転院患者数と医療需要過不足数 (単位：人)

名称 (二次医療 圏)	冬の深夜		夏の昼12時		冬の夕方18時	
	転院	過不足	転院	過不足	転院	過不足
山口・防府市	9	—	9	—	9	—
周南市	7	—	7	—	7	—

■避難者の時間推移 (単位：人)

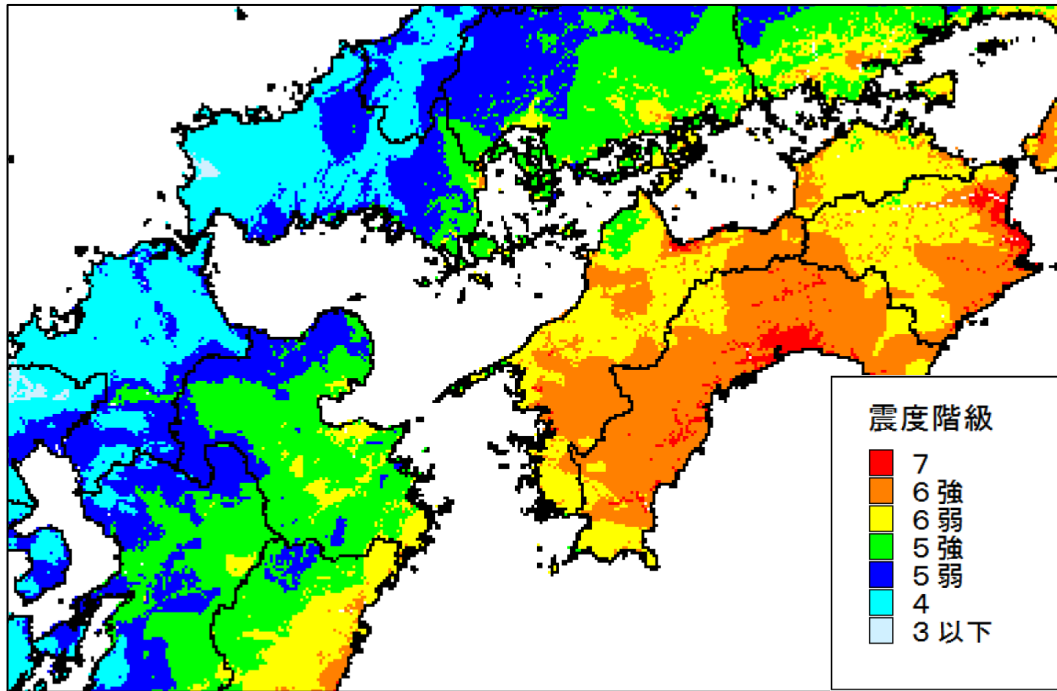
市町	夜間人口	直後			1週間後			1か月後		
		合計	避難者		合計	避難者		合計	避難者	
			避難所 生活者	避難所外 生活者		避難所 生活者	避難所外 生活者		避難所 生活者	避難所外 生活者
防府市	116,919	9,579	6,381	3,198	693	589	104	686	206	480
山口市	199,177	9,059	6,022	3,037	904	693	211	869	261	609
周南市	151,677	18,120	12,077	6,043	867	758	110	845	253	591

■ライフライン・交通施設・帰宅困難者（冬の夕方18時、風速15m/s）

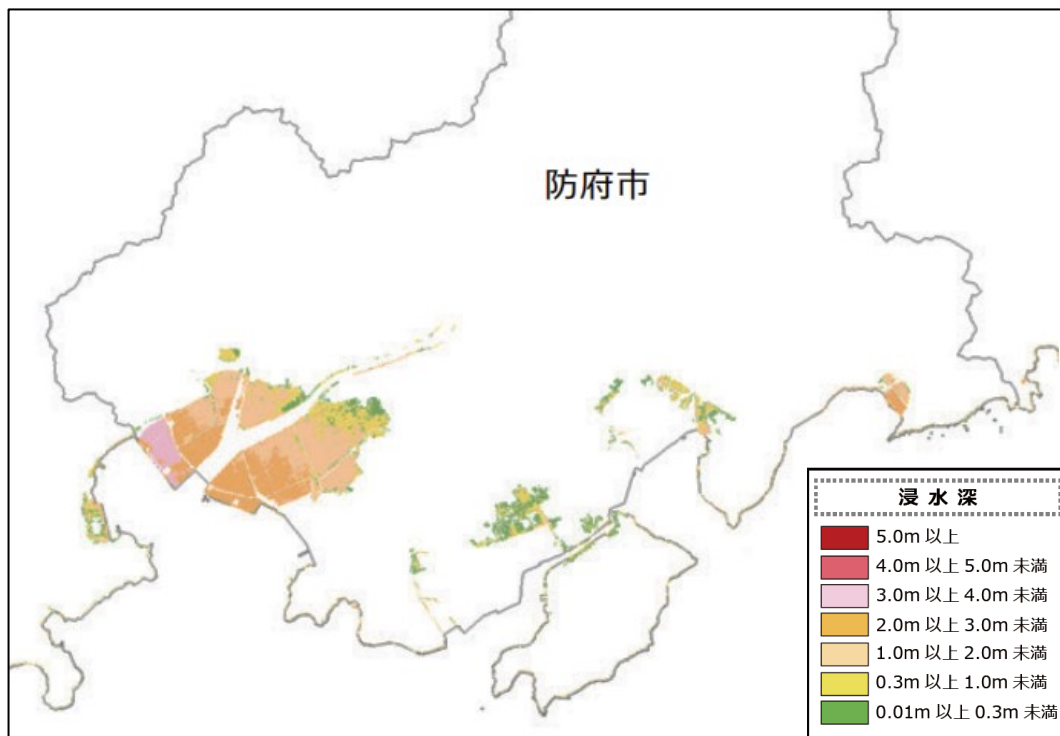
市町	ライフライン					交通			帰宅困難者 (人)
	上水道	下水道	電力	通信	ガス	緊急	道路	港湾	
	(人)	(人)	(軒)	(回線)	(戸数)	(箇所)	(箇所)	(岸壁)	
防府市	125	634	655	479	0	1	31	1	4,308
山口市	2,871	394	464	330	0	8	64	0	10,943
周南市	464	1,138	748	474	0	4	41	1	8,020

南海トラフ巨大地震による被害想定結果（抜粋）（山口県 平成26年3月）

南海トラフ巨大地震の震度分布図（陸側ケース、内閣府被害想定から抜粋）



南海トラフ巨大地震の津波浸水予測図（瀬戸内海沿岸、山口県 平成26年3月）

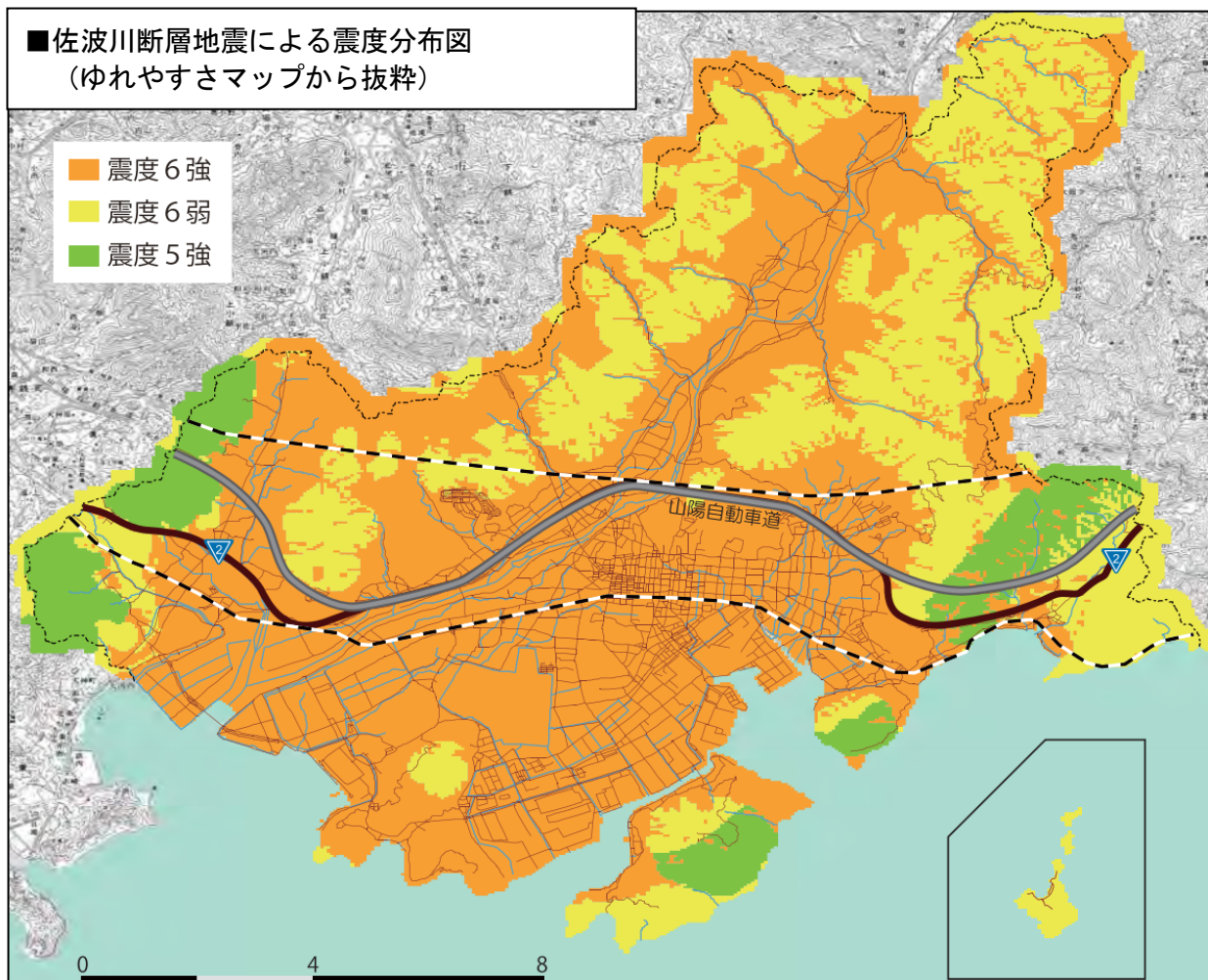


第2項 佐波川断層地震

佐波川断層地震は、山口県中央部に震源を持つ地震規模 M7.4 の内陸（地殻内）地震である。この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市及び周南市で震度 6 強が想定される。

■佐波川断層地震による防府市の被害想定結果（抜粋）（山口県 平成 20 年 3 月）

ケース	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	自力脱出困難 者(人)	災害時要援護 者(人)
冬の早朝 5 時 風速 3m/s	339	2, 829	325	1, 192	104
冬の昼 12 時 風速 3m/s	271	2, 355	5	274	978
冬の夕方 18 時 風速 3m/s	281	2, 405	10	283	998
冬の早朝 5 時 風速 15m/s	341	2, 848	330	1, 192	104
冬の夕方 18 時 風速 15m/s	284	2, 449	10	296	998

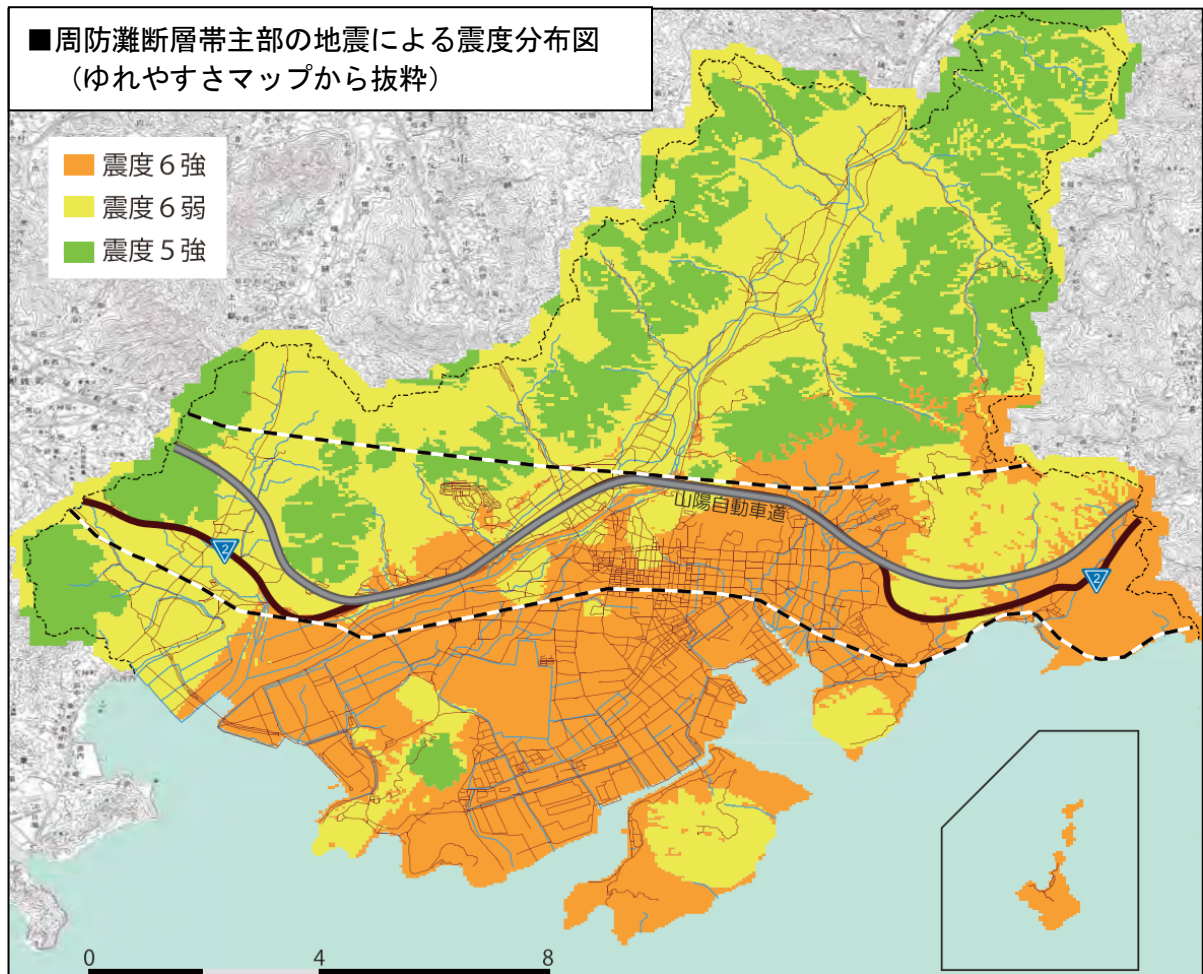


第3項 周防灘断層帯主部の地震

周防灘断層帯主部の地震は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ地震規模 M7.6 の内陸（地殻内）地震である。この地震による本市の最大震度は6強で、津波の発生も想定されている。

■周防灘断層帯主部の地震による防府市の被害想定結果(抜粋)(山口県 平成20年3月)

ケース	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	自力脱出困難 者(人)	災害時要援護 者(人)
冬の早朝5時 風速3m/s	254	2,272	242	888	77
冬の昼12時 風速3m/s	202	1,891	4	206	729
冬の夕方18時 風速3m/s	210	1,934	9	213	743
冬の早朝5時 風速15m/s	255	2,282	245	888	77
冬の夕方18時 風速15m/s	212	1,958	9	220	743



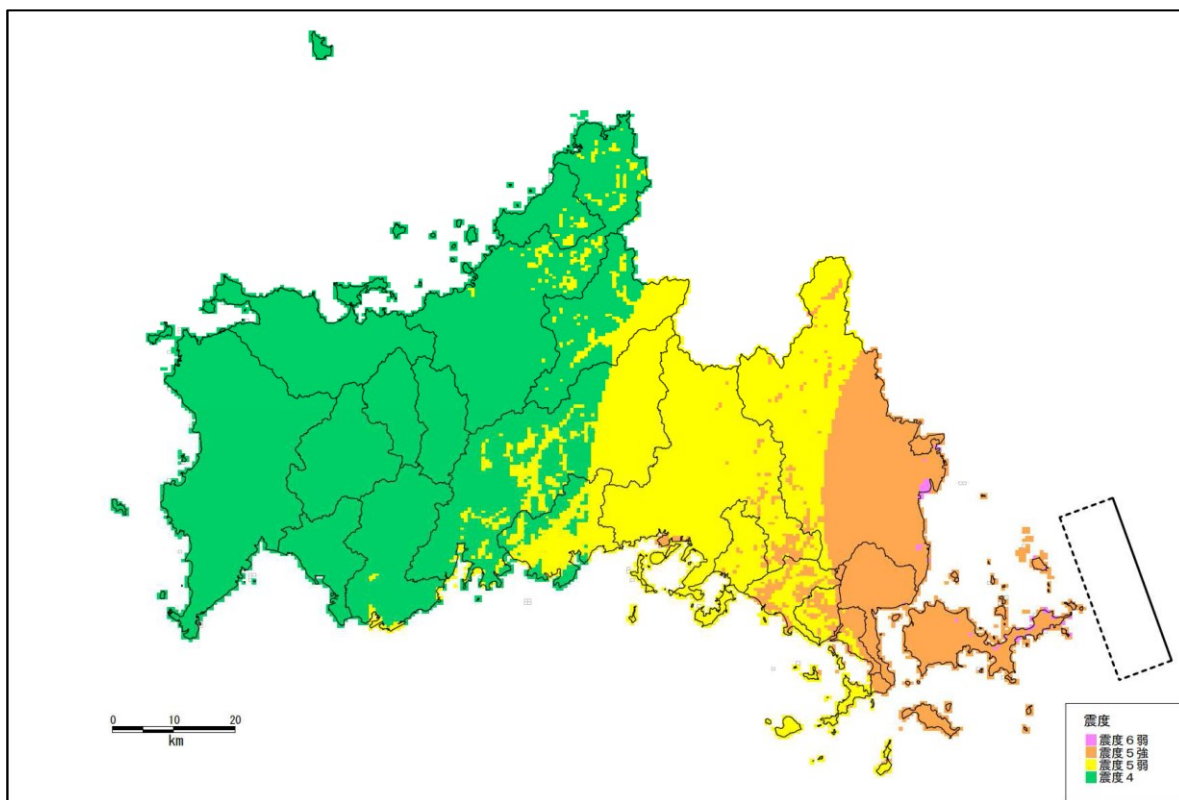
第4項 安芸灘～伊予灘の地震

安芸灘～伊予灘の地震は、周防大島西方の瀬戸内海に震源を持つ地震規模M7.25 のスラブ内(プレート内)地震である。この地震による本市の最大震度は5弱が想定される。

■安芸灘～伊予灘の地震による防府市の被害想定結果(抜粋)(山口県 平成20年3月)

ケース	死者(人)	負傷者(人)	重傷者(人)	自力脱出困難者(人)	災害時要援護者(人)
冬の早朝5時 風速3m/s	1	16	4	0	0
冬の昼12時 風速3m/s	1	15	3	0	—
冬の夕方18時 風速3m/s	1	14	3	0	—
冬の早朝5時 風速15m/s	1	16	4	0	0
冬の夕方18時 風速15m/s	1	14	3	0	—

■安芸灘～伊予灘の地震による震度分布図(山口県 平成23年11月)



(参考) 佐波川断層地震と周防灘断層帯主部の地震による被害想定比較

想定項目	被害量	想定地震	佐波川断層	周防灘断層帯主部
		地震規模	M7.4	M7.6
		地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)
地震動・液状化	最大震度	6強		6強
	震度6弱以上のエリア位置	防府市, 山口市, 周南市など9市町		防府市, 山口市, 周南市など9市町
	震度6弱以上のエリア面積	県全面積の24.9%		県全面積の13.6%
	震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の74.3%		県全面積の86.2%
	液状化危険度がかかなり高い面積	県全面積の1.1%		県全面積の1.1%
建物被害	全壊の主な原因(割合)	揺れ(72%)		揺れ(65%)
	全壊棟数	11,415棟		9,225棟
	半壊棟数	42,700棟		41,098棟
	焼失棟数*	2,582棟		2,199棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間	冬の早朝5時		冬の早朝5時
	上記ケースの死者の主な原因(割合)	建物倒壊(85%)		建物倒壊(80%)
	上記ケースの死者数	630人		471人
ライフライン・生活支障被害	上水道(1日後の断水人口)	340,423人		421,542人
	下水道(機能支援人口)	211,328人		215,168人
	電力(停電件数)(1日後)*	58,324軒		71,327軒
	通信(固定電話不通回線数)*	1,794回線		1,727回線
	ガス(供給停止世帯数)	44,776世帯		—
	1日後の避難所生活者(万人)	3.4万人		3.2万人
	1日後の食料需要	9.5万食		8.8万食
	帰宅困難者数	8,101人		8,101人

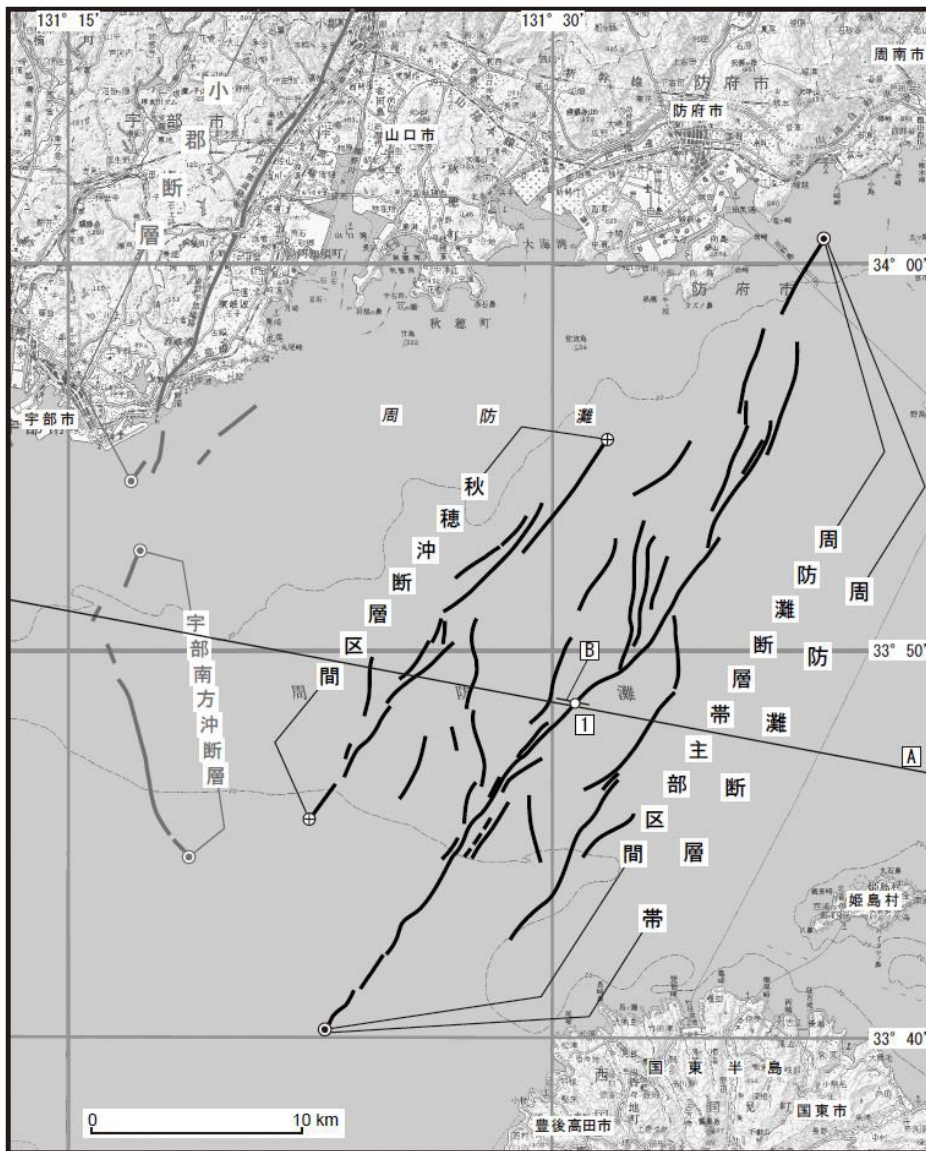
*冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量佐波川断層と防府沖海底断層(周防灘断層帯主部)の被害想定結果の概要(抜粋)(山口県 平成20年3月)

*県被害想定結果にある「防府沖海底断層」は、「周防灘断層群主部」に名称変更されたが、中国地域の活断層の長期評価(地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成28年7月1日公表)により、「周防灘断層帯主部」に再度名称変更されている。

■佐波川断層及び周防灘断層帯主部(防府沖海底断層)の位置図(ゆれやすさマップから抜粋)

*平成20年3月の県被害想定をもとにゆれやすさマップを作成しているため、防府沖海底断層と記載している。





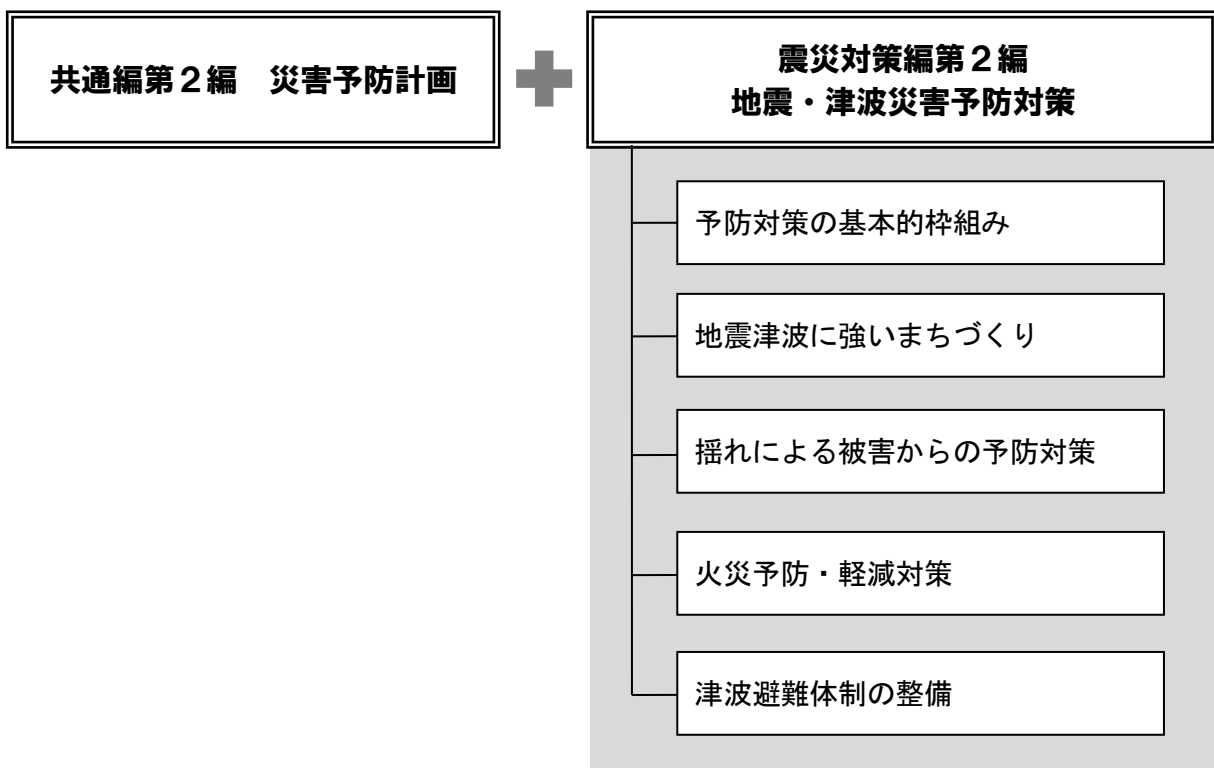
中国地域の活断層の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成28年7月1日公表）から引用

第2編 地震・津波災害予防対策

第1章 予防対策の基本的枠組み

市防災計画「震災対策編」は、地震・津波災害への対策に特化した計画書であり、地震及び津波発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、地震・津波災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な予防対策の実施を目指すものである。



第2章 地震・津波に強いまちづくり

第1節 市街地防災対策の推進

主な担当関係部署：都市計画課、消防本部

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定により県が定めた第5次地震防災緊急事業5箇年計画を踏まえ、地震防災上緊急に整備すべき事業を推進している。今後も、県と連携・協力して事業の選定を行い、重点的に取り組んでいくなど、計画的な事業の推進を図る。

また、市は、避難場所、避難路、延焼遮断帯や防災活動拠点ともなる道路、公園など骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

現状と課題

■市街地の整備

市は、防府駅南北土地区画整理事業を実施したことにより、大規模火災による延焼の防止等の対策に効果をもたらしている。また、住宅等密集地と合わせ市街地における災害の危険を防除するため、防火・準防火地域を決定している。

■公園の整備

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っている。市内には、都市公園・児童遊園・農村公園・漁港公園・森林公園等の施設があるが、今後は防災機能を有した防災公園として、計画的に整備を進める必要がある。

現在、市内各地に配置されているこれらの公園は、発災時における各地域の指定緊急避難場所として有効に利用する必要があるが、災害の種類によっては指定緊急避難場所として不適當となる公園もある。このことから、防災機能を有する公園整備は各公園の位置特性等を把握し、周辺避難場所等との位置関係を考慮して慎重に選定する必要がある。

基本方針

- 防災の観点から市街地の面的整備を検討する。
- 市街地の空地を防災空間として有効利用する。
- 水道の断水に備え、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- 防災機能をもつ公園施設の整備を計画的に推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 市街地の整備

1 防火・準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火・準防火地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

【達成目標】

○市街地の避難路や延焼防止帯等としても機能する道路の整備を推進し、公園等の計画的配置を計画する。

第2項 延焼遮断帯の整備

1 延焼遮断帯の整備

延焼遮断効果の期待できる道路、河川、不燃化建築物、緑地等により街区をブロック化し、火災の焼け止まりを図るとともに、ブロック内に一定量のオープンスペース、消防水利や避難場所等を確保するとともに、水道の断水に対応するため耐震性貯水槽を整備するなど、地震に強い都市の形成を図る。

2 延焼遮断帯の構成要素

本市において、延焼遮断帯として想定できるものは、主に次のとおりである。

- ◆ 道路（都市計画道路を軸とした広幅員道路）
- ◆ 河川、ため池等
- ◆ 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社：山陽本線）
- ◆ 公園、緑地、農用地等のオープンスペース
- ◆ 街路樹、生垣等
- ◆ 団地等の不燃化建築物

3 消防水利の整備

火災の危険性が大きい地区に延焼遮断帯の設定を行うとともに、耐震性貯水槽の整備を合わせて行うなど、全体として防災力の向上を図れる計画を検討する。

【達成目標】

○耐震性貯水槽の整備を計画する。

第3項 公園の整備

公園に防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。防災機能を持った公園施設整備計画策定へ向けた取組の主なものを以下に示す。

- ◆ 立地条件及び地域特性の調査
- ◆ 周辺施設調査
- ◆ 関係法令による施設設置の可否調査
- ◆ その他条件調査

【達成目標】

- 防災機能公園を選定する。

第2節 農山漁村地域の防災対策の推進

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、消防本部、防災危機管理課

農山漁村地域においても、避難場所等、避難路、消防用施設等の整備を推進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図る。

現状と課題

本市の約5割は森林であり、急傾斜地、地すべり地域、山地災害危険地区等が数多く存在しており、危険箇所について、住民に周知する必要がある。

また、向島や野島においては傾斜地沿いに道路及び集落があり、がけ崩れに伴う孤立化が懸念される。

市では、災害時の孤立対策として早期の避難指示等を発令するなどの対応を行うが、避難場所の選定については課題が残されている。

基本方針

- 急傾斜地、地すべり等の危険地域の防災対策として防災マップ（土砂災害編）の作成・配布及び啓発をし、早期避難を促す。
- 地区住民と連携し、災害ごと、地区の特性ごとに、指定緊急避難場所や避難路の設定を行う。
- 孤立化対策として、有効な避難場所の整備をするとともに、備蓄場所の検討や備蓄の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

市は、災害に強く潤いのあるまちづくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、急傾斜地、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。また、集落の孤立化対策として、早期避難を促す。

【達成目標】

- 防災マップ（土砂災害編）を更新・配布し、市民に周知する。

第3節 公共土木施設の整備

主な担当関係部署：道路課、都市計画課、河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

市は、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

現状と課題

■道路の整備

道路に関する地震対策としては、主に橋りょうについて、調査結果に基づき年次的に改良や補修工事を行うこととしている。

■河川の整備

近年、住宅開発等により、山林原野の保水機能や水田の遊水機能が低下し、雨水を排出するための河川や水路の流下能力の不足が課題となっている。地震により地盤に深刻な影響を受けた場合はさらに機能低下を招き、さらに大雨等の気象条件が重なった場合などには、非常に危険な状態になることも予想される。

一方、河川敷広場や護岸敷道路等は、緊急時に活用できる避難場所や避難路としての活用も期待でき、大規模な延焼火災の発生に備えた消防水利の観点からも、河川・海岸の整備は重要である。

■港湾・漁港の整備

港湾・漁港は、緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難場所としての利用等防災拠点として重要な役割を担う。本市の海岸部には、重要港湾三田尻中関港があり、国及び県により整備事業等が行われている。また、本市には7漁港があり、水産基盤整備事業等を実施し、防波堤、護岸等の漁港基本施設の拡充等の整備を行っているところである。

なお、耐震化対策としては、現在、県において水門や護岸の一部を実施している。

基本方針

- 橋りょう、河川、護岸施設等の耐震対策等を推進する。
- 指定緊急避難場所としての指定状況を整理し、防災機能を有した施設として活用する。
- 県と連携し、耐震強化護岸の整備など必要な整備を進める。
- 港湾・漁港関連設備の耐震化対策として、重要施設の耐震化を推進する。
- ため池施設の耐震化対策として、ため池耐震性点検・調査を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

1 都市計画道路を中心とした道路整備の推進

都市形成上の骨格をなす都市計画道路を中心として、年次的な整備や道路のネットワークづくりを推進する。また、合わせて延焼遮断帯としての機能や安全な空間の創出を目的とした電線類の地中化や道路緑化の推進にも留意する。

なお、国道、県道、市道、農道、林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように点検を実施し、有事に備える。

2 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

3 橋りょうの整備

各道路管理者は、橋りょうの点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

4 トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルについて点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

【達成目標】

○橋りょうの耐震対策を推進する。

第2項 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努める。また、消防水利施設としての取水・貯水施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

1 河川施設の整備

堤防、水門、排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

2 海岸保全施設の整備

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

【達成目標】

○西浦干拓・大道干拓沿岸及び排水機場等を優先的に、耐震対策及び液状化対策の計画書を作成する。

第3項 港湾の整備

県は、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

市は、耐震強化岸壁の整備など港湾の整備について、今後とも整備充実が図られるよう県と協議を行う。

第4項 砂防設備等

県は、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

【達成目標】

○老朽化施設の点検リストを作成し、パトロールを強化する。

第6項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び地震による破損等で決壊した場合、浸水区域内に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

【達成目標】

○耐震性の概略判定において耐震性点検と併せて防災マップを作成し、改修や長寿命化工事の計画検討を進める。

第4節 海岸保全施設の整備等

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

沈下や老朽化により機能低下した海岸堤防や排水機場などの海岸保全施設の補強・改修を行い、津波による被害から背後地における住民の生命・財産を保護する。

現状と課題

津波災害に対する海岸保全施設の整備については、山口南沿岸海岸保全基本計画のもと取組を行っており、海岸保全施設の整備等を実施することとなっている。

基本方針

○津波災害予防の観点から、海岸保全施設の点検を進め、維持管理を行う。

具体的な取組と達成目標

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定する。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘察し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。各海岸管理者は、海岸堤防（防波堤）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設を計画的に整備する。また、地域の実情に応じて潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を推進し、それらを活用した津波防災施設の高度化を図る。

性能水準	◆ 海岸保全施設の整備に当たって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。
電動化・自動化等	◆ 水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

なお、既施設については日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

【達成目標】

○海岸保全施設のある西浦地域では、堤防補強工・消波工を計画的に実施する。

第5節 避難場所・避難路の整備

主な担当関係部署：都市計画課、開発建築指導課、道路課、防災危機管理課、観光振興課

市は、避難場所、避難路など骨格的な防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

現状と課題

■避難場所等の整備

市では、平成25年の災対法の改正により、新たに規定された指定緊急避難場所及び指定避難所の基準について共通編第2編第7章に定めており、それに基づいた避難場所等を平成26年6月に指定している。今後も、地震被害想定や津波避難計画等に基づいた追加指定を検討する必要がある。また、特に震災時や津波からの避難について、各地域におけるワークショップ、出前講座の実施、市広報、防災マップ（津波編）、防災ファイル等を通じて市民への周知を図って行く必要がある。

■避難路の整備

市では、平成25年12月に県が公表した津波浸水想定を基に平成27年3月に津波避難計画の策定をし、それに基づき指定緊急避難場所や避難路の検討を進めていくことにしている。

また、平成27年度には、浸水想定のある地域ごとに指定緊急避難場所までの避難経路等を地域主体で検討した。

屋外等の指定緊急避難場所から指定避難所までの避難方法についての検討の推進や、避難路の安全を確保するため、ブロック塀等の転倒防止対策を促進していく必要がある。

■避難にかかる表示板の設置

地域ごとの実情に沿う整備計画を立案し、住民への周知を図るとともに観光地や海水浴場等外来者の多い場所に指定緊急避難場所及び避難路への誘導表示板、海拔表示板等を設置し、周知を図る必要がある。

基本方針

- 指定緊急避難場所及び指定避難所については、災対法等の基準に基づき指定しているが、今後も最新の被害想定に基づき指定状況を見直し、安全確保を図る。
- 避難場所等の位置づけや指定状況について、市民への周知徹底を図る。
- 地区の特性に応じた安全な避難路の指定をする。
- 避難路の安全確保のため、ブロック塀の転倒防止対策などの啓発を実施する。
- 避難路について市民への周知徹底を図るため、防災マップ（津波編）等により啓発を行う。
- 津波被害を軽減するため避難場所及び避難路を示す表示板等の設置を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難場所等の整備

1 指定緊急避難場所等の指定及び確保

震災時の指定緊急避難場所として、広場、公園、学校運動場等を指定・確保する。その際、避難距離が長くないようできるだけ身近な場所に確保する。

避難場所を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地等の利用について検討する。

2 津波災害時の避難場所の指定及び確保

津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を迅速に行うには、避難場所の整備が必要不可欠であり、避難場所として、地域の実情により臨海部（住居）から直近の小高い場所、丘、民間施設等の津波避難ビルへの指定を検討する。

- ◆ 避難場所の整備に当たっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってさらなる避難が可能となるような場所を確保するよう努める。
- ◆ 市は、地域住民の積極的な参画の基に、津波浸水想定区域内にある津波浸水高を超える高さの民間等の建築物をやむを得ない緊急的・一時的な避難施設として確保する場合には、所有者との協定締結後、津波避難ビル等として指定するとともに、住民等に周知・啓発し、避難に時間的余裕がない避難困難者を確実に避難できるような体制の構築に努める。

3 地区一時避難場所の確保

市は、自治会・自主防災組織等が定める一時的な避難場所について、地震・津波災害時の安全に配慮した場所の確保となるよう指導する。

【達成目標】

- 津波避難計画等に基づき、指定緊急避難場所の追加について、関係機関・団体と検討し、追加指定等を行う。
- 津波災害から住民を守るため、指定緊急避難場所の指定及び避難路の整備を行う。
- 津波災害時の避難場所のあり方について検討し、優先度をもって整備計画を作成する。

第2項 避難路の整備

1 避難路の指定及び確保

住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員を確保できる道路を選定する。なお、安全な避難路を確保するために、ブロック塀、石塀等の生垣化推進の広報等必要な対策をとる。

2 避難経路の検討

津波浸水想定区域ごとに住民主体で指定緊急避難場所や避難目標地点までの避難経路を検討することとし、市は積極的に支援する。

3 津波災害に対する避難路の確保

津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を円滑に行うには、避難路の整備が必要不可欠であり、小高い場所・丘等に最短時間でたどりつけるよう、緊急避難路整備に努める。

- ◆ 住民が徒歩で確実に浸水区域外の安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備に努める。
- ◆ 避難路の整備に当たっては、地震による家屋やブロック塀の倒壊、道路の損傷、渋滞、交通事故の発生、落橋、土砂災害、液状化等の影響に起因する道路等の寸断等を考慮し、安全性の確保を図るものとする。

【達成目標】

- 津波災害から住民を守るため、避難路の整備を行う。

第3項 避難にかかる表示板の設置

海浜利用者、観光客、港での作業者等を地震・津波災害から守るため、津波啓発の表示板、指定緊急避難場所及び避難路を示す表示板や海拔表示板等について、臨港、海岸等への設置を推進する。

【達成目標】

- 津波災害に関する表示板について、設置整備計画の作成を検討する。
- 指定緊急避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備と周知に努める。

第3章 揺れによる被害からの予防対策

第1節 建築物の耐震化

主な担当関係部署：建築課、開発建築指導課、行政管理課、政策推進課新庁舎推進室、文化振興課、スポーツ振興課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、こども家庭課、健康増進課、社会福祉課、道路課、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、消防本部、上下水道局

主な担当関係機関：防府警察署、西日本電信電話(株)山口支店、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、防長交通(株)防府営業所

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（学校、病院、百貨店等）の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

現状と課題

市有建築物にあっては、計画的な改修・補強工事等の実施が必要である。

基本方針

- 構造物・施設等の耐震設計の基準を明確化し、周知の強化を図る。
- 優先度を設け、公共施設の耐震補強を段階的に進める。
- 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の普及を促進する。
- 施設所有者に対する耐震化の普及のためのガイドラインの策定を検討する。

具体的な取組と達成目標

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

以下の3点を耐震設計の基準とし、構造物・施設の耐震設計を行う。

- ◆ 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- ◆ 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- ◆ 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。
 - ・一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとな

るおそれがあるもの

- ・本市のみならず広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・多数の利用者等を収容する建築物等

なお、構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

【達成目標】

- 構造物・施設等の耐震設計の基準について、施設等の特性に応じたガイドラインの策定を検討する。

第2項 市有建築物等の耐震化

市は、防災上重要な建築物及びその他の市有建築物について、山口県耐震改修促進計画に準じて、市有建築物等の耐震性の確保についての対策を講じ、県は市に対して必要な情報提供・助言・指導を行う。

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる以下のような施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

- ◆ 市本部組織が設置される施設（消防本部庁舎）
- ◆ 医療救護活動施設（防府市休日診療所、保健センター）
- ◆ 応急対策活動施設（市上下水道局等）
- ◆ 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）
- ◆ 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
- ◆ 輸送拠点（防府市公設青果物地方卸売市場）
- ◆ 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱施設（学校を含む）

2 市庁舎の耐震化

耐震診断の結果、市庁舎については耐震性に問題があり改修が難しいため、建替えを行う。

3 耐震補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

4 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

【達成目標】

- 施設の耐震化について、耐震診断の結果に基づき耐震補強工事の優先順位を定め、計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

第3項 公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

【達成目標】

○公共的施設の管理者に対し耐震化診断の促進を図る。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、市耐震改修促進計画に基づき市民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口を開設するなどして既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

【達成目標】

○耐震診断及び耐震補強の改修を促進するため、補助事業を実施する。

第5項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

- ◆ 横断歩道橋
- ◆ 街路樹及び街路灯
- ◆ アーケード、バス停上屋、看板及び広告塔
- ◆ ブロック塀、ガラス窓、外壁、大規模空間の天井及びエレベーター
- ◆ 自動販売機
- ◆ 什器

なお、内容については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 5-2-1 落下倒壊危険物対策

第2節 ライフライン・交通施設の耐震化

主な担当関係部署：上下水道局、道路課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：県企業局、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、山口合同ガス(株)防府支店、
西日本電信電話(株)山口支店、国土交通省山口河川国道事務所、
防府土木建築事務所、西日本旅客鉄道(株)

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、県耐震改修促進計画及び県公共施設耐震化基本計画をもとに、耐震性の強化を図っていく。

現状と課題

■ライフラインの整備

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する必要がある。

■交通の整備

鉄道、道路等は、社会経済活動、住民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めなければならない。

市では現在、橋りょう長寿命化計画に基づく年次的な橋りょう補修工事や、照明灯などの安全点検を行い、地震発生時の安全確保を図っている。

基本方針

- 市は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。
- ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。
- 市は、ライフライン事業者に対し、耐震性の強化とともに、系統多重化、拠点の分散化、代替機能の確保など、業務継続の取組を促進する。
- 公共交通機関、道路管理者と連携し、効果的な耐震強化を進めることにより、震災時の輸送ネットワークの強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 電気（中国電力ネットワーク株式会社、県（企業局））

1 中国電力ネットワーク株式会社

中国電力ネットワーク株式会社は、以下の取組を進める。

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 架空電線路：地震力の影響は、風荷量に比べて小さいので、これより設計する。 ◆ 地中電線路：軟弱地盤個所の洞道、大型のケーブルヘッド、油槽台等及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。 ◆ 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 架空電線路：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ◆ 地中電線路：地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。 ◆ 地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいのでこれにより設計する。
通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

2 県（企業局）

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第2項 ガス（山口合同ガス株式会社）

今後の構造物、施設等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保する。

製造関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計及び施工を行い、耐震性の維持管理に努める。 ◆ 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。
供給関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止及び復旧時の早期対応を容易にする。 ◆ 耐震性及び耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設） ◆ 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え及び更生修理を推進する。 ◆ マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

【達成目標】

○設備の点検、改修及びマイコンメーターへの取替えを順次進めていく。

第3項 電話（西日本電信電話株式会社）

設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強、ケーブルのとう道への収容及び通信ケーブルの地中化を推進する。

また、冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化、2ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大及び市内中継線のループ化を推進する。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第4項 上下水道（市上下水道局）

1 上水道

水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進するとともに、大規模災害時においても、水道機能を迅速かつ高いレベルで維持・回復できるよう、水道事業業務継続計画（水道BCP）等により体制構築を図る。

- ◆ 緊急を要する弱点对策に努める。
- ◆ 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ◆ 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

【達成目標】

○重要施設の点検、耐震化計画及び改修を順次進めていく。
○水道事業業務継続計画を継続的に見直し、災害時の業務継続体制の向上を図る。

2 下水道

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、以下の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図るとともに、大規模災害時においても、下水道機能を迅速かつ高いレベルで維持・回復できるよう、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）等により体制構築を図る。

- ◆ 下水道施設の構造面での対策
- ◆ 下水道システム面での対策
- ◆ 体制面での対策

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。
○下水道事業業務継続計画を継続的に見直し、災害時の業務継続体制の向上を図る。

第5項 工業用水道（県（企業局）、市上下水道局）

工業用水道の建設及び改良に当たっては、受水者の理解と協力を得ながら耐震性を考慮した施設整備を図るとともに、工業用水道事業の運営に当たっては、地震等大規模な災害を想定した緊急時対応の体制についての充実強化を図る。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第6項 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

鉄道施設のうち橋りょう、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

橋りょう及び高架橋	◆ 新幹線の橋りょう及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋りょうの落橋防止工、高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。
その他	◆ 落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第4章 火災予防・軽減対策

第1節 出火防止

主な担当関係部署：消防本部、消防団

近年の地震においては、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火のほか、地震から数時間経過後に電気器具による出火という、過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化及び安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

現状と課題

大規模地震発生時は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。また、耐震機能付きの一般火気器具は普及しているが、電気復旧後の出火が多発している。

市では、地震発生時の出火防止対策等の取組を行っているところであるが、震災時の同時多発火災の対応について、市を中心とする関係機関の連携による迅速な避難誘導、地域における初期消火に対する意識の共有や消火活動のあり方等について検討すべきである。

基本方針

- 地震発生時の出火防止策として、倒壊家屋の多い地域の停電後の電気の復旧は、計画的に行う。
- 地震発生時の一般火気器具、電気器具、化学薬品、危険物施設等からの出火防止対策の徹底を図る。
- 市民へ出火防止対策の啓発を促す。
- 自動消火装置が付設された調理器具や暖房器具を使用するよう広報する。

具体的な取組と達成目標

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合が減少している。過去、地震直後にこれらの機器に起因した同時多発火災により被害が拡大したことから、過熱防止機能の付いたガス器具、対震自動消火装置付き石油ストーブ、対震自動遮断装置等を備えた機器が普及し、効果的に出火を防止することにつながっている。しかし、配管の亀裂、燃料タンクの破損等によりガスや油類が漏えいすると、何らかの発火源の着火物となる可能性が高く、一般火気器具からの出火防止は重要である。

ガスコンロの使用後は元栓を閉めることや、石油ストーブは使用シーズン以外タンク内の燃料を抜くなどの使用後の対策を行い、地震時の着火物を少なくすることが重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、対震自動消火装置付き石油ストーブ、対震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

【達成目標】

- 火災防止対策について市広報等で市民に周知する。
- 一般火気器具からの出火事故事例等をホームページ、市広報に掲載する等、市民への出火防止の啓発を実施する。
- 市民に対し地震時における火災を防ぐため、一般火気器具使用後の対策を啓発する。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては、一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても対震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒーターが空气中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

さらに、倒壊家屋の人命検索と並行してブレーカーの遮断を行うことに努め、電気の復旧は、被害の少ない地域を優先することとし、倒壊家屋の多い地域の復旧は電力事業者と協議を行い電気による出火防止を図る。

【達成目標】

- 電気器具からの出火事故事例等をホームページ等に掲載する等、市民への出火防止の啓発を実施する。
- 市民に対し、地震後の電気器具からの出火防止について啓発を実施する。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

そのため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

【達成目標】

- 学校・研究機関・工場への化学薬品の転倒防止措置等地震時における出火防止の啓発を実施する。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、配管等の耐震化を図るとともに地震に伴う停電時における施設の安全な緊急停止についても検証を行い、従業員に周知するなど出火防止を図る。また、津波を想定した避難についても周知する。

【達成目標】

○危険物取り扱い事業者に対し地震時の対応（地震防災対策マニュアルの作成）を徹底し、出火防止を図る。

第2節 初期消火

主な担当関係部署：消防本部、消防団

大規模地震による火災は、市内に同時多発的に発生するため、行政の消防力で対応できる範囲を超えてしまうことが予想される。このため、平常時から地震発生に備えた適切な延焼防止策として、地震発生後速やかに的確な初期消火が行えるよう体制の整備に努める。

現状と課題

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、市民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。また、震災時には、各事業所の自衛消防組織による消防隊の活動が不可欠である。

基本方針

○初期消火は地域住民が一体となって行い、延焼防止に努める。

具体的な取組と達成目標

震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

また、震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成及び活動訓練を推進する。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

【達成目標】

- 市民・自主防災組織への初期消火訓練を実施する。
- 事業所の自衛消防組織による防災訓練等において指導を行う。

第3節 消防力の強化

主な担当関係部署：消防本部、消防団

地震発生後、市内に同時多発的に発生する火災に対応するため、消防力の強化に努めるとともに、広域消防の相互応援協定など、消防機関相互の応援体制を整備しておく。

現状と課題

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

基本方針

- 消防水利の整備を計画的に進め、耐震性貯水槽の設置を強化する。
- 消防資機材の整備を計画的に進める。
- 山口県内広域消防相互応援協定に基づいた山口県内広域消防応援計画が策定され、各消防機関相互の応援体制が構築されている。

具体的な取組と達成目標

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、河川、海水、農業用水等の自然水利や学校プールを有効利用できる消防水利として確保する必要がある。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 5-3-1 分団別消防水利の現況

【達成目標】

- 耐震性を有する防火水槽の整備を計画的に実施する。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部・消防署

毎年計画的に消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車等の整備及び資機材の整備を推進していく。

なお、市消防機関の系統図は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対応]

- 5-4-1 市消防機関の系統図

2 消防団

地域ごとに機動的な活動を行っている消防団に必要な消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び資機材の整備を推進していく。

3 自主防災組織

初期消火に必要な小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

なお、激甚な大震災が発生した場合、地域によっては早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進めるとともに整備の促進に努める。

【達成目標】

○消防資機材の整備を計画的に実施していく。

第3項 地震火災防御計画の策定

消防活動について、市は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「警防計画」を策定している。大規模地震発生時には、有効適切な防御活動を行うことが不可能であり、消防力が分散する状況に陥る。電話網も寸断され、正確な被害情報の把握に結びつかない。全職員招集体制となることから、各地域在住の非番の消防職員による登庁経路における被災状況の取りまとめなどにより、被害状況を整理し、より早い段階で緊急消防援助隊の要請を行えるよう、地震時の火災防御計画を定める。

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生が市内に限定される場合は、県内広域消防相互応援協定に基づき近隣の消防機関に応援要請する。しかし、危険物等を多量に扱っている工場の多くから出火した場合は、緊急消防援助隊の要請を併せて行う。また、市内の道路寸断箇所や消火栓使用不能箇所等を図面整理し、迂回路及び有効な消防利水を事前決定するなど、緊急消防援助隊等の活動支援を図る。

なお、地震火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして地域住民、自主防災組織等による初期消火及び救護等の活動を盛り込む。

【達成目標】

○地震火災防御計画の策定を推進する。

第4項 消防相互応援体制の整備

「山口県内広域消防相互応援協定」及び「中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定」による応援協力体制を強化する。

【達成目標】

○消防相互応援体制に関する応援協定の締結を推進する。

第5章 津波避難体制の整備

第1節 津波避難体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、観光振興課、高齢福祉課、障害福祉課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部、医療機関、私立学校、県立学校、幼稚園、福祉関係施設

現状と課題

津波災害では、住民の安全を確保するため、迅速に避難できる避難場所の指定及び避難路の整備が重要であり、市では、津波からの避難対策として、山口県が公表した南海トラフ巨大地震・津波、周防灘断層帯主部の地震・津波等による被害想定や浸水想定に基づき、平成27年3月に市津波避難計画を策定するとともに、防災マップ（津波編）や防災ファイルを作成し、各世帯に配布している。

今後は、浸水想定のある地域における避難誘導體制の強化を図っていく必要がある。

基本方針

○徒歩で安全確実に避難できる避難路及び避難場所の整備を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 津波災害時の避難場所の指定及び避難路の整備

津波からの避難行動を円滑に行うための、津波避難ビル等の避難場所の指定及び避難路の整備については、第2編第2章第5節「避難場所・避難路の整備」を参照のこと。

第2項 避難誘導體制の整備

1 避難誘導責任者及び協力者

津波災害における避難誘導機関としては、警察、消防機関、市等が考えられるが、避難誘導が迅速に行われるよう、あらかじめ、地域ごとの避難誘導責任者及び協力者を定めておく。

- ◆ 避難誘導機関…消防団
- ◆ 避難誘導責任者…消防団分団長
- ◆ 協力者…自治会長等

2 避難指示者（市長、警察官及び海上保安官）と避難誘導責任者等との連絡

避難指示者、避難誘導責任者又は避難誘導機関（以下「避難誘導責任者等」という。）は、相互の連絡を密にして意思の疎通を図ることができるよう、平常時から連携体制を強化する。

【達成目標】

- 防災マップ（津波編）の周知を図る。
- 自主防災組織等に呼びかけ、地域津波避難計画の作成を支援する。
- 避難支援者と避難誘導機関等の相互間に情報連絡体制を構築する。

第3項 要配慮者等の避難体制の整備

津波災害警戒区域にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者が津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期す。

市は、避難促進施設の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

なお、避難体制については、共通編第2編第8章第2節「避難行動要支援者の避難支援体制の整備」を参照のこと。

【達成目標】

- 沿岸周辺部の避難に相当の要員と時間を要する要配慮者利用施設等の管理者は、あらかじめ安全な場所を確保し、近隣住民の協力体制を構築する。
- 各施設管理者に対して、警報等発表時の避難誘導等の協力体制を確保する。
- 在宅要配慮者の避難対策に近隣住民等による協力体制の構築に努める。
- 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに、訓練の実施等により、避難体制を整える。

第2節 津波警報等伝達体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、消防団、観光振興課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：県漁業協同組合吉佐支店

津波が発生すると人命損失の危険が生じるため、これを防止する対策を行うとともに、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）に対する情報伝達体制を整備する。

現状と課題

津波発生時の情報伝達に備え、市では防災行政無線（同報系）の整備の推進や防災行政無線と連動した緊急放送を受信できる防災ラジオの配布等を進めている。

平成25年12月に県から公表された津波浸水想定に基づき、津波避難計画の策定等をしているが、津波発生時を想定し、県及び防災関係機関と連携した津波監視体制の整備等を図っていく必要がある。

また、受理した地震・津波等に関する通報を迅速に市民及び事業者等に情報伝達する取組を行っており、防災行政無線（同報系）等の整備をしている。情報伝達や警報等発表時の対応などの啓発を進めていく必要がある。

基本方針

- 発表される津波情報に応じた避難のあり方の検討を踏まえ、連絡体制を構築する。
- 津波監視体制の強化を図り、情報伝達体系を整備する。
- 市民へ対して防災ファイルや市広報等により津波避難に関する啓発を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 津波監視体制の整備

市は、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の津波監視体制を定め、安全性を確保して津波の監視を行う。

また、県漁業協同組合等と協議し、海上の異常についての情報収集体制の整備を図る。

【達成目標】

- 監視場所、情報伝達方法等の津波監視体制について、検討する。
- 漁業協同組合と海上の異常についての情報共有ができるよう、連絡体制の構築を図る。

第2項 津波警報等及び避難伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、津波警報、避難指示等の伝達について、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておく。

市は、消防本部庁舎に設置している防災行政無線（同報系）予備親局の使用について、消防本部と協議し、避難指示等の伝達体制についてマニュアル化しておく。

さらに、防災行政無線（同報系）屋外拡声子局等の整備を図り、沿岸付近住民への迅速・確実な

情報伝達手段の確立に努める。また、漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用し、又は働いている施設の管理者に対して、あらかじめ津波警報等発表時等における避難誘導への協力体制を確保しておくとともに、広範かつ確実に津波警報等の伝達を図るため、情報・通信手段の多様化・確実化を図る。

なお、詳細は、共通編 第3編 応急対策 第2章「災害情報等の収集・伝達」による。

また、市民等への津波警報や避難指示等の情報伝達手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練を行うなどして習熟しておく。

【達成目標】

- 避難指示等発令時の伝達体制を整える。
- 海浜にでかけるときは、携帯電話、ラジオ等を携行し、津波警報等、避難指示等を入手し、又は聴取するよう啓発する。
- 防府市緊急告知防災ラジオ（防災ラジオ）の普及を図る。
- 沿岸の観光施設等の管理者等と津波からの避難に関する協力体制を確保する。
- 毎年、南海トラフ巨大地震・津波等を想定した避難訓練を行う。
- 市、県及び関係機関相互間の連絡体系を確立するとともに情報伝達訓練を適宜行う。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 5-5-1 津波情報に関する伝達文例

第3節 津波に関する普及啓発

主な担当関係部署：防災危機管理課、子育て支援課、こども家庭課、観光振興課、
農林漁港整備課、教育委員会（学校教育課）、高齢福祉課、障害福祉課、
農林水産振興課、消防本部

主な担当関係機関：県漁業協同組合吉佐支店

津波警報等の発令時（地震発生による被害等から警報発令状況が分からない時も含め）に、自らの命を守るため、適切に状況を判断し、率先避難を基本として、津波に関する意識啓発を進める。

現状と課題

津波からの市民等の人命確保に高い効果を期待できる方法としては、何より「市民が津波の危険に対する高い知識を有する」ことが重要となる。

市では、防災マップ（津波編）の作成・配布を通じて、津波被害のおそれがある地域を主な対象として津波から身を守るための意識啓発を行うとともに、防災ファイルの配布、出前講座等を通じた啓発の推進や市民等へ広く周知を図る必要がある。

基本方針

- 津波からの避難について啓発するため、防災ファイルを更新し、配布する。
- 防災マップ（津波編）や防災ファイル等を活用し、津波の危険、津波予想及び津波からの避難の周知を図る。
- 津波浸水想定区域のある地域を対象とした出前講座等で津波からの避難や情報伝達等の啓発を推進する。
- 防災関係機関、大学等と連携し、津波災害から身を守るために住民がとるべき行動等の周知を図り、津波防災教育や実践的な訓練を行う。

具体的な取組と達成目標

第1項 防災マップ等の作成・配布による周知

市は、津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す防災マップ（津波編）や、津波避難に関する啓発用資料を作成・配布し、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、津波の危険や津波から身を守るために住民がとるべき行動等の周知を図る。

また、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等の沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）に対しても周知に努める。

【達成目標】

- 防災マップ（津波編）、避難誘導表示板等の整備に努め、住民に避難場所、避難経路を周知する。
- 防災マップ（津波編）や防災ファイルを作成し、各世帯への配布を行うとともに、啓発を図る。

第2項 説明会等を通じた知識の普及

市は、市広報の配布を通じた情報発信をはじめ、説明会や出前講座を通じて、津波の危険や津波からの避難に必要な情報、津波から身を守るためにとるべき行動等、市民一人ひとりが自ら津波から身を守る上で必要な知識の普及啓発を行う。

津波危険に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 津波浸水想定区域の周知 ◆ 津波危険への対処方法（状況に応じた避難）
津波避難に必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 津波警報等の発表基準及び避難指示等の発令基準 ◆ 避難場所・避難路等
津波から身を守るためにとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 沿岸地域で強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。 ◆ 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸や海水浴場を離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。 ◆ 津波注意報でも危険があるので海水浴や魚釣りは行わない。また、沿岸部や河口などの海岸に近づかない。 ◆ 船舶は、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等が発表されたときは直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。 ◆ 港外に退避できない小型船舶の船員は、直ちに陸上の高台等の安全な場所に避難する。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

なお、知識の普及啓発は、次に例示する各種機会を通じて行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校等での児童生徒、職員及び保護者を対象とした説明会 ◆ 漁業関係者及び海水浴場関係者を対象とした説明会 ◆ 津波浸水想定区域内の施設管理者や自治会等を対象とした説明会 ◆ 防災マップ（津波編）や防災ファイル等の配布 ◆ 出前講座や防災訓練 ◆ 市の広報紙や各種会合等 |
|---|

【達成目標】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○出前講座等により、自治会等を対象に適切な避難行動等について啓発を図る。 ○津波からの避難等について、防災ファイルの配布等により啓発する。 |
|--|

第3項 津波防災教育・訓練

地域住民等に対して津波の予報や津波対策等を正しく認識するよう防災教育を推進するとともに、適切な行動がとれるよう防災関係機関、地域住民等が一体となった実践的訓練(情報伝達、避難訓練等)を実施する。

- ◆ 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- ◆ 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- ◆ 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する防災教育の普及推進を図る。

また、防災週間等を通じ、市、県、防災関係機関、市民、事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難等につなげる。

- ◆ 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、市民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- ◆ 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

【達成目標】

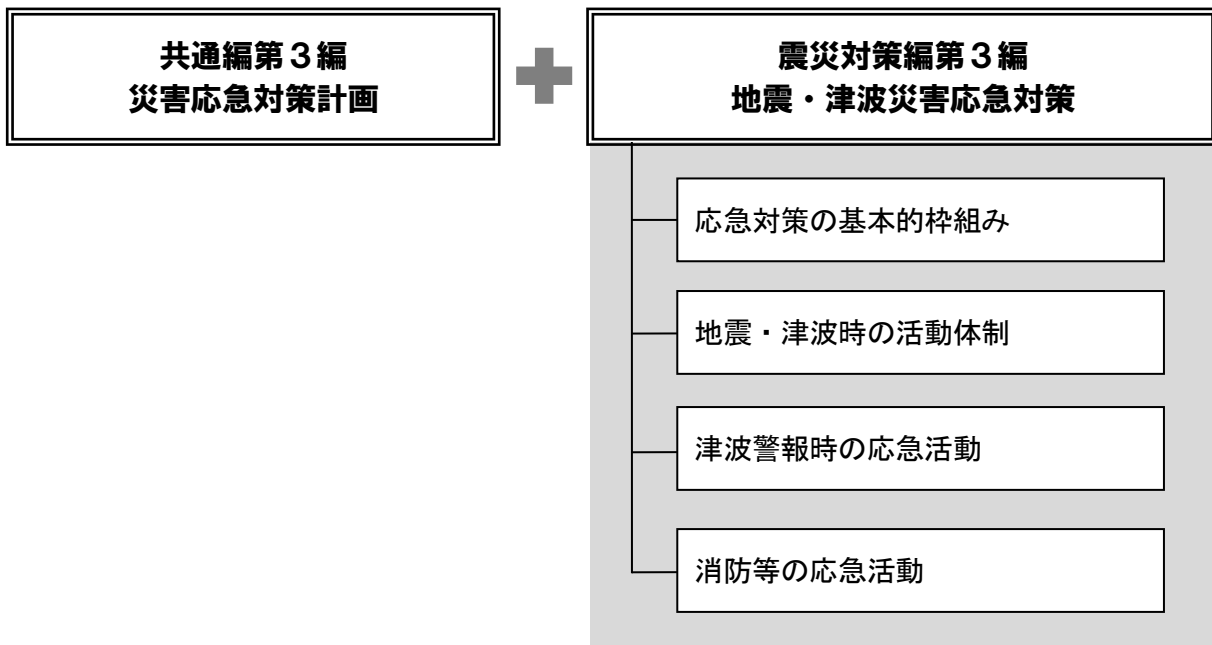
- 市民に対し、防災についての普及啓発を公民館での各学級や聞いて得するふるさと講座において実施する。
- 地域住民等と連携し、津波防災対策に関する教育、訓練を実践的に行う。
- 防災マップ等を活用して、あらゆる防災教育の際に、適切な避難行動等を周知する。
- 津波災害からの避難について、防災ファイルの配布等により啓発する。

第3編 地震・津波災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「震災対策編」は、地震・津波災害への対策に特化した計画書であり、地震及び津波発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、地震・津波災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 地震・津波時の活動体制

第1節 市活動体制の確保

主な担当関係部署：各課共通

市域に地震・津波が発生した場合又は地震発生後に津波災害のおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより防災関係機関の応援、協力を得て災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。

活動方針

- 災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備体制を決定する。
- 震度6弱以上の地震発生の場合、市職員は自主参集をする。
- 必要に応じ他の部へ応援を要請し、要員の調整を行う。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 配備体制の決定						
2 体制の確保						

具体的な活動内容

津波災害に対する活動図及び津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置）については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 5-2-2 津波災害に対する活動図
- 5-2-3 津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置）

第1項 配備体制の決定

地震・津波発生時には、以下の基準により、配備体制を決定する。

1 地震

種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部
第1警戒体制	◆ 震度3の地震が発生した場合	◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	未設置
第2警戒体制	◆ 震度4の地震が発生した場合	◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制	
第1非常体制	◆ 震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置
第2非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	

2 津波

種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部
第1警戒体制	◆ 遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表される可能性があるとき。	◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制	未設置
第1非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置
第2非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	

第2項 体制の確保

1 動員要請

(1) 配備体制の伝達による動員要請

各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、危機管理監（危機管理監に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。

勤務時間内	市メールサービス（職員向け）、庁内放送、電話
勤務時間外	市メールサービス（職員向け）、一般加入電話、携帯電話等、考え得る伝達手段を駆使し、各部課ごとに伝達する。

なお、勤務時間内における場合及び勤務時間外における場合の決定及び伝達系統は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-3 配備体制の伝達系統（勤務時間内、勤務時間外）

(2) 自主参集

以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、自主的に参集する。

震度6弱以上の地震発生の場合

勤務時間外において震度6弱以上の大規模地震が発生した場合

なお、災害による交通途絶のための所定の配備につくことができない場合、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、市本部各対策部長又は所属出先機関の長の指示に従う。

資料編 [災害対応]

- 2-5-2 勤務時間外での地震発生への対応フロー図

2 動員

配備体制に応じて、あらかじめ定められた要員を動員する。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 2-3-1 防府市の動員配備

第3章 津波警報時の応急活動

第1節 津波警報等の伝達

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部

一刻も早く津波警報等の伝達を行うよう、あらゆる手段を使って市民に周知する。

活動方針

○津波情報を覚知した際は、沿岸周辺部の市民に広報の徹底を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	津波警報、津波注意報等の伝達						
2	避難指示等の伝達						

具体的な活動内容

第1項 津波警報、津波注意報等の伝達

津波等の重要な警報、津波注意報等について、県、警察署（交番等）から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、広報車、同報系防災行政無線等を利用して住民に周知する。

この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

【津波予報区の範囲】

予報区	沿岸市町
山口県 瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第2項 避難指示等の伝達

市は、あらかじめ決めた情報伝達手段等により、市民等へ津波警報等及び避難指示の伝達を迅速に行う。その際、伝達先に漏れがないよう確実に行う。

なお、津波発生時の避難指示の判断基準は、以下のとおり。

避難すべき区域	原則として、越波・越流の危険性の高い海岸地帯及びその河口付近とする。
避難の基準	津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたら、直ちに発令する。 (詳細は下表参照)
情報収集先	下関地方気象台

【避難等の発令基準】

山口県瀬戸内海沿岸	
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合 ◆ 震度5弱以上の強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要性を認める場合
解除条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。

また、津波警報、津波注意報等の発表基準は、資料編のとおりとする。

資料編 [気象情報等]
● 5-6-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

第2節 津波警報時の避難誘導

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

津波災害の発生のおそれがある場合、一刻も早く浸水区域外へ避難するよう、浸水区域にいる関係機関が相互に協力し合い、地域住民の避難誘導を行う。

活動方針

- 避難時の混乱（渋滞等）を避けるため、徒歩による避難という基本事項を徹底する。
- 要配慮者の避難支援を強化する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難誘導責任者及び協力者による避難誘導						
2	避難指示者と避難誘導責任者との連携体制の確立						

具体的な活動内容

第1項 避難誘導責任者等及び協力者による避難誘導

避難誘導責任者等は、協力者と連携し、定められた避難場所に住民を避難誘導する。

第2項 避難誘導責任者等の連携体制の確立

避難誘導責任者等は、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。

第3節 津波災害時の水防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団

津波災害の場合は、水防活動に従事する者（水防団員、消防団員等）自身の避難を最優先とすることを徹底し、活動に当たる。

活動方針

○水防団（消防団）に対し、津波発生時の水防活動の留意事項について指導し、周知を図る。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 津波災害時の水防活動						

具体的な活動内容

津波は、発生地点から防府市沿岸までの距離に応じて、「近地津波」と「遠地津波」に分類され、津波到達時間に違いがある。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、水防団員による正確な情報収集、水防活動、避難誘導等を実施することができる。しかし、近地津波では、襲来時間が短く、水防団員自身の避難に支障となるような水防活動や避難活動等を行ってはならない。あくまで水防団員自身の避難時間を確保した上で、水防活動や避難誘導を実施する。

なお、詳細については、「消防団活動・安全管理マニュアル（地震・津波災害時）」に基づき、活動する。

第4章 消防等の応急活動

第1節 震災時の消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団、生活安全課、河川港湾課、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、防府土木建築事務所、山口健康福祉センター

地震が発生した場合の被害は、建物・構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊、津波による浸水又は火災の発生が予想される。特に、大規模地震発生時には、建物等の倒壊、崩落及び火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、木造建築物の密集度の状況、建物や工作物の倒壊、交通渋滞等に起因する道路封鎖、主要道路の橋の崩落等による消防車の進行障害、水道管の破損による消火栓使用不能等、様々な条件の重なりで異なってくる。いずれにしても平時とは全く異なる環境に追いやられ、同時多発する火災や救助に消防力が有効に機能しない状況となることから、早期の緊急消防援助隊等の要請を行う。

なお、消防活動に関する一般的事項については、市防災計画共通編に定めている。

活動方針

- 大規模地震発生時の消防活動体制について、緊急消防援助隊の要請を行う。
- 海上及び沿岸部では、消防車による避難広報を実施する。
- 消防団（水防団）員は、「消防団活動・安全管理マニュアル（地震・津波災害時）」に基づき活動する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 消防活動						
2 海上災害対策活動						

具体的な活動内容

第1項 消防活動

消防の実施責任は市にあることから、消防機関は、全機能を挙げて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努める。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要となるため、これらの者と一体となった活動体制を確立する。

1 地震火災対策

市及び消防機関は、同時多発する火災から市民の生命の保護を第一として活動を実施する。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について市民や事業所に呼び掛けるとともに、消防団、地域住民、自主防災組織等を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難場所・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動する。

緊急消防援助隊受援に向け、市内の道路状況、被災状況及び水利状況の整理を行い、緊急消防援助隊による活動が有効適切に行われる体制を構築する。

2 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たる。

- ◆ 出火警戒活動
- ◆ 消火活動
- ◆ 救助救出活動
- ◆ 応急手当活動
- ◆ 災害情報の収集伝達活動
- ◆ 避難誘導及び指示

3 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむねこれによる。

- ◆ 初期消火活動及び消火活動並びにその支援
- ◆ 救助救出活動及びその支援
- ◆ 応急手当活動及びその支援
- ◆ 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- ◆ その他避難誘導等の活動に対する支援

第2項 海上災害対策活動

地震、津波等により沿岸、海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合、これに伴う火災が発生した場合又は危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、徳山海上保安部は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。主な活動内容を以下に示す。

なお、警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、徳山海上保安部長（三田尻中関港長）が実施する応急対策に対して協力を行う。

- ◆ 被災情報の収集（船舶、海洋施設、港湾施設、水路等）
- ◆ 巡視船等による搜索救助活動
- ◆ 被災船舶に対する被害拡大防止措置
- ◆ 流出油対策
- ◆ 初期消火及び延焼拡大防止
- ◆ 船舶の交通規制

資料編 [災害対策]

- 5-2-4 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

第2節 震災時の水防活動

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、農林水産振興課、消防本部、
防災危機管理課

地震が発生した場合、ため池、河川、海岸等の堤防若しくは護岸の決壊、降雨等による洪水又は津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（市長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講ずる。

活動方針

○地震発生時の水防活動体制について、配備等を検討する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	水防活動体制の確立						
2	水防活動						

具体的な活動内容

第1項 水防活動体制の確立

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、防府市水防計画に定める体制に準じる体制により事態を処理する。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、防府市水防計画に準じて必要な措置及び応急対策を講ずる。

水防管理団体及び市の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防衛体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。
施設管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は直ちに施設の巡視及び点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて防災関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

なお、応急対策活動の概要を以下に示す。

監視、警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震（震度4以上）の発生又は津波警報が発表された場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。
水門、樋門、防潮扉等の操作	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位及び潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。 ◆ 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。
浸水・溢水等への応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。
河川及び海岸施設の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸等の損壊が広範囲にわたって生じるおそれがある。 ◆ この場合、被害の拡大及び二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急処置が必要となる。このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。
農業用施設の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。 ◆ 災害危険箇所編：災害危険区域の設定、県下の災害危険箇所数の現状（河川・海岸・危険ため池）

第3節 震災時の危険物等応急対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部

大規模な地震により、危険物・火薬類・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずる。

活動方針

- 危険物取扱事業者に対し、大規模地震対策として危険物施設ごとに当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認させ、再確認の結果に応じて必要な措置を講じる必要がある。
- 各危険物施設等に対し、地震発生時の被害の軽減を図るため、従業員が迅速、適切な行動ができるよう行動基準（マニュアル）を整備し周知、徹底させる。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	石油類等の危険物						
2	火薬類						
3	高圧ガス						
4	放射性物質						
5	毒物劇物						

具体的な活動内容

危険物対策のうち、市の措置に係るものを以下に示す。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさを考慮し、消防法に基づき、保安及び防災対策が講じられている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、市、県及び防災関係機関、関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

<p>地震発生時の危険物関係事業者への指示等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、防災関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 ◆ 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。
----------------------------	--

	◆ 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。
救急・防災活動 (市消防機関)	◆ 地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。
広報・警戒区域・ 避難指示等 (市・消防機関)	◆ 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 ◆ 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。
関係機関との連 絡・調整等	◆ 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 ◆ 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-1 危険物の応急対策（石油類等）

第2項 火薬類

市（消防本部）及び県（産業政策課）は、災害の態様に応じて、延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、防災関係機関に連絡する。

- ◆ 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- ◆ 製造業者等その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ◆ 火薬類の占有又は占有者に対して、火薬類の所有場所の変更若しくは廃棄を命じる。
- ◆ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-2 危険物の応急対策（火薬類）

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び防災関係機関は、次の措置を講じる。

救急・防災活動等	◆ 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。
警戒区域・避難指 示等	◆ 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

広報活動	◆ 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
------	---

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-3 危険物の応急対策（高圧ガス）

第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

- ◆ 放射性物質使用者、取扱業者等から事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに、県（防災危機管理課及び医務課）に通報する。
- ◆ 放射線源の露出及び拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等を行う。
- ◆ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - ・施設の破壊による放射線源の露出及び流出の防止を図るための緊急措置
 - ・放射線源の露出・流出に伴う危険区域の設定等及び人命安全に関する応急措置
- ◆ 消防活動及び救助活動については、「防府市特殊災害活動マニュアル」により実施し、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考にする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 5-5-2 放射性物質事故等発生時の伝達系統図

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-4 危険物の応急対策（放射性物質）

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき監視指導を行っており、また、消防法又は高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

市は、激甚時において設備等が破損した場合や危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者、県及び防災関係機関と連絡を取り、立入り禁止区域の設定及び区域内住民に対する避難指示等を行う。

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-5 危険物の応急対策（毒物劇物）

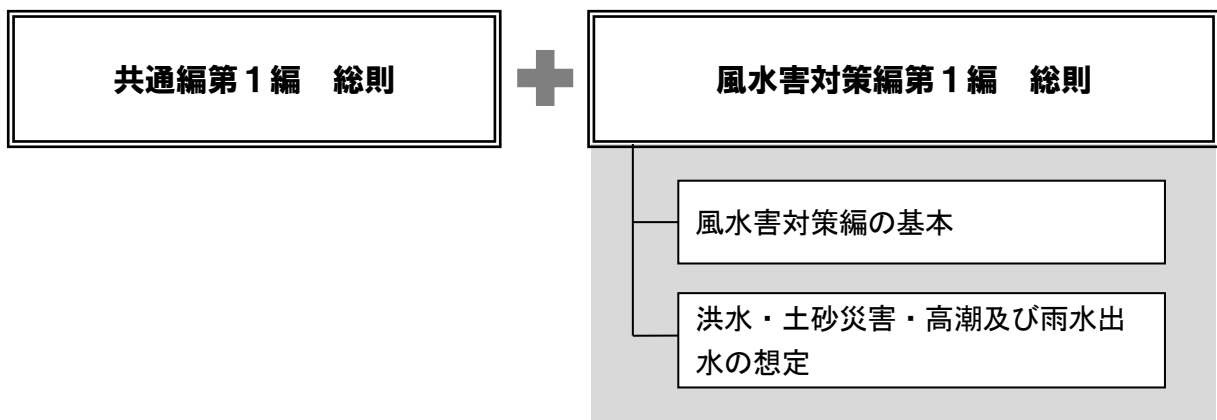
風水害対策編

第1編 総則

第1章 風水害対策編の基本

市防災計画「風水害対策編」は、風水害への対策に特化した計画書であり、風水害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として踏まえるべき総則事項は、共通編第1編「総則」によることを基本とし、そのほかに、風水害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 洪水・土砂災害・高潮及び雨水出水の想定

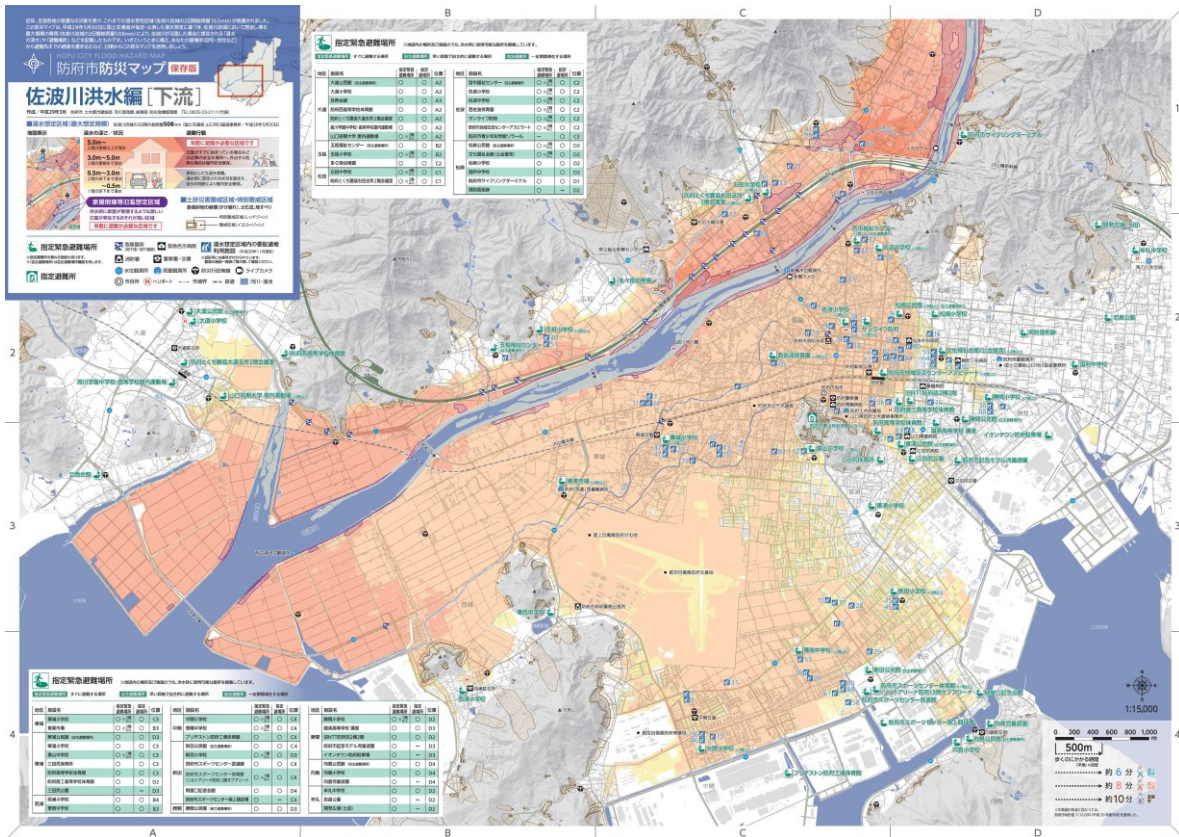
第1節 洪水浸水想定

第1項 佐波川

国土交通大臣は、水防法第10条の規定による洪水予報河川として、佐波川（延長 27,870m）を指定している。平成 27 年 5 月の水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当したもの（以下「想定最大規模降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（以下「洪水浸水想定区域」という。）の指定等が規定された。

法改正に伴い、国土交通省は、平成 28 年 5 月 30 日に佐波川水系における想定最大規模降雨（2日間総雨量 508mm）による洪水浸水想定区域等を公表し、市では防災マップ（佐波川洪水編）を作成し、全戸に配布している。

なお、詳細については、防災マップ（佐波川洪水編）を参照のこと。

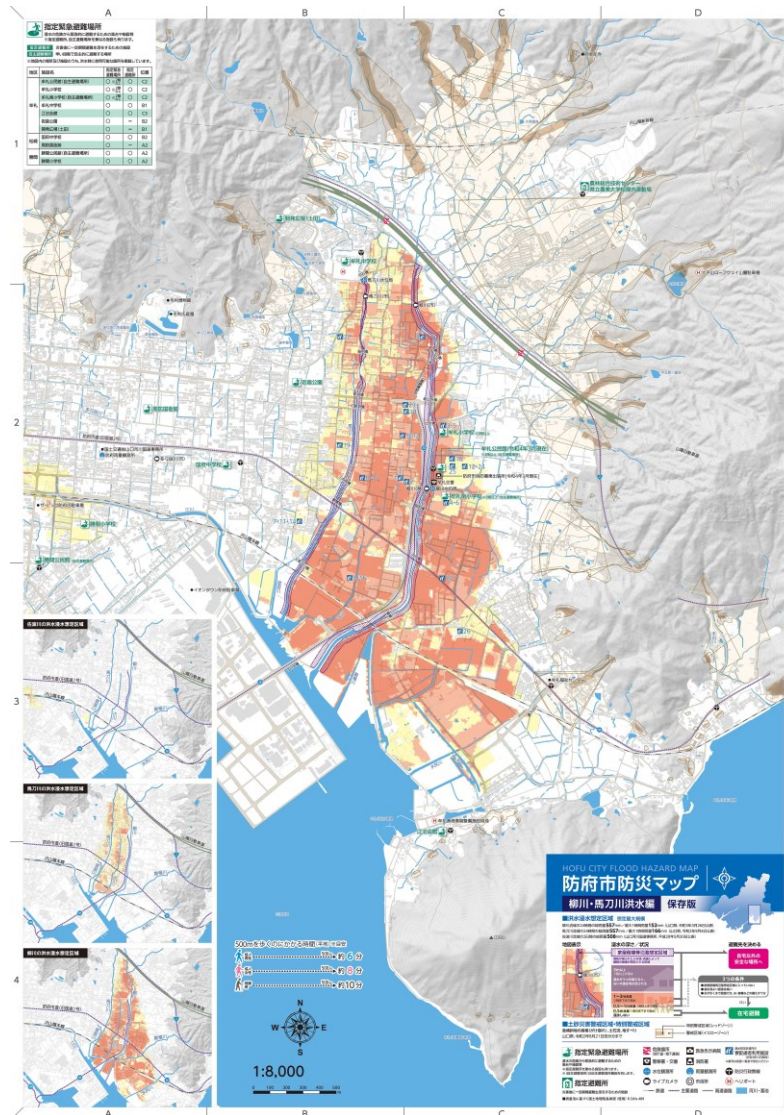


第2項 柳川・馬刀川

県知事は、水防法第13条の規定による水位周知河川として、柳川（延長2,800m）及び馬刀川（延長2,100m）を指定している。

平成27年5月の水防法の改正に伴い、山口県は、馬刀川水系における想定最大規模降雨（24時間の総雨量557mm/1時間最大雨量166mm）及び柳川水系における想定最大規模降雨（24時間の総雨量557mm/1時間最大雨量152mm）による洪水浸水想定区域等をそれぞれ令和2年9月4日、令和3年3月26日に公表し、市では防災マップ（柳川・馬刀川洪水編）を作成し、地域住民に配付している。

なお、詳細については、ハザードマップ（柳川・馬刀川洪水編）を参照のこと。



第3項 中小河川

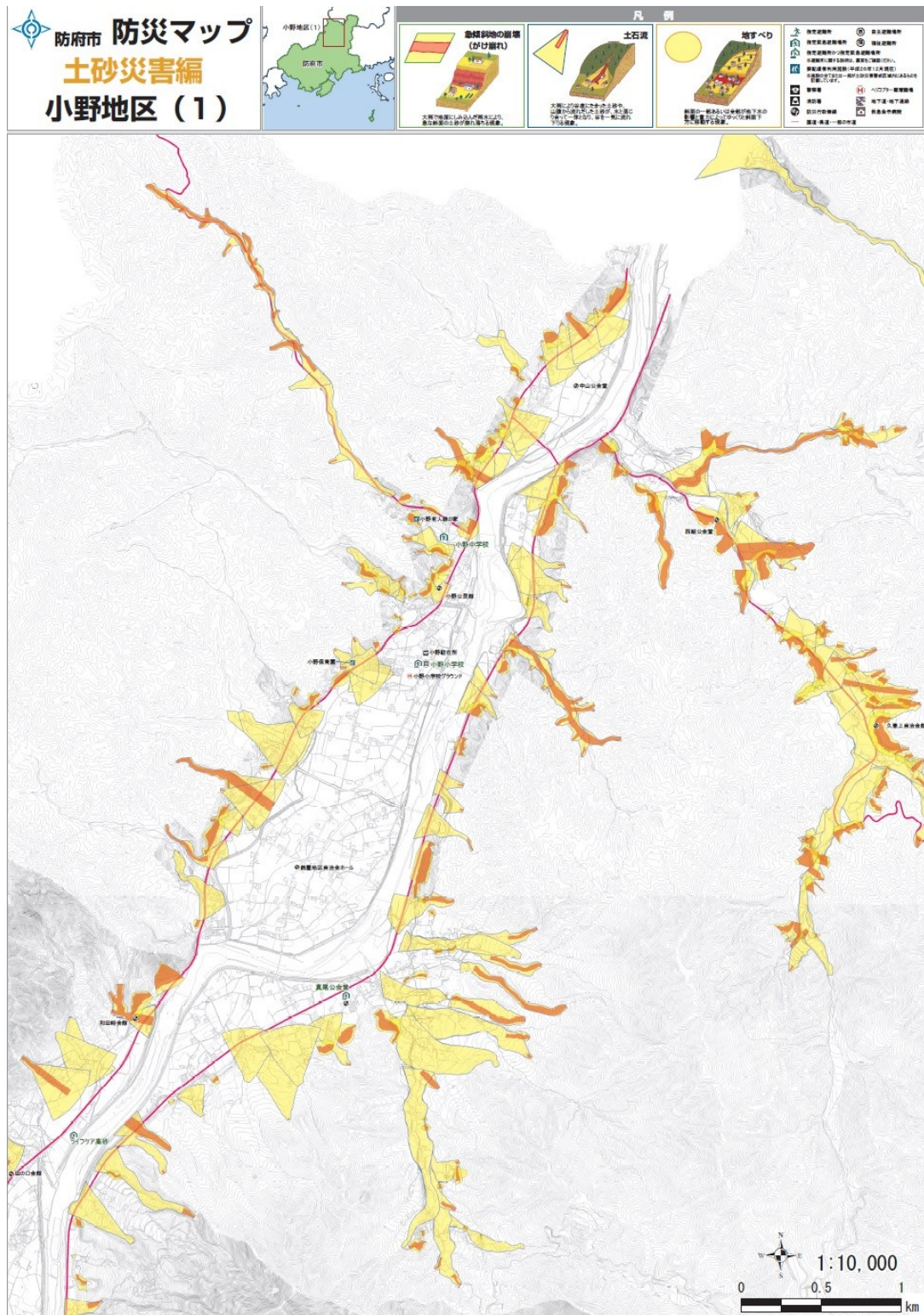
市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない市の区域内に存する中小河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知するものとする。

- ◆ 市は、河川管理者からの情報提供・助言を受けつつ浸水実績等の調査・把握を行い、浸水実績等を活用して水害リスク情報を周知する。
- ◆ 新たな浸水実績に係る情報が得られた場合など、必要に応じて、周知内容の追加・見直しを行う。
- ◆ 浸水実績の把握においては、できる限り主要な洪水時のものを採用したり、極めて局所的かつ小規模な浸水実績等を排除したりするなど、適切な取捨選択を行う。
- ◆ 住民等への印刷物の配布、インターネットによる公表、イベント等を通じた広報などにより継続的かつ幅広く周知を行う。

第2節 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

県知事は、土砂災害防止法に基づき、平成26年6月に土砂災害警戒区域の再指定をし、新たに土砂災害特別警戒区域を指定した。市は、それに基づき、防災マップ（土砂災害編）を作成し、全世帯に配布している。

詳細については、防災マップ（土砂災害編）を参照のこと。

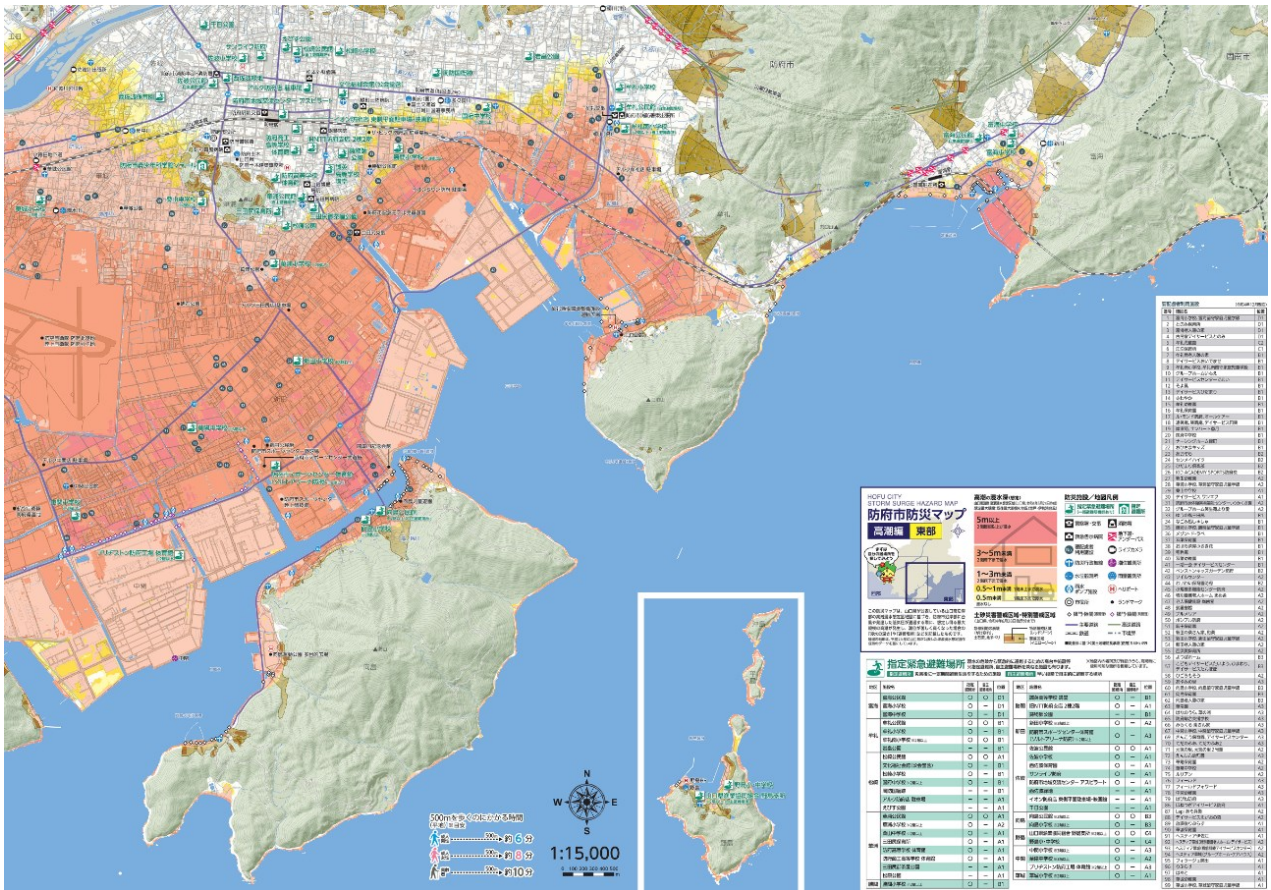


第3節 高潮浸水想定

県知事は、水位周知海岸として山口南沿岸防府市地先海岸の81,771mを指定している。

平成27年5月の水防法の改正に伴い、令和4年5月26日に県知事は想定しうる最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を指定した。市は、それに基づき防災マップ（高潮編）を作成し、全世帯へ配布している。

詳細については、防災マップ（高潮編）を参照のこと。



資料編 [災害危険区域]

- 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧
- 6-1-1 水防警戒区域一覧
- 6-1-2 災害による孤立危険区域
- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

第4節 雨水出水浸水想定

平成27年5月の水防法の改正により、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できない出水のことを「雨水出水」と定義された。

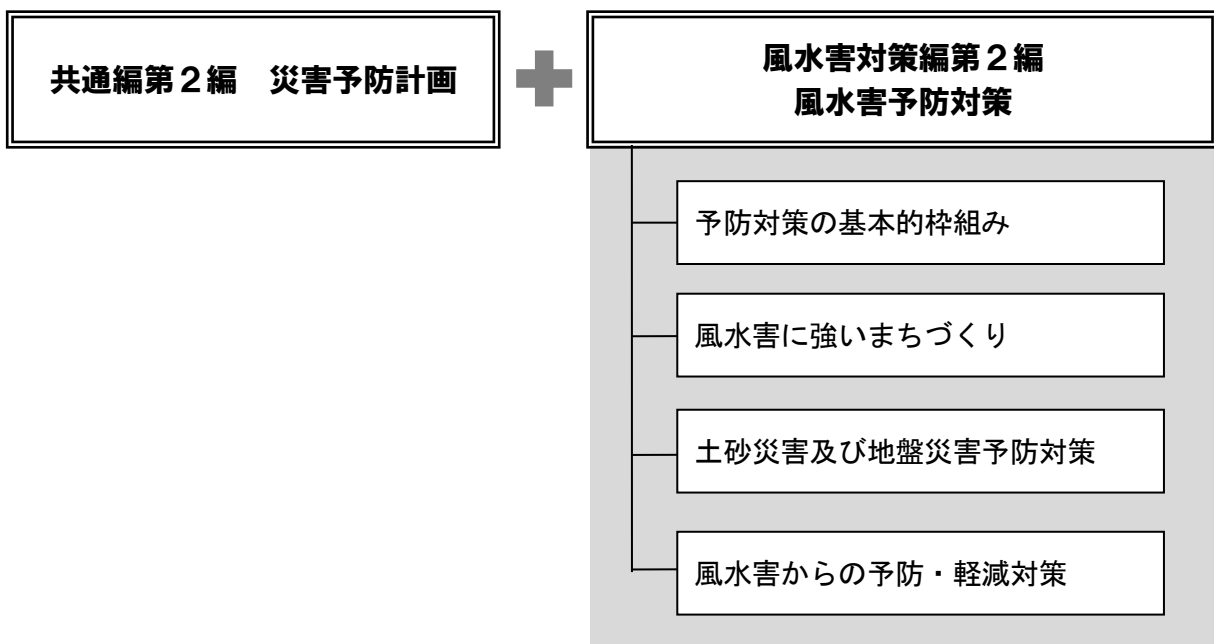
市では、同法第13条の2による施設の指定等をしていないが、今後施設の指定等をした場合は、同法第14条の2による雨水出水浸水想定区域を公表するとともに、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を記載した防災マップ（雨水出水編）の作成・配布をする。

第2編 風水害予防対策

第1章 予防対策の基本的枠組み

市防災計画「風水害対策編」は、風水害への対策に特化した計画書であり、風水害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、風水害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な予防対策の実施を目指すものである。



第2章 風水害に強いまちづくり

第1節 風水害に備えた市街地の整備

主な担当関係部署：都市計画課、道路課、河川港湾課、上下水道局

主な担当関係機関：防府土木建築事務所

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、計画的に水害に備えた市街地の整備を推進する。

現状と課題

都市化の進展に伴い、これまで緑地や田畑などが持っていた保水・遊水機能が低下し、一時的な集中豪雨などによる出水の危険性が高まっている。

このため、排水路及び側溝等の整備をはじめ、各地域それぞれの立地条件等を考慮し、総合的な水害に備えた市街地の整備を図る。

基本方針

○県及び国と連携し、風水害に強い市街地の整備を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 風水害に強い市街地の整備

1 排水路、側溝等の整備

市が管理する排水路、側溝等について、雨水流下能力を確保するため、改修及び除草、浚渫等を計画的に実施し、機能管理に努める。

【達成目標】

○市の管理する排水路、側溝等の整備状況を把握し、機能保全のための管理計画を作成する。

第2節 治水対策の推進

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、上下水道局

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、県、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、下関地方気象台

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、様々な治水対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業を推進する。

現状と課題

■河川

市内の1・2級河川は、国・県の管理による総合的な改良整備が進められている。また、準用河川は市が指定して管理しており、毎年河川改修を行っているものの、進捗率は低い。

■海岸

防府市の海岸には、重要港湾の三田尻中関港があり、岸壁の耐震化等も行われている。

■低（湿）地

市街化、宅地化が進み土地利用が変化したことに伴い、その地域では在来水路の断面不足に加えて雨水の流出、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水流出量が著しく増大するため、大雨時には排水不良地域を生じている。

■ため池

ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもあり、危険度は年々高まっており、危険ため池の指定などを行っている。

基本方針

○県及び国と連携し、治水事業を推進し、危険地区の解消に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 河川

国・県管理の河川については、河川護岸改修等の早急な対応を関係機関に要請する。準用河川は、危険性の高いところから順次計画的に整備を進める。

河川事業	◆ 災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。
治水事業	◆ 危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進する。 ◆ 洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、河川の改修、河川高潮対策事業などを促進する。 ◆ 急速に発達する市街地及びその周辺地域における河川の整備を図る。
その他	◆ 水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を

	図る。
--	-----

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-1 水防警報区域一覧
- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

【達成目標】

○危険性の高いところから順次計画的に整備を進める。

1 大規模氾濫減災協議会

国及び県は、水防法第15条の9及び同条の10の規定に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織する。また、市及び下関地方気象台は大規模氾濫減災協議会に参画する。

大規模氾濫減災対策協議会は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるため、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について関係者が協議し、取組方針として取りまとめる。

国、県、市等は、水防法第15条の9第3項及び同条の10第3項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針を尊重し、その取組を推進する。

(1) 国管理河川

名称	佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会
根拠法令	水防法第15条の9
構成員	山口市長、周南市長、防府市長、山口県土木建築部長、山口県総務部理事（危機管理担当）、下関地方気象台長、中国地方整備局山口河川国道事務所長
目標	「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組 ・ 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動 ・ 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策
毎年出水期前に協議会を開催し取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行い、水防災意識を高めていく。	

(2) 山口県管理河川

名称	防府地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
根拠法令	水防法第15条の10
構成員	防府市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事（危機管理担当）、山口県土木建築部防府土木建築事務所長
目標	「逃げ遅れゼロ」
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達、避難等に関する取組 ・ 効果的な水防活動に向けた取組 ・ 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
毎年出水期前に協議会を開催し取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行い、水防災意識を高めていく。	

第2項 海岸

県と連携し、引き続き高潮対策としての整備を推進し、孤立危険地区の解消に努める。

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-2 災害による孤立危険区域
- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

第3項 低（湿）地

河川の整備を推進するとともに、市街地の浸水防除を図るために、公共下水道事業などの排水施設整備事業を推進する。

低（湿）地地域における農地についても湛水を防除するため、排水路及び排水機の新設等を行い排水能力の増加を図る。

あわせて、流域から一挙に大量の雨水が低（湿）地に流入することを抑制する対策が必要であり、平成26年度から雨水貯留浸透施設設置に対して助成制度を導入するなど、市民に対し雨水貯留・浸透に対して協力をお願いしている。長期的に続けることにより土地の雨水貯留・浸透能力を高める。

また、河川、側溝、排水路等は、一体となり排水するため、低（湿）地に対する計画・事業に当たっては、関係機関相互で調整を図り、事業の推進を行うこととし、併せて現在、保水・遊水機能をもっている地域については、その機能が損なわれることのないよう努める。

【達成目標】

- 雨水貯留浸透に対する助成を継続することにより、雨水の浸透及び貯留能力の向上を図る。
- 湛水被害等の災害の解消に向けて、農業用施設等の整備を実施する。

第4項 ため池

定期的のため池の調査を行い、老朽化したため池については整備を推進する。

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。このため、老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理と併せ、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

【達成目標】

- 危険ため池等に対する防災・減災対策事業を実施する。

第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策

第1節 土砂災害の予防

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

土地の状況や、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため必要な対策及び事前措置の的確な実施に向け、県と連携してあらかじめ調査を行い、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく。

現状と課題

本市においては、総面積の約5割を森林が占め、たびたび風水害による被害が発生している。また、急峻な地形が多くみられ、地質的にも風化した花崗岩に広く覆われているため、土石流の発生、地すべり及び急傾斜地崩壊の危険性も高い。

このため、下記の危険区域が指定されており、人家、公共施設等に近接する危険区域について、市民の安全を確保するための対策を講じる必要がある。

- ◆ 山地災害危険地区
- ◆ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

基本方針

- 県事業と連携し、市の受け持つ工事等の整備に協力していく。
- 土砂災害予防対策の整備事業について、緊急度の高い地区を優先的に要望していく。

具体的な取組と達成目標

第1項 山地災害危険地区対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地区の周知等の措置を講ずる。

林業については、経営意欲の減退により労働力の不足と高齢化の問題が一層厳しさを増している

が、森林は防災、水源かん養といった保安機能の面でも重要であり、引き続き山林の整備に努めるとともに、山地災害危険地区の工事の実施を県に要請していく。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム（森林GIS）の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどを、市、県、地域住民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

資料編 [災害危険区域]

● 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

【達成目標】

- 土砂災害警戒区域等の指定地域を中心に、山林の整備を推進する。
- 人家・公共施設等に隣接する山地について、関係機関と連携し、危険地区の周知を図る。
- 災害危険区域については、順次見直しを行い緊急性の高い箇所は整備を要望していく。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

土石流危険渓流等の土砂等の堆積等により、渓流、河川又はその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定するよう県に要請を行う。

2 土石流対策の実施

局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いをみせており、その効果から見ても、予防事業の強化が望まれる。

土石流の発生により甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的に取り上げ、えん堤工等の整備を推進する。また、土石流が発生した箇所については災害発生後速やかに緊急点検を行い、危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

また、砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防えん堤・渓流保全工事等の砂防設備の整備について、危険度の高い地区から順次実施していくよう県に要請を行っていく。

【達成目標】

- 県事業の流末工など市の受け持つ部分に協力していく。
- 砂防指定地とすべき地区の実態調査を行い、順次見直しを行い、県に対し指定の要請を行う。
- 砂防えん堤、渓流保全整備事業として、緊急度の高い地区を優先的に要望していく。

第3項 地すべり予防対策

1 地すべり防止区域の指定

市は、地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものについて、県に地すべり防止区域の指定を要請する。

2 地すべり防止対策の実施

県は、地すべり防止区域内において、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工事等の地すべり防止施設の整備を推進する。また、局地的集中豪雨による被害傾向は、地すべり発生により被害規模も大きくなることから、本事業については特に推進強化を図る。

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-4 地すべり防止区域

【達成目標】

- 県事業の流末工など市の受け持つ部分に協力していく。
- 地すべり防止区域とすべき地区の実態調査を行い、県へ指定を要請する。
- 危険区域については順次見直しを行い、緊急性の高い箇所は整備を要望していく。

第4項 かけ崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危害が生じる区域を急傾斜地崩壊危険区域の指定を県に働きかけるとともに、危険度の把握のため、定期的な調査点検を実施する。

2 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。崩壊危険度の高いものから法に基づく区域指定を行い、防止工事については、被害対象規模の大きいものから緊急度に応じて県に対し、重点的に実施するよう要望していく。

被害対象規模の小さいものについても、危険度の高いものについては県費助成事業として実施するよう要請し、かけ崩れ災害防止の万全を期していく。

【達成目標】

- 県事業の流末工など市の受け持つ部分に協力していく。
- 急傾斜地崩壊危険区域とすべき地区の実態調査を行い、県へ指定を要請する。
- 危険区域については順次見直しを行い、緊急性の高い箇所は整備を要望していく。

資料編 [災害危険区域]

- 2-13-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

第5項 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域、避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の提供に努める。

資料編 [災害危険区域]

- 2-13-2 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧

【達成目標】

- 土砂災害警戒区域等の住民への啓発のため、講演会等を開催する。
- 気象情報の収集、避難、近所同士での安否確認等を盛り込んだ訓練を実施する。

第6項 斜面判定士の養成

震災後の土石流、地すべり及びがけ崩れの危険度を判定する技術者を、県等が実施する講習会等を通じて養成する。

【達成目標】

- 斜面判定士の登録及び研修への参加を、県等が実施する講習会等を通じて促進する。

第2節 地盤災害の予防

主な担当関係部署：都市計画課、開発建築指導課

宅地造成工事に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。

現状と課題

地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かな対策を進める必要がある。

基本方針

- 軟弱地盤対策として、開発事業者に対し、必要な対策を実施するよう指導する。
- 宅地造成地開発は、改良工事の実施を前提とするよう指導を強化する。

具体的な取組と達成目標

造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけ、指導援助を行うなどして、災害の防除に努める。

災害危険度の高い区域	◆ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、原則として開発計画を認めない。
人工崖面の安全措置	◆ 宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。
軟弱地盤の改良	◆ 宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。

【達成目標】

- 災害危険度の高い区域等においては、梅雨期や台風期前の巡視強化を図る。

第3節 災害危険区域の設定及び周知

主な担当関係部署：農林漁港整備課、道路課、河川港湾課、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

河川、海岸その他の土地の状況や、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために必要な対策及び事前措置の的確な実施に向け、県と連携しあらかじめ調査を行い、その実態を把握するとともに、危険区域として設定し、周知徹底を図る。

現状と課題

災害危険区域の設定については、洪水、高潮のハザードマップや土砂災害警戒区域等の見直しに伴う防災マップ（土砂災害編）の作成をしている。

また、現在、防災マップ（危険ため池編）の作成に向け、危険ため池等防災マップ緊急整備支援事業を実施中である。

基本方針

- 県と連携して調査を推進し、災害危険区域の定期的な見直しを行い、防災マップの更新を図る。
- 関係機関や自治会と協力し、危険箇所に隣接する住民に対し、情報の収集・取得や避難の判断に関する講習会等を開催する。

具体的な取組と達成目標

市における災害危険区域としては、以下の区分について、設定の基準が設けられている。今後も、県と連携しつつ、順次調査を行い、災害に対する危険を把握するとともに、危険区域として設定し、市民への周知を図っていく。危険箇所に隣接する居住地区については、危険を予測し自らの命を守るための講習会等を開催し、防災力の向上を図る。

なお、設定基準の詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 河川海岸関係
- ◆ 漁港区域関係
- ◆ 地すべり危険箇所
- ◆ 危険ため池
- ◆ 山地災害危険地区
- ◆ 砂防指定地
- ◆ 急傾斜地崩壊危険区域
- ◆ 道路橋りょう部事前規制区間
- ◆ 災害による孤立危険地区
- ◆ 土砂災害警戒区域
- ◆ 土砂災害特別警戒区域

資料編 [警戒区域の設定]

- 6-2-1 災害危険区域の設定基準

【達成目標】

○順次災害危険区域の見直しを行うとともに、市民への周知を図る。

第4章 風水害からの予防・軽減対策

第1節 防災パトロールの実施

主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、都市計画課、消防本部、
上下水道局、防災危機管理課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、山口農林水産事務
所、防府警察署

市内の各地は、気象による様々な自然災害など、多様な災害発生原因を内包している。
これら災害の危険な状況に対処し、地域の特性と実態を把握するとともに、被害の未然防止
と拡大防止及び応急措置の適切な実施を図るため、市、県及び防災関係機関が合同して総合的
な現地調査を行う。

現状と課題

市では、国土交通省と共に佐波川河川敷緑地の防災パトロールを出水期前に実施するなど、県及
び防災関係機関と連携して危険箇所の異常を早期に把握できるよう取り組んでいるが、予測困難な
災害に対応するためには、通常の維持管理における防災視点のパトロールが課題となる。

また、危険ため池等の防災パトロールの取組を行っており、地域の防災・減災力の向上に資する
ところである。

基本方針

○出水期前に行う佐波川の防災パトロールを継続実施するとともに、関係機関で協議し防災パト
ロールの強化を図る。

具体的な取組と達成目標

様々な災害危険に対処するため、地域の特性と実態の把握、被害の未然防止と拡大防止及び応急
措置の適切な実施に向け、市、県及び防災関係機関が合同し、以下に示す要領にて総合的な現地調
査を行う。

調査時期	◆ 毎年、必要に応じて県及び防災関係機関と協議のうえ計画的に実施する。
調査区域	◆ 市内の各分野における重要危険地区とする。
調査班の編成	◆ 市（調査対象区域の主管課、関係課及び防災危機管理課） ◆ 県 ◆ 市消防本部 ◆ 防府警察署 ◆ その他防災関係機関 (注) 調査地区の実状に応じ、前記機関の一部で班を編成するなど必要最小限の班編成とする。
調査の方法	◆ 市、県及び防災関係機関が把握している危険区域並びに新たな危険が予想される区域を調査する。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査事項は、各参加機関で検討・協議して定める。 ◆ 調査結果は、現地において意見を調整する。
調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 ◆ 出水期前の佐波川合同巡視 ◆ 孤立予想地区の現況とその対策 ◆ ヘリポート適地の確認 ◆ 避難場所等の確認 ◆ 応急対策用資機材の備蓄状況 ◆ 局地の気象（危険事態発生要件となる基準事項の調査。 ◆ 各種観測施設設備の状況 ◆ 過去の災害発生状況
結果の取りまとめ及び公表	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、調査結果をとりまとめ、県、防災関係機関及び市民に対し公表する。

【達成目標】

○合同調査や巡視等により、リスク情報の共有を図る。

第2節 水防用資機材の整備

主な担当関係部署：河川港湾課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

迅速で適切な水防活動を実施するため、水防用資機材の備蓄・整備に努める。

現状と課題

国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所及び市では、水防活動に必要な資機材等の備蓄・整備を進めており、今後も引き続き備蓄・整備を行っていく必要がある。

基本方針

○水防用資機材の備蓄・整備を進める。

具体的な取組と達成目標

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるように必要な資機材の備蓄・整備及び点検を行う。また、国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所及び市で備蓄している水防資機材について、情報共有及び相互支援方法の確認を進めていく。

なお、水防用輸送設備、備蓄器具、資機材等に関する詳細は、防府市水防計画を参照のこと。

【達成目標】

○水防用資機材の点検・整備を毎年定期的実施し、使用可能な状態を維持する。

第3節 排水対策

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、上下水道局

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

平成28年5月30日に国土交通省が公表した佐波川の想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定
の浸水継続時間を考慮した排水対策を考えておく。

現状と課題

国土交通省山口河川国道事務所は、想定最大規模降雨に伴う浸水想定区域の浸水継続時間を公表している。市はポンプ場の簡易な浸水対策を行うとともに、早期の排水対策を実施するため、関係機関で協議し、排水計画を作成する必要がある。

基本方針

○関係機関で連携し、想定最大規模降雨に伴う佐波川の排水計画を作成する。

具体的な取組と達成目標

想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域や浸水時間を踏まえ、市は土のうの設置などポンプ場の簡易な浸水対策を進める。また、排水機場への燃料の確保ルートや早期機能回復に向けた排水ポンプ車等の配置計画などを含んだ排水計画を作成する。

【達成目標】

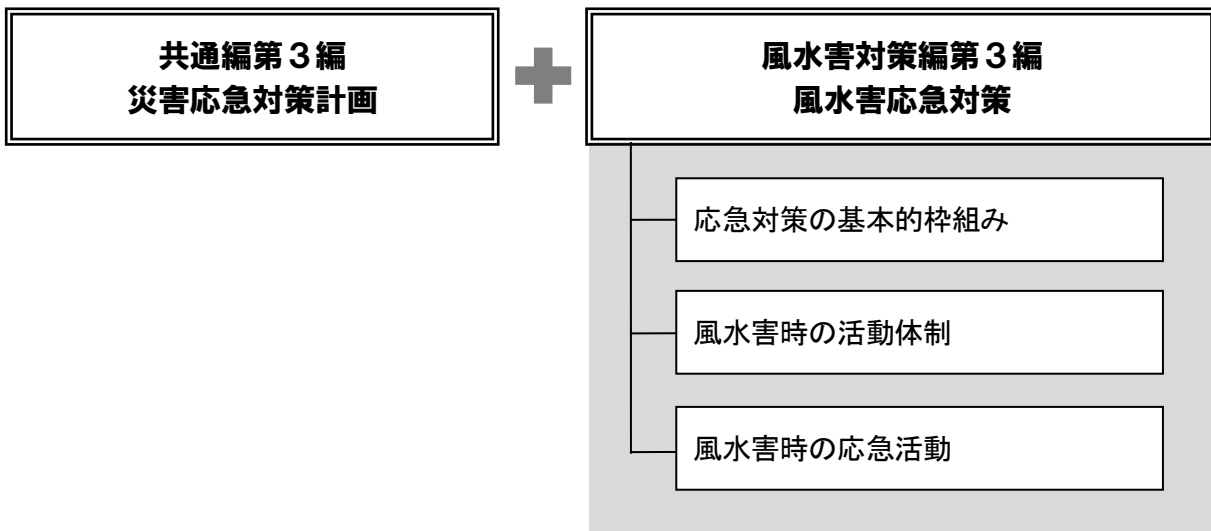
○災害に備え関係機関で連携し排水計画を作成する。

第3編 風水害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「風水害対策編」は、風水害への対策に特化した計画書であり、風水害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」及び「防府市水防計画」によることを基本とし、そのほかに、風水害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 風水害時の活動体制

第1節 活動体制の確保

主な担当関係部署：各課共通

市域に風水害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより県及び防災関係機関の応援・協力を得て災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。

活動方針

- 気象状況及び災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備体制を決定する。
- 決定した配備体制を伝達し、定められた要員に動員を指示する。
- 必要に応じ他の部へ応援を要請し、要員の調整を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	配備体制の決定							
2	体制の確保							

具体的な活動内容

第1項 配備体制の決定

風水害時には、以下の基準により、活動体制を確立する。

ただし、水防非常体制（水防本部設置時）は、防府市水防計画による。

種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内に大雨、洪水、高潮注意報のうち一以上が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ決められた関係課職員を配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 	未設置
第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内に大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、暴風雪大雪警報のうち一以上が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に関係ある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い随時関係職員の増員を行い、直ちに第1非常体制に移行し得る体制とする。 	
水防非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当以上））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。 高潮による被害が予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 防府市水防計画による水防本部設置体制 	
第1非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき。 防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 台風が防府市に上陸すると予想されているとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制 	設置
第2非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき。 市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制 	

第2項 体制の確保

1 動員要請

各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、危機管理監（危機管理監に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。

勤務時間内	市メールサービス（職員向け）、庁内放送、電話、市防災行政無線等
勤務時間外	一般加入電話、携帯電話、市メールサービス（職員向け）等、考え得る伝達手段を駆使し、各部課ごとに伝達する。

勤務時間内における場合及び勤務時間外における場合の決定及び伝達系統は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-3 配備体制の伝達系統（勤務時間内、勤務時間外）

2 動員

配備体制に応じて、あらかじめ定められた要員を動員する。詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 2-3-1 防府市の動員配備

第3章 風水害時の応急活動

第1節 警報等の伝達

主な担当関係部署：各課共通

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

活動方針

○気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を、関係機関及び市民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	特別警報、警報等の伝達							
2	気象の予報等の伝達							
3	水防警報等の伝達							

具体的な活動内容

第1項 特別警報、警報等の伝達

市は、県及び防災関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災、避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、関係機関、市民等に周知する。

なお、特別警報、警報等の種類と防府市における発表基準は、資料編のとおりとする。

資料編 [気象情報等]

- 3-4-1 気象警報等の種類と発表基準

第2項 気象の予報等の伝達

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報について、市は、県及び防災関係機関から伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災、避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、関係機関、市民等に周知する。

<p>土砂災害警戒情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と下関地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ◆ 土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する。 ◆ 避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆ 市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、避難指示等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
<p>竜巻注意情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域名で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
<p>火災警報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災警報は、下関地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況、市域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報。

第3項 洪水予報、水防警報等の情報の把握

洪水予報は、水防法第10条の規定に基づき、国土交通大臣が指定した河川（佐波川）において、洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通省（中国地方整備局）と気象庁（下関地方気象台）が共同で発表するものである。また、水防警報は、水防法第16条の規定に基づき国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定した河川・湖沼・海岸において、洪水又は高潮によって災害の発生のおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

なお、詳細については、防府市水防計画を参照のこと。

第2節 避難指示等の発令

主な関係法令：災害対策基本法第56条第1項・第2項、第60条、第61条の2、第63条

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、地域振興課（出張所班）

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、自衛隊
県、防府警察署

市長は、市民の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認めるときは、避難指示等を発令する。その際、避難行動要支援者等、要配慮者への避難指示等の伝達については、特に留意する。

活動方針

- 市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難指示等を発令する。
- 洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者、避難行動要支援者等に特に配慮し、避難指示等を発令する。
- 避難指示等を発令した場合は、速やかに県等の関係機関へ通知する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難指示等の発令							

具体的な活動内容

第1項 避難指示等の発令

市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の実況値および水位予測値やダム放流量等の水防情報、土砂災害警戒情報などの下関地方気象台が発表する気象情報等、また危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、市民に対する避難指示等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難指示等を発令する。

1 避難指示等の情報の種類

避難指示等の情報の種類については、共通編第3編第8章第1節第1項1「避難指示等の情報の種類」を参照のこと。

2 避難指示等の内容

避難指示等の内容については、共通編第3編第8章第1節第1項2「避難指示等の内容」を参照のこと。

3 避難指示等の発令時の留意事項

(1) 洪水浸水想定区域内の避難

洪水の際の避難は、洪水発生前に浸水想定区域外へ避難することが原則である。

しかし、短時間での大雨や夜間の決壊等、移動のための時間が十分確保できない状況では浸水想定区域外への避難は困難となるため、浸水のおそれのない高さへの避難を行うことを基本とする。

(2) 立退き避難、屋内安全確保の区別

避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するが、その際、対象地域において立退き避難が必要な場合と屋内安全確保が必要な場合の両者に対し、それぞれの避難行動を示す。

ただし、避難指示等は、立退き避難の区域と屋内安全確保の区域を別に示すものではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものであり、市民一人ひとりがどのような避難行動を必要とするかを明確に示す必要があることに留意する。

(3) 避難行動要支援者（要配慮者）の特性に考慮した避難

なお、避難指示等の発令は、立退き避難を前提とし、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。特に避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対しては、避難に時間がかかることから、十分に配慮した発令となるよう留意する。

4 ホットラインの活用

市長は、下関地方気象台、国土交通省や県等に対し、ホットラインの活用等により積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。

第3節 水防活動

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署

市長は水防管理者、市は水防管理団体として、河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減し、市民等の安全を確保するため、水防活動を実施する。

活動方針

- 関係機関と緊密に連携し、速やかに水防活動を開始し、円滑な活動実施に努める。
- 専門機関から気象予測等入手し、危害の最小化に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	水防活動の実施							

具体的な活動内容

第1項 水防活動の実施

市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、県、警察署等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。水防本部又は災対本部が設置された際は、土木調査班の配置等により被害情報のとりまとめや現地調査等を実施する。

なお、水防活動は、「防府市水防計画」に基づいて実施する。

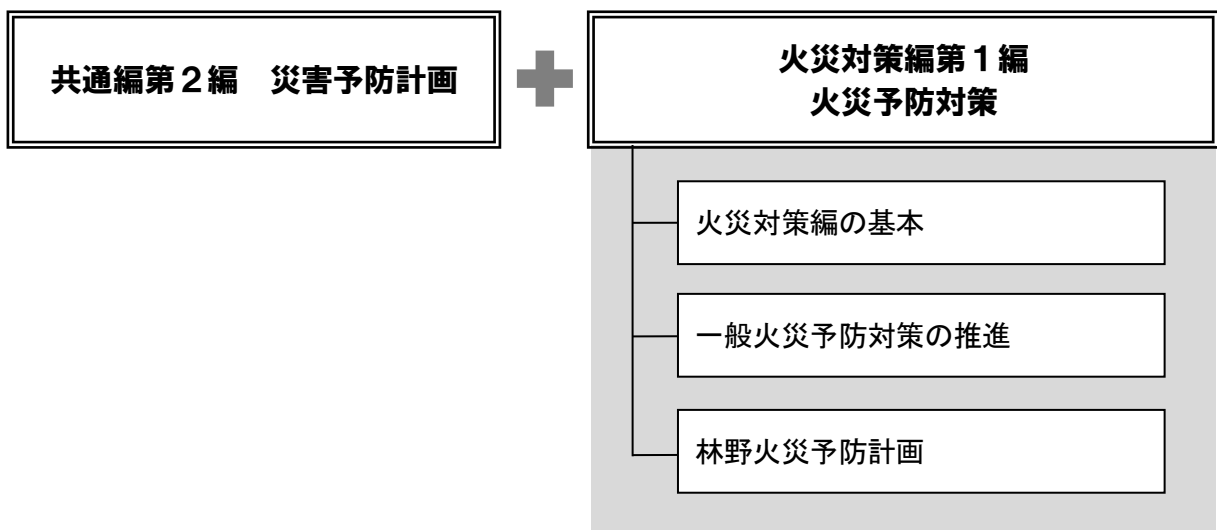
火災対策編

第1編 火災予防対策

第1章 火災対策編の基本

市防災計画「火災対策編」は、火災（一般火災及び林野火災）への対策に特化した計画書であり、火災発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、火災に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 一般火災予防対策の推進

第1節 火災予防対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、都市計画課

火災は、市民に最も身近な災害で、一旦発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また、延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、消防機関等は、必要な予防対策を推進する。

現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、市民に対する防火思想の普及啓発活動や防火安全対策の推進を実施するとともに、消防力の充実・強化を図り、消防車両等及び消防施設等の整備を計画的に行っている。

基本方針

○火災予防の普及啓発活動推進及び取組の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、消防本部は市及び関係団体等と協力して、地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

1 地域に密着した防火・防災思想の普及啓発

防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関及び団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

- ◆ 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動
- ◆ イベント、集会等を利用した啓発活動
- ◆ 巡回による啓発広報活動
- ◆ 家庭訪問による防火指導
- ◆ 学校、職場等における防火指導
- ◆ 組織化の推進による啓発広報活動

2 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、火災予防広報の充実及び地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を実施する。

第2項 災害に強いまちの形成

市、県及び国は、避難路、避難場所等、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

市、県、国、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を推進するよう努める。

【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、地域における防火安全体制の充実を実施する。

第3項 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、防府市火災予防条例（昭和37年防府市条例第12号）、防府市火災予防条例等の施行に関する規則（昭和56年防府市規則第47号）等の周知徹底を図る。

- ◆ 炉、風呂釜等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- ◆ 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- ◆ 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、火を使用する設備・器具等の防火安全確保を実施する。

第4項 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、効果的な住宅防火対策を推進する。

1 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。以下、啓発例を示す。

- ◆ 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。
- ◆ 地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、ケーブルテレビ等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。
- ◆ 消防本部等による住宅防火講習会、住宅防火フェア等を開催する。

2 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

3 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

4 住宅用防災機器等の設置及び維持管理

住宅用防災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図るとともに、設置した住宅用防災警報器の定期点検の実施及び設置から概ね10年を目安として住宅用防災警報器の交換を行うよう啓発活動を実施する。

【達成目標】

- 火災予防思想の普及啓発に関する取組として、住宅防火対策の推進を実施する。

第5項 地域における防火安全体制の充実

1 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、市は、自治会等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（幼年・少年・女性の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

自主防災組織の育成については、共通編第2編第2章第2節「地域における防災活動力の強化」に定める計画による。

2 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得や啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

資料編 [災害危険区域]

● 7-1-1 防火重点地域

【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、防火訓練の指導等を実施する。

第2節 要配慮者の防火安全性の確保

主な担当関係部署：消防本部、消防団、高齢福祉課、障害福祉課、防災危機管理課

要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市消防本部、関係団体等は以下の対策を推進する。

現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、要配慮者の防火安全対策や、要配慮者の避難に関する普及啓発活動等の推進を実施してきており、今後も普及啓発に向けた取組を充実させていく必要がある。

基本方針

○要配慮者の防火安全対策の確立を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災する機会が多いことから、市、消防本部等は、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- ◆ 防火意識の高揚
- ◆ 住宅用防災警報器等の設置及び維持管理
- ◆ 住宅防火診断の実施

【達成目標】

○市内の要配慮者に対し、防火意識の高揚を図り、住宅用防災警報器等の設置の推進に努める。

第2項 避難協力体制の確立

ひとり暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

【達成目標】

○自主防災組織等、地域住民に対する普及啓発を行い、要配慮者の避難協力体制の確立に努める。

第3項 その他の安全確保対策の推進

火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）やNet 119の普及促進を図る。

高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

【達成目標】

○高齢者等の入所施設での適切な避難支援活動が行われるよう、緊急通報システム等の普及促進を支援する。

第3節 建築物防火対策の推進

主な担当関係部署：消防本部

建築物の防火安全性を確保するため、消防本部は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、地域における防火、避難協力連携等の体制強化を図り、住宅防火対策等の防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

基本方針

○建築物の防火対策として、消防機関等による立入検査を実施する。

具体的な取組と達成目標

第1項 関係者への指導の強化

1 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

2 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防本部はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

3 重点的・効率的な予防査察の実施

消防本部は、消防法に定める予防査察を実施するに当たり、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等、防火対象物関係者からの報告、届出等の状況及び過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物を重点的に、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

【達成目標】

○建築物の防火対策として、消防機関等による効率的な立入検査を実施し、防火・防災管理の徹底を図る。

第2項 消防用設備等の設置及び維持の適正化

1 消防用設備等の設置の指導

消防本部は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

2 消防用設備等の点検

消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性の認識、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 消防防災システムの強化

市、県、国、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。

4 火災安全対策の充実

市、県、国、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災製品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

【達成目標】

○消防用設備の点検等を定期的に行い、設置及び維持の適正化を図る。

第3項 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防本部は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

【達成目標】

○防火管理者に対し、適切な消防計画の作成や訓練を実施するなどの防火安全に関する意識の向上と防火管理の徹底を促す。

第4項 防災管理の徹底

南海トラフ巨大地震等の切迫性を考慮し、消防防災上のリスクが大きい多数の人が利用する大規模・高層の防火対象物には、一定の資格を有する者を防災管理者として選任させるとともに、災害時の応急対策を円滑に行うため、自衛消防組織を編成させ、防火対象物の利用者の安全を図る。

【達成目標】

○大規模地震による延焼火災などの甚大な災害に備えるための研修や訓練を実施し、防災に関する意識の向上を図る。

第4節 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

主な担当関係部署：消防本部

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前節の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、特定防火対象物等の防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

基本方針

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 防火管理体制の充実

消防機関は、実態に応じた初期消火、通報、避難等の訓練の実施について、きめ細かな指導及び検証を行う。

特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知及び伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。

病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、近隣住民やボランティア組織の応援及び協力体制の確立を推進する。

消防機関は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、適切な指導を行う。

- ◆ 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 大規模地震対応消防計画審査マニュアル

【達成目標】

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、防火管理体制の充実に促す指導を行う。

第2項 防火対象物定期点検報告制度の適正運用

消防本部は、国が定めた「防火対象物定期点検制度」に基づき、該当する対象物に対して点検結果報告書を提出させるとともに、立入検査等を行い、不備事項の早期改善を指導する。

建築基準法の違反等の状況把握について、消防本部及び特定行政庁が連携を密にすることにより、防火対象物定期点検制度の適正な運用に努める。

【達成目標】

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、消防法令の違反に対する適切な違反処理を行い、法令違反の是正を図る。

第3項 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。

火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。

防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

【達成目標】

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、消防用設備等の維持管理の徹底を促す指導を行う。

第4項 特定違反對象物に対する是正措置の徹底

消防本部は、火災が発生した場合に人命危険が大であると予測される重大違反對象物、特に小規模雑居ビルについては、指示、警告、命令、告発等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

【達成目標】

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、小規模雑居ビルの管理者に対しての指導を強化し、法令違反の是正を図る。

第5項 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的・物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

【達成目標】

○工場、倉庫等における防火安全策の強化を図るため、消防用設備の適切な維持管理を行うよう、管理者に対しての指導を強化する。

第5節 火災予防のための情報の充実

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：下関地方気象台

火災を未然に防ぐため、気象の実況の把握から火災防止のための情報を積極的に収集することが重要である。このため、情報収集体制の充実と適時・的確な情報伝達体制の整備を図る。

現状と課題

下関地方気象台では、これまでも火災予防に資する気象等の情報を適時提供してきている。今後も、最新の情報を適時提供していくよう、充実を図っていくことが重要である。

基本方針

○火災予防に関する情報収集伝達体制の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

下関地方気象台は、大規模な火災防止のために気象の実況の把握に努め、出火防止のため、乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の適時・的確な発表に努めるものとする。

【達成目標】

○災害を未然に防ぐために重要となる情報について、積極的に収集・集約・伝達するための体制を整備し、平常時から運用して改善を図る。

第6節 消防力の充実・強化

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

火災の発生防止及び被害の軽減を図るためには、消防力の充実・強化が求められることから、市は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材及び要員）の確保に努める。

現状と課題

市では、火災被害の軽減を図るため、消防力の充実・強化を図り、消防車両等及び消防施設等の整備を計画的に行っている。また、多種多様化する災害に対応するための資機材を整備し、迅速的確な警防活動を遂行するための訓練を実施している。

基本方針

○消防力の充実・強化と活動体制の充実強化に向け、「消防力の整備指針」に即し、人員、資機材、水利等の充実強化を図り市民ニーズに対応できる体制を構築する。

具体的な取組と達成目標

第1項 消防計画の整備

消防本部は、消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防衛活動の実施に努める。

- ◆ 消防組織に関すること。
- ◆ 消防力等の整備に関すること。
- ◆ 防災のための調査に関すること。
- ◆ 防災教育訓練に関すること。
- ◆ 災害の予防、警戒及び防衛に関すること。
- ◆ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- ◆ その他災害対策に関すること。

【達成目標】

- 消防力の充実・拡充に向け、市防災計画の見直し検討をし、必要に応じ修正を行う。
- 消防力の充実・強化は、年次計画を基に積極的に推進する。

第2項 消防組織の充実

1 消防本部の充実

予防・警防要員の確保に努め、予防・警防業務の万全を期する。

2 広域消防応援体制の整備

県内の市町、消防の一部事務組合が締結した県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市及び消防本部は必要な運用体制の確立に努める。

3 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性を考慮し、消防本部は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

4 自主防災組織の育成

第1節第5項を参照のこと。

5 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図る。

【達成目標】

- 地域の消防力を充実させるため、消防団、自主防災組織等の火災予防・初期消火の訓練の充実を図る。
- 広域応援に即応できるよう、人員・資機材の配備体制の整備を推進する。

第3項 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員及び消防団員の育成を図るため、消防本部は、消防職員及び消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

【達成目標】

- 消防職員及び消防団員の研修・教育への積極的な参加を支援する。

第4項 消防施設等の充実・強化

1 消防施設等の整備

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

2 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、県と連携し林野火災用空中消火資機材の計画的な整備を推進する。

化学消火薬剤の整備充実に努める。

資料編 [防災組織]

- 7-2-1 防府市の消防組織及び編成
- 7-2-2 消防本部及び消防団の人員
- 7-2-3 火災に対する消火体制
- 7-2-4 周辺地域の私設消防隊

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 5-3-1 分団別消防水利の現況

● 7-3-1 消防用車両等現有台数

【達成目標】

- 消防力の充実及び拡充に向け、消防力の三要素（人員・機械・水利）の充実を図る。
- 消防力の充実・強化は、年次計画を基に積極的に推し進める。

第7節 文化財防火対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、文化振興課

文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、文化財等施設の防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

なお、文化財の詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-2 文化財等の防火施設の現況

基本方針

○文化財防火対策として、防火設備の整備充実を図り、立入検査、火災防御訓練や消火訓練等を実施し、防火意識の普及を図る。

具体的な取組と達成目標

予防対策の実施責任者は、以下のとおり。

予防対策	所有者又は管理団体
予防対策指導	県観光スポーツ文化部（文化振興課）及び市文化スポーツ観光交流部（文化振興課）

第1項 防火設備の整備充実

1 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

2 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

3 その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

4 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

【達成目標】

○文化財防火対策として、防火設備の整備充実を図る。

第2項 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

- ◆ 防火管理体制
- ◆ 災害通報体制
- ◆ 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立
- ◆ 自衛消防組織の確立
- ◆ その他、注意札、火気の使用禁止、不審者の侵入防止等

【達成目標】

○文化財防火対策として、予防対策指導の推進等の普及を図る。

第3項 防火思想の普及啓発

毎年1月26日の文化財防火デーを中心に、文化財関係者の協力を得て防火訓練を実施し、文化財の保護及び防火防災思想の普及啓発を図る。

- ◆ 防災思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、市広報、市ホームページ、講演会、映画等による。）
- ◆ 防火訓練の実施（地域住民、消防本部、消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）

【達成目標】

○文化財防火対策として、防火思想の広範囲への拡大を図り、訓練等を通して災害対応力の向上を図る。

第8節 災害復旧への備え

主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、農林漁港整備課、都市計画課、消防本部、上下水道局

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、地域における防火、避難協力連携等の体制強化を図り、住宅防火対策や防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

基本方針

○重要な書類の維持管理に防火の視点を盛り込む。

具体的な取組と達成目標

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【達成目標】

○災害復旧を速やかに実施できるよう、台帳等を整理する。

第3章 林野火災予防計画

第1節 出火防止対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所、森林組合

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為的なものによる失火が大部分である。

林野は、広大であり、そこには不特定多数の者が自由に入出入りすることが出来ること、林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、消防本部、森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

現状と課題

本市の約5割を林野が占めており、林野火災が一旦発生すると、これらの森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。このため、市、県及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

基本方針

○防火思想の啓発の推進を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 防火思想の啓発

1 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、国、県、市、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

- ◆ テレビ、ラジオ等による啓発
- ◆ 広報車による巡回広報
- ◆ ポスター、チラシ等の配布
- ◆ 新聞その他広報紙による啓発
- ◆ 学校等を通じたの広報（児童・生徒の防災思想の高揚）
- ◆ 林野火災予防標識板、立看板等による啓発
- ◆ 市有林野監視人及び森林管理巡視員による巡回指導

2 研修会等の開催

各関係機関、団体等による研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

【達成目標】

○林野火災予防月間や各種研修・講習などの機会を活用し、防火思想の普及啓発を推進する。

第2項 発生原因別対策

1 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- ◆ たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- ◆ 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- ◆ 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、空き缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- ◆ 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- ◆ 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

2 山林内事業者（作業）対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。

- ◆ 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
- ◆ 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期す。
- ◆ 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備する。
- ◆ 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

3 火入れ対策

火入れに当たって、市及び消防本部は、防府市火入れに関する条例（昭和60年条例第2号）及び防府市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- ◆ 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- ＜火入れ方法の指導＞
- ◆ 強風注意報、乾燥注意報の発表又は火災警報が発令された場合、一切の火入れを中止する。
 - ◆ 火入者・責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報の発表又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。
 - ◆ 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また、跡地には状況に応じ監視員を配置する。
 - ◆ 森林法（昭和26年法律第249号）、市条例、市規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

4 道路、鉄道沿線等における火災対策

西日本旅客鉄道株式会社、防長交通株式会社等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ◆ 危険地帯の可燃物の除去
- ◆ 路線の巡視
- ◆ 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
- ◆ 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
- ◆ 緊急時における専用電話利用の便宜

5 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有する林野から放火又は失火が生じないよう次の事項を実施する。

- ◆ 一般住民に対する防火意識の啓発
- ◆ 無許可入山者の排除
- ◆ 火入れに対する安全対策の徹底

【達成目標】

- 事業者等への指導を強化し、失火の防止を図る。

第3項 巡視・監視の強化

1 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

2 市有林野監視人及び森林管理巡視員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に市有林野監視人及び森林管理巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導や火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

- ◆ 災害の早期発見に関すること。
- ◆ 無許可伐採等に対する指導
- ◆ 森林の産物の盗掘、案内板等の破損等の防止に関すること。

【達成目標】

○人為の出火を防ぐよう広報を行い、巡回を強化する。

第4項 関係団体との協力体制

市及び消防本部は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。
また、市及び消防本部は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

【達成目標】

○林業関係事業者、土木事業者等の関係者及び自主防災組織等の地域組織に対し、火災発生時の協力を依頼し、訓練等を行っていく。

第2節 林野消防対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、消防団、農林漁港整備課

市及び消防本部は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について情報収集・伝達体制について消防体制の整備を図ってきているところであるが、今後もより緊密な連携で防火対策を推進していくことが重要である。

基本方針

○林野火災に強い地域となるよう、関係団体との協力体制を強化する。

具体的な取組と達成目標

第1項 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

市及び消防本部は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民や関係者に周知するための体制の充実を図る。

市長は、下関地方気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民や関係者に伝達するための体制の整備を図る。

【達成目標】

○速やかな通報等が実施できるよう、情報伝達体制の強化を図る。

第2項 活動体制の整備

1 消防体制の確立

消防本部は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

2 相互応援体制の確立

消防本部は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備する。
平成24年4月1日、全県下市町等を対象として山口県内広域消防相互応援協定書を締結しており、これの円滑な対応に努める。

資料編 [条例等]

- 7-4-1 山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

3 総合的消防体制

市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

地理的、地形的条件等から消防活動に大きな制約を受ける林野火災への対応として、県が行う航空機による消火活動を有効活用し、総合的な消防体制の充実に努める。

4 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。このため、市及び消防本部は、迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておく。

【達成目標】

○林野火災の消火活動を円滑に実施するため、広域での相互応援体制の強化を図る。

第3項 林野火災消火訓練の充実

市及び消防本部は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施する。

【達成目標】

○林野火災の消火活動を円滑に実施するため、関係者合同での実地訓練を開催し、防災力の強化を図る。

第3節 林野火災に強い地域づくり

主な担当関係部署：農林漁港整備課

市は、林野火災に強い地域づくりを図るため次の対策を講じる。

現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進してきているところである。今後も、林野火災に即応できる体制の強化を図っていく。

基本方針

○林野火災の消火活動に効果的な延焼防止の防火地帯の整備を進めているところであるが、今後も引き続き、防火道、防火地帯の整備に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

【達成目標】

○林野火災への対策について、総合的な事業計画を作成し、推進する。

第2項 防火道等の整備

市、県及び国は、防火道、防火地帯の整備等を実施する。

【達成目標】

○林野火災に強い地域となるよう、防火地帯の候補地を選定し、整備する。

第4節 林野火災消防施設・資機材の整備

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、消防本部は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について消防施設の整備、消火資機材の整備等を随時実施してきた。今後も予防対策を推進する。

基本方針

○林野火災の消火活動に効果的な施設・資機材の整備に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 林野火災消防施設の整備

市は、林野火災の多発地帯に対して、防火管理道等の整備を図る。また、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。さらに、林野火災の多発地帯については、国、県及び市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。消防本部は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。

【達成目標】

- 防火管理道を始めとする林道の整備を進める。
- 自然水利を含めた消防水利の充実を図る。

第2項 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について県、市及び消防機関はその充実に努める。

【達成目標】

- 林野火災の消火に関する資機材の整備を計画的に進める。

第3項 空中消火資機材の整備

市及び消防本部は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-3 森林消防隊の組織及び装備

【達成目標】

- 臨時ヘリポートの確保の際に、水利地点の確保も充実させる。

第5節 林野火災特別地域対策事業の推進

主な担当関係部署：農林漁港整備課

市は、林野火災特別地域対策事業を推進し、火災防止の実効性を高めていく。

現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について各種の対策事業の推進を図ってきているところであり、今後も引き続き強化に務める。

基本方針

○林野火災特別地域対策事業の推進を図る。

具体的な取組と達成目標

市域の約5割を林野が占める本市では林野火災の発生又は拡大の危険度が高く、市は、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

【達成目標】

○林野火災特別地域対策事業計画の策定を図る。

第6節 二次災害の防止活動

主な担当関係部署：農林漁港整備課

市は、火災後の二次災害防止活動等の強化を図る。

現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生後荒廃した地域への対策について、事前登録などの施策の推進が必要である。

基本方針

○林野火災により危険度の高まった箇所の事前登録等、二次災害防止の事業の推進を図る。

具体的な取組と達成目標

市、県及び国は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成や事前登録など、活用のための施策等を実施する。

【達成目標】

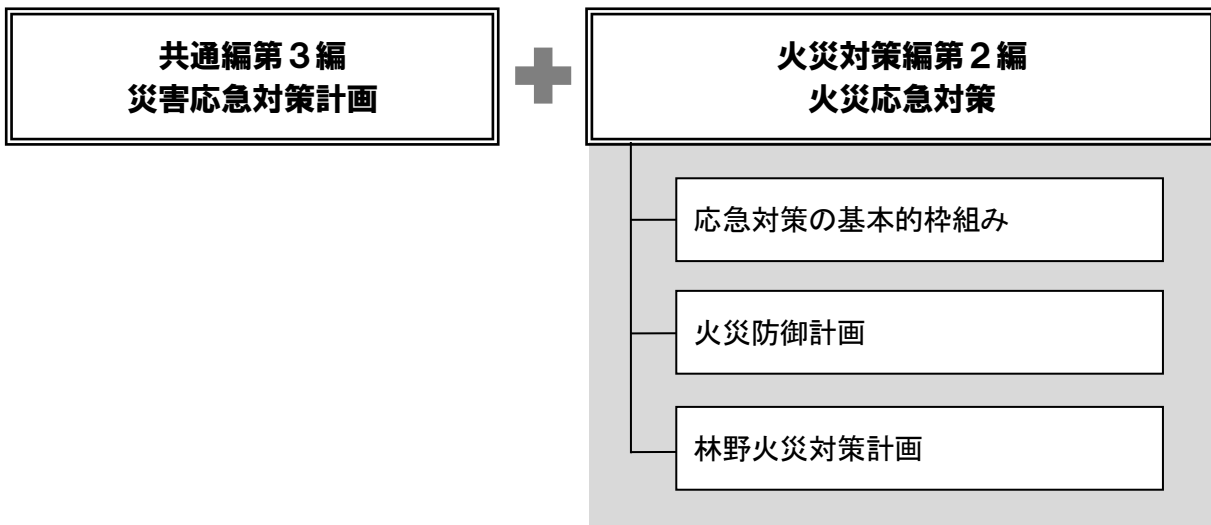
○二次災害防止の為の施策事業の推進を図る。

第2編 火災応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「火災対策編」は、火災（一般火災及び林野火災）への対策に特化した計画書であり、火災発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、火災に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 火災防御計画

第1節 実施機関及び組織の確立

主な担当関係部署：消防本部、消防団

主な担当関係機関：県、徳山海上保安部、下関地方気象台、防府警察署

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防御に向け、組織体制を確立する。
なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第4章「消防等の応急活動」に定めている。

活動方針

○関係機関と連携し、迅速な消火に向けた組織体制を確保する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 実施機関						
2 消防の組織体制						

具体的な活動内容

第1項 実施機関

1 市

現行の消防組織は自治体消防が原則であり、消防責任は市町にあることから、本市区域内における建物、山林、船きょ又は埠頭に係留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防御活動は、市消防が実施する。

2 徳山海上保安部

海上における船舶等の火災防御活動を実施する。

3 県

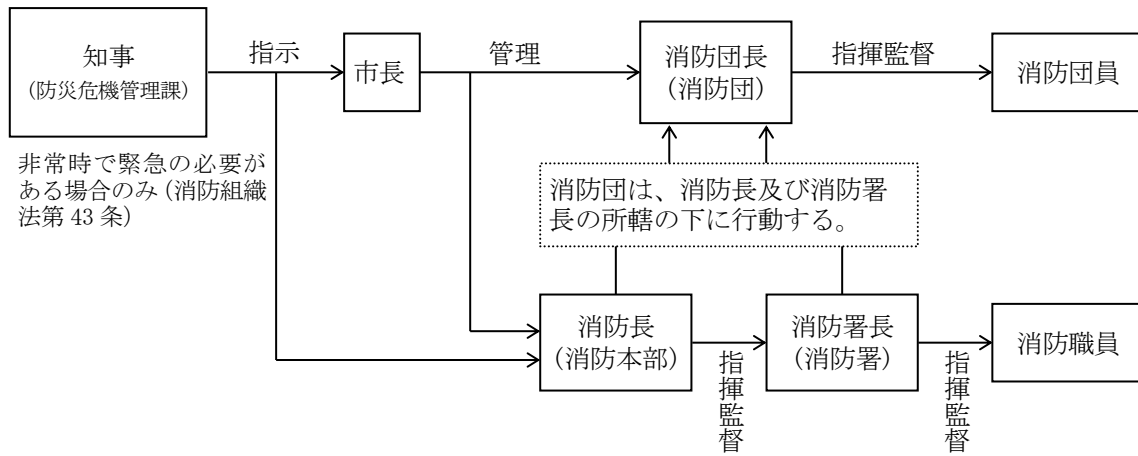
大規模火災で必要がある場合又は市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整、必要な指導・助言、勧告等を行い、市町を支援する。

4 防府警察署

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防御に必要な措置（交通規制等）を行う。

第2項 消防の組織体制

市消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2節 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

主な担当関係部署：消防本部、消防団、防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、県

火災気象通報及び火災警報等の迅速な伝達に向けた事項を定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第4章「消防等の応急活動」に定めている。

活動方針

○火災気象に関する通報及び火災警報を迅速に市民、関係機関等に周知する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	火災気象通報						
2	火災警報の発令						
3	火災気象通報・火災警報の周知						
4	防火パトロールの実施						

具体的な活動内容

第1項 火災気象通報

下関地方气象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

(1) 定時に行う火災気象通報

气象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

(2) 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。

	平均風速が10m/s以上予想される場合 (上段二つの条件に該当する場合。)
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	

知事（防災危機管理課（消防保安課））は、気象の状況が火災予防上危険である旨の通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

第2項 火災警報の発令

市長は、知事（防災危機管理課（消防保安課））から前項の通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認める次の各号の一に該当する場合であって、日降雨量が1ミリメートル未満のときには、市民に対して火災の警戒を喚起するため「火災警報」を発令することができる。

- ◆ 実効湿度60パーセント以下であって、最低湿度40パーセント以下となり、かつ、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。
- ◆ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

第3項 火災気象通報・火災警報の周知

1 火災発生防止のための市民への呼び掛け

県（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防本部に防災行政無線（一斉FAX）により伝達し注意を促す。

県から通報を受けた市長（消防長）は、同報系防災行政無線、広報車、市メールサービス等を利用して市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

2 火災警報発令の周知

市は、火災警報を発令したときは、以下の方法により（単独又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

なお、連絡系統は、資料編のとおりとする。

【火災警報を発令したとき】

- ◆ 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
- ◆ 主要地域における吹流しの掲揚
- ◆ 火災警報信号（消防法施行規則別表1の3）
- ◆ 広報車による巡回広報
- ◆ 同報系防災行政無線による周知

資料編 [火災対策]

- 7-5-1 火災気象通報・火災警報の連絡系統

第4項 防火パトロールの実施

市は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、注意報・警報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等によるパトロールを強化する。

第3節 消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団

市長は、市域内における消防に関して定めている「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

活動方針

○人員、資機材を活用し、迅速な消防活動を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 情報収集活動						
2 資機材の確保						
3 情報伝達						

具体的な活動内容

第1項 情報収集活動

火災発生時における消火活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市及び消防本部は、情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ 要救助者及び負傷者の状況付近の消防水利の状況 ◆ 進入路確保の有無 ◆ 危険物、高圧ガス等の貯蔵状況 ◆ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大範囲、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ 行方不明者等の状況 ◆ その他必要事項

第2項 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材及び物資の供給が必要となることから、次により必要資機材の把握に努める。

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資機材の配置状況 ◆ 必要資機材等の種別 ◆ 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況 ◆ 資機材等の調達先（協力先）の状況 ◆ 機材等の使用期間
--

資料編 [防災物資、施設、資機材]
<ul style="list-style-type: none"> ● 5-3-1 分団別消防水利の現況 ● 7-3-1 消防用車両等現有台数 ● 7-3-4 化学消火剤の所在状況

第3項 情報伝達

1 関係機関への伝達

消防本部は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について、必要に応じて関係機関（県、防府警察署、隣接消防本部等）に対し速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を即報するものとし、具体的・詳細な情報は、判明次第逐次伝達する。

2 県への伝達（火災即報）

消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については、火災発生後直ちに電話・FAXにより報告する。

一般基準	死者が3人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの 自衛隊に災害派遣を要請したもの
個別基準	火災（建物、林野及び交通機関）、危険物に係る事故、原子力災害、その他特定の事故 ※詳細は、資料編のとおりとする。
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

資料編 [災害情報の収集・伝達]
<ul style="list-style-type: none"> ● 3-3-7 直接即報の概要 ● 7-6-1 県への伝達（火災即報）個別基準

3 応援要請必要時の情報連絡

応援要請必要時の情報連絡については、資料編（広域消防応援・受援基本計画）のとおりとする。

資料編 [応援・受援]
<ul style="list-style-type: none"> ● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画 ● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画 ● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画

4 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、市消防機関は、以下の対策を講じる。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [火災対策]

- 7-5-2 火災発生時の避難指示

資料編 [警戒区域の設定]

- 7-7-1 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議する。広報活動は、次のように市民に対する広報と報道機関に対する広報に大別して行う。

なお、詳細については資料編のとおりとする。

市民広報	市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する
報道広報	消防本部は、防府警察署と調整の上、発表する。 なお、市本部が設置された場合は、消防本部からの発表は行わない。

また、広報は、広報車、口頭伝達、同報系防災行政無線、防災メールサービスやテレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

市民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。この場合の手続き等については、共通編第3編第3章「広報活動」を参照のこと。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 7-6-2 市民広報
- 7-6-3 報道広報

6 離島消防対策

野島の消防活動は、本土からの応援が困難であることから、野島分団が主力となり消防体制の確立を図っている。

分団の機能は本土と同様であり、可搬式小型動力ポンプ2台を配備している。

第4節 知事の指示権の発動

主な担当関係機関：県

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市町長、消防長及び水防管理者に対して災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

活動方針

○市長、消防長及び水防管理者に対し、迅速な判断により防御措置を指示し、被害拡大の防止に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	知事の指示権の発動						

具体的な活動内容

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり、知事の指示権は、市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合に発動する。

1 指示の範囲

指示の範囲は以下のとおり。

- ◆ 対策要員の応援派遣
- ◆ 災害防御及び鎮圧の措置
- ◆ その他災害防御措置に関し必要と認める事項

2 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議の上、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	◆ 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市に対してその所属する消防職員、消防団員及び水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	◆ 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員及び水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	◆ 災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員及び水防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第3章 林野火災対策計画

第1節 林野火災に係る消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団、農林漁港整備課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

活動方針

○迅速な消火及び延焼火災防止に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	消防活動の実施期間						
2	消防活動の組織体制						
3	林野火災対応						
4	消防資機材の貸付						

具体的な活動内容

第1項 消防活動の実施機関

1 市

市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、消防防災ヘリコプターの出動要請や近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。

2 県

県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任に当たる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要がある時は、市町長、消防長に対して知事は災害防御措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。

また、県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。

知事の指示権に係る具体的な事項については、第2章第4節「知事の指示権の発動」を参照のこと。

3 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

4 市民等

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第2項 消防活動の組織体制

組織体制については、第2章第1節第2項「消防の組織体制」を参照のこと。

第3項 林野火災対応

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また、活動そのものも特殊な対応を求められる。市・消防機関及び関係機関は連携し、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [火災対策]

- 7-5-3 林野火災対応

第4項 消防資機材の貸付け

1 県（防災危機管理課・山口農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め、関係先に寄託している。

また、山口農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

なお、貸付け手続きについては、資料編のとおりとする。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-5 消防資機材の貸付け手続き

2 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬散布装置、溶解機及び動力ポンプ消火薬剤）に係る運用については、「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取扱う。

第2節 広域消防応援要請

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県（防災危機管理課）

市の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、県消防防災航空隊、近隣市及び県内の消防隊の応援を得て対応する。

活動方針

○広域応援の必要を迅速に判断し、応援を要請する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 広域消防応援要請						

具体的な活動内容

火災の規模が市の対応力を超えるほど大きな場合、速やかに広域消防応援を要請し、できるだけ早い時点で火災に対応できる消防力を確保し、火災の早期鎮圧を図る。

なお、広域消防応援要請に必要な手続き等については、共通編第3編第4章第3節「広域消防応援・受援」を参照のこと。

第3節 自衛隊の支援活動

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県、自衛隊

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

活動方針

○自衛隊派遣の必要を迅速に判断し、空中消火等の応援を要請する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	自衛隊による空中消火の実施						

具体的な活動内容

第1項 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、共通編第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」を参照のこと。

なお、空中消火の実施についての事項は、資料編のとおりとする。

資料編 [火災対策]

- 7-5-4 空中消火の実施

第4節 住民等の安全対策

主な担当関係部署：消防本部、消防団、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また、入山者や遊山者も危険にさらされる。そのため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

活動方針

○住民及び災害従事者の安全確保を徹底する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難指示等及び警戒区域の設定						
2 避難場所の開設及び避難誘導						

具体的な活動内容

第1項 避難指示等及び警戒区域の設定

市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき又は予想されるときは、災対法に基づき必要と認める地域の居住者及び滞在者に対して避難指示等を行うとともに、消防長等は火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。

なお、避難指示等及び警戒区域の設定に係る事項については、資料編のとおりとする。

また、入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

資料編 [警戒区域の設定]

- 7-7-1 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

資料編 [火災対策]

- 7-5-2 火災発生時の避難指示

第2項 避難場所の開設及び避難誘導

避難について措置すべき事項は、資料編のとおりとする。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-1 避難場所等開設時の対応

第5節 災害広報

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団、防災危機管理課、行政管理課、
広報広聴課（広報班）

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

県、市及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。

活動方針

○火災状況等の適切な広報活動を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	災害広報事項						
2	災害広報手段						

具体的な活動内容

第1項 災害広報事項

林野火災時において住民への伝達事項等は、下記のとおり。
火災時における広報活動等の詳細に関しては、資料編のとおりとする。

- ◆ 気象警報・注意報発表
- ◆ 災害危険区域等に関すること。
- ◆ 避難及び警戒区域設定に関すること。
- ◆ 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- ◆ その他必要事項

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 7-6-2 市民広報
- 7-6-3 報道広報

第2項 災害広報手段

林野火災時において住民への主な広報手段は、下記のとおり。

- ◆ テレビ・ラジオ等公共放送機関
- ◆ 広報車・同報系防災行政無線・市ホームページ・市メールサービス・防災ラジオ・エリアメール・緊急速報メール（※エリアメール・緊急速報メールは、避難及び警戒区域設定に関する情報のみ。）
- ◆ 職員及び自主防災組織等による口頭伝達

第6節 残火処理等

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意する。

活動方針

○確実な残火処理及び事後措置を行う。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 残火処理						
2 事後措置						

具体的な活動内容

第1項 残火処理

以下に留意し、残火処理に当たる。

- ◆ 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理に当たること。
- ◆ 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- ◆ 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。
- ◆ 注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- ◆ 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- ◆ 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

第2項 事後措置

1 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現場本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。

- ◆ 部隊人員、負傷者の有無及び負傷者に対する措置等
- ◆ 利用資機材の点検
- ◆ その他必要と考えられる項目

2 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。調査事項は、おおむね次のとおりとする。

火災原因関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災発生日時及び場所 ◆ 発生原因 ◆ 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件 ◆ 被害状況
火災防御 鎮圧活動関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防機関の覚知時刻及び経過 ◆ 出動人員及び出動時刻 ◆ 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況 ◆ 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等） ◆ 広域消防応援部隊の活動状況 ◆ 残火処理活動 ◆ 防御指揮及び防御作業の経過概要 ◆ 救護及び資機材給与概要 ◆ その他必要と考えられる項目

第7節 二次災害の防止活動

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所、防府土木建築事務所

市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、十分留意して二次災害の防止に努める。

活動方針

○二次災害の発生防止に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 二次災害の防止活動						

具体的な活動内容

市、県及び国は、降雨による二次的な土砂災害防止施策として、専門技術者を活用して土砂災害の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

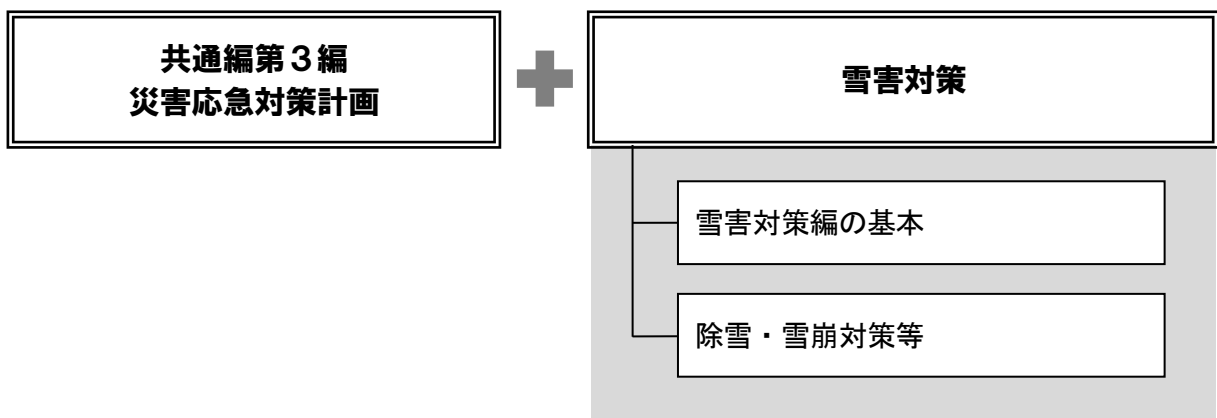
雪害対策編

第1編 雪害応急対策

第1章 雪害対策編の基本

市防災計画「雪害対策編」は、降雪・積雪による災害への対策に特化した計画書であり、雪害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、雪害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 除雪・雪崩対策等

第1節 雪害対応の活動体制の確立

主な担当関係部署：道路課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、
西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

降雪時に、気象情報及び被害情報を迅速に収集して積雪への対応を効果的に行えるよう、降雪時の活動体制の確立に努める。

活動方針

○降雪状況に応じた適切な体制を構築できるよう、情報収集体制の強化と配備、業務の整備等を進める。

主な活動と実施期間

活動項目	直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 雪害対応の活動体制の確立							

具体的な活動内容

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

県道及び県管理国道の除雪	山口県土木建築部道路整備課（防府土木建築事務所を含む。）
国道の除雪	直轄道路については、中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）
市道の除雪	市道路課
西日本高速道路株式会社の管理する道路の除雪	西日本高速道路株式会社
鉄道除雪	西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2節 道路除雪対策

主な担当関係部署：道路課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

雪害による交通の途絶に迅速に対応し、除雪による交通路の確保が円滑に進むよう、必要な事項について定める。

活動方針

○道路除雪対策として、凍結防止剤の散布を実施し、又は状況により除雪車による除雪を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	防府土木建築事務所との連携							
2	除雪路線の選定							

具体的な活動内容

第1項 防府土木建築事務所との連携

市道の除雪は、国道・県道の除雪路線を考慮し行うことが重要であり、市（土木都市建設部道路課）は、防府土木建築事務所と密接な連携のもとに実施し、除雪作業の一貫性を図るよう努める。

第2項 除雪路線の選定

市は、交通量、国・県道との接続等を考慮し、市民生活に影響の大きい路線、孤立地区が生じるおそれのある場合に回避するための路線等を優先的に選定し、除雪を実施する。

なお、県及び防災関係機関の除雪及び連絡系統については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 8-1-1 雪害対策系統
- 8-1-2 県が行う除雪

第3節 鉄道除雪対策

主な担当関係機関：西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道株式会社広島支社及び日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

活動方針

○除雪計画を周囲の実施機関と共有し、記載内容の充実を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	除雪計画の作成							

具体的な活動内容

第1項 除雪計画の作成

以下の事項に留意した除雪計画を作成し、除雪に当たる。降積雪が甚だしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合、必要により一部の営業列車を運転休止することもあり得る。

- ◆ 積雪状況の把握及び段階的想定
- ◆ ラッセル車運転計画の樹立
- ◆ 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

【除雪列車等の運転基準】

段階	降積雪の状況	運転計画
第1次	<ul style="list-style-type: none"> ◆ レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき。 ◆ レール面上20cm以上の積雪があるとき。 	◆ 必要により除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する。
第2次	◆ レール面上30cm以上の積雪があるとき。	◆ 除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する。

第4節 家屋の除雪計画

主な担当関係部署：関係各課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、西日本旅客鉄道(株)

積雪時の屋根の雪下ろし対策等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

活動方針

○市民に対し、積雪時の生活への影響や、雪下ろし・除雪等の対応について啓発し、自主的な防災活動となるよう支援する。

主な活動と実施期間

活動項目	直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 連担地域の除雪							
2 公共施設の除雪							
3 雪下ろしデーの設定							

具体的な活動内容

第1項 連担地域の除雪

市は防府土木建築事務所と協力し、屋根の雪下ろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努める。

第2項 公共施設の除雪対策

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪することを基本とする。

- ◆ 多雪地帯では、屋根上 50 センチメートル以上積雪の場合に除雪開始
- ◆ 両方屋根面の均等除雪の実施
- ◆ 排雪場所及び処分方法の計画的実施
- ◆ 長期降雪が予想されるときに残雪の除雪

第5節 雪崩対策計画

主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署、西日本旅客鉄道株

雪崩による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

活動方針

○雪崩発生の危険が高い地域について、市、消防、警察、土木機関等との連携を行いつつ調査を進め、危険箇所の特定に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	巡視警戒体制							
2	危険箇所の標示							
3	関係機関との連絡							
4	除雪対策							

具体的な活動内容

第1項 巡視警戒体制

市においては、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努める。

第2項 危険箇所の標示

市においては、関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、市民、通行者に周知徹底を図る。

第3項 関係機関との連絡

市は、雪崩による被害防止対策について、県及び防災関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努める。

第4項 除雪対策

雪崩の発生により、市民の生活、交通確保のうえに重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じる。

第6節 孤立対策計画

主な担当関係部署：道路課、クリーンセンター、社会福祉課、健康増進課、
農林水産振興課、農林漁港整備課、防災危機管理課、上下水道局、
消防本部

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、西日本高速道路(株)

積雪により孤立状態となってしまう地域を選定し、通信機能を充実させるための訓練等を行うことによる検証が可能となるため、雪にも強い物流ネットワークの強化に努める。

活動方針

- 道路除雪対策として、凍結防止剤の散布を実施し、又は状況により除雪車による除雪を行う。
- 食料・生活必需品等の調達を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	交通の確保							
2	保健衛生							
3	食料・生活必需品等の確保							

具体的な活動内容

第1項 交通の確保

国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、市（道路管理者）及び西日本高速道路株式会社中国支社周南高速道路事務所は、必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図る。

第2項 保健衛生

共通編第3編第16章「保健衛生・防疫活動」に掲げる対策によるほか次による。

救急患者の緊急輸送		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 陸上における輸送対策及び要員の確保 ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識
環境衛生対策	水道施設の保全等飲料水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水源施設及び配水池の換気孔の除雪 ◆ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄 ◆ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備 ◆ 送水設備の補助機関の整備 ◆ 配水系統の調査、危険個所の確認及び給水装置等露出配管の凍結破損防止措置 ◆ 断水時の給水措置は、共通編第3編第10章による。
し尿、ごみの処理	し尿の汲取処分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雪注意報発表の場合は、各家庭の便槽をくみ取っておく。 ◆ 積雪時にくみ取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、標識を設けておく。 ◆ なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行う。
	ごみの収集処分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておく。
遺体埋火葬		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火葬場への交通途絶の場合は、応急の「そり」による輸送を図る。
家畜の死体処理		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理する。 ◆ ただし、運搬不能の場合は、山口健康福祉センターの許可を得て、解体、埋却又は焼却する。

第3項 食料・生活必需品等の確保

1 飯米の確保

雪による物流停止による食料不足に備え、貯蔵分から必要な米を放出する等、主食の調達を図る。

2 乳児用ミルク等の確保

人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖等、必要な食品の調達を図る。

3 生鮮食料品、生活必需品の確保

その他、生鮮食料品、保存食品のほか、輸送・暖房等に必要な燃料等調達を図る。

生鮮食料品	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 野菜の防寒貯蔵 ◆ 鶏卵、魚及び肉類の貯蔵確保
保存食品	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工及び貯蔵 ◆ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海藻類及び調味料の確保
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガソリン、灯油等

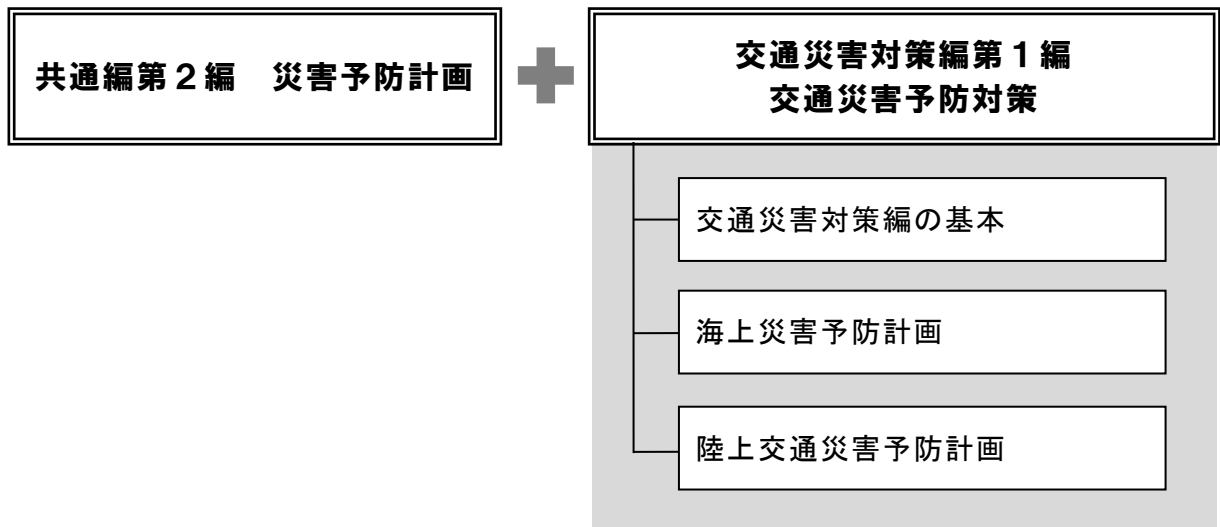
交通災害対策編

第1編 交通災害予防対策

第1章 交通災害対策編の基本

市防災計画「交通災害対策編」は、交通災害への対策に特化した計画書であり、交通災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、交通災害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 海上災害予防計画

第1節 海上災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部、河川港湾課、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、
防府警察署

現状と課題

本市の臨海部には多数の工場が立地しており、原材料の運搬、製品の搬送等により港湾を含め海上交通は輻輳し、船舶による海上火災（爆発を含む。以下同じ。）の発生が危惧される。

基本方針

○海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練を関係者の協力を得て定期的を実施し、体制を強化する。

具体的な取組と達成目標

市は県（港湾・漁港等管理者）と協力し、港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- ◆ 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- ◆ 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- ◆ 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

他の関係機関の実施する措置等詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 9-1-1 関係機関の実施する措置等（海上災害予防対策）

【達成目標】

○下関地方气象台等防災関係機関の相互協力に向け、体制の構築を進める。

第2節 危険物等の大量流出対策

主な担当関係部署：消防本部、河川港湾課、農林漁港整備課、くらし環境課、
防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、
山口健康福祉センター、防府警察署

現状と課題

本市の臨海部には多数の工場が立地しており、工場等からの海上への油等危険物の流出事故及び港湾等を含む海上を航行する船舶からの油等危険物の流出が危惧される。

基本方針

○危険物等の大量流出事故の防止策として、危険物を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

具体的な取組と達成目標

第1項 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、徳山海上保安部、中国地方整備局、市（消防本部）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

応急活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none">◆ 徳山海上保安部及び運輸支局は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。◆ 中国地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。◆ 県及び市は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。
連携協力体制の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。◆ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

【達成目標】

○危険物の大量流出の際の情報伝達の強化に向け、関係機関と連携した連絡系統の整備強化を図る。

第2項 関係資機材の整備

各機関は、以下の要領にて資機材の整備に努める。

市及び県	◆ 排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。
国土交通省令で定められた船舶所有者、施設の設置者及び係留施設の管理者	◆ 海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
徳山海上保安部、中国地方整備局	◆ 油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。
県	◆ 油等の防除に必要な資機材の調達先等の把握等に努める。

【達成目標】

○危険物の大量流出の防止及び流出時の対応に向け、資機材の整備及び調達体制の強化を図る。

第3項 訓練等

徳山海上保安部、県、市（消防機関）、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

また、徳山海上保安部、運輸支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図る。

【達成目標】

○危険物の大量流出の際の実動訓練について、防災関係機関や事業所を対象に実施する。

第3節 協力支援体制の整備

主な担当関係部署：消防本部、河川港湾課、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、
防府警察署

現状と課題

本市の臨海部に立地する多数の工場及び海上を航行する船舶からの油等危険物等の流出や船舶による各種災害の発生が危惧される。

基本方針

○防災関係機関と連携した協力支援体制を構築し、海上災害予防対策を講じる。

具体的な取組と達成目標

防災関係機関、事業所等は、連携体制の充実強化により、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図る。

【達成目標】

○防災関係機関等は、連携体制の充実強化により、迅速な海上災害の防止・防除を推進する。

第3章 陸上交通災害予防計画

第1節 道路

主な担当関係部署：都市計画課、道路課

都市計画道路などの主要な市道整備を順次進め、陸上の輸送ネットワーク化が図られるように努める。

現状と課題

本市における道路の状況は共通編第1編第2章第2節「社会的条件」第2項1に掲載されているとおりであり、計画的な整備を行っているが、交通災害の防止、災害時の輸送の確保という面から、より一層の整備が必要である。今後の課題としては、都市計画道路などの主要な市道についての整備を順次進め、特に国道、県道を結ぶネットワーク化が図られるように努める。また、交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車道、歩道、緑地帯などの整備を積極的に推進する必要がある。

基本方針

○道路での事故防止に向け、事業者との連携のもと、連絡体制の整備を図り、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備に取り組む。

具体的な取組と達成目標

都市計画道路などの主要な市道の整備を順次進め、特に国道、県道を結ぶネットワーク化が図られるように努める。

また、交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車道、歩道、緑地帯などを積極的に整備推進する。

他の関係機関の実施する措置等詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 9-1-2 関係機関の実施する措置等（道路災害予防対策）

【達成目標】

- 道路の事故防止策として反射鏡、防護柵の設置、歩道整備等を行う。
- 都市計画道路の整備を進めることで、ネットワーク化を推進する。
(都市計画道路松崎植松線、防府北基地東道路など順次整備を行う。)

第2節 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社等）

主な担当関係機関：西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

鉄道事業者との協議及び連携を深め、鉄道網による輸送ネットワークの強化を図る。

現状と課題

鉄道は、輸送力が大規模であるため、いっそうの安全確保が重要となる。

基本方針

○輸送事業を未然に防止し、線路、施設等が事前現象から受ける環境変化を的確に把握し、自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、市、県及び防災関係機関との密接な連携の下に万全の措置を講ずる。

具体的な取組と達成目標

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画を立て、その実施の推進を図る。

- ◆ 新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。
- ◆ 通勤・通学輸送の強化を図る。
- ◆ 貨物輸送の近代化を図る。
- ◆ 地域社会との調和を図る。

他の関係機関の実施する措置等詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 9-1-3 関係機関の実施する措置等（鉄道交通災害予防対策）

【達成目標】

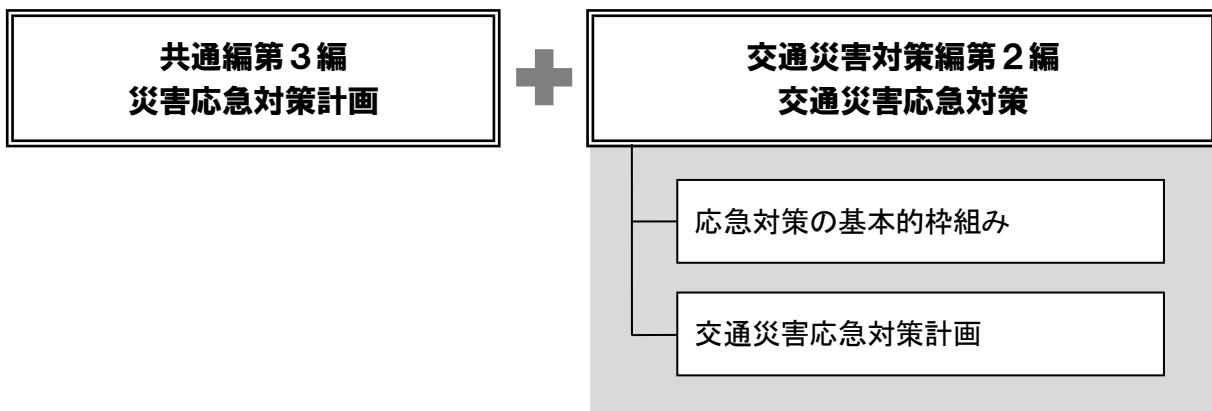
○西日本旅客鉄道株式会社を利用される旅客公衆の安全を確保するとともに、管理運営する旅客鉄道事業及びこれに関する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急、災害復旧等について迅速適切に処理すべき業務を定め、防災活動の総合的かつ有機的な推進を図る。

第2編 交通災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「交通災害対策編」は、交通災害への対策に特化した計画書であり、交通災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、交通災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 交通災害応急対策計画

第1節 海上災害対策計画

主な担当関係部署：消防本部、消防団、河川港湾課、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、下関地方气象台、防府警察署

活動方針

- 市、県、徳山海上保安部、国土交通省山口河川国道事務所、防府警察署等関係機関は連携し、応急対策を実施する。
- 海上交通の安全確保に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	情報の伝達						
2	海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策						
3	海難救助対策						
4	海上交通災害対策						

具体的な活動内容

第1項 情報の伝達

市海域で海上災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は緊密に連携し、情報の共有を図る。なお、海上災害時における一般的な通報連絡体制図は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 9-2-1 海上災害時における一般的な通報連絡体制図

第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、市、県、徳山海上保安部、国土交通省山口河川国道事務所、防府警察署等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求める。

1 応急対策活動

海上災害発生時において、市（消防機関、港湾・漁港管理者）がとるべき措置は、以下のとおり。なお、他の関係機関等がとるべき措置については、資料編のとおりとする。

- ◆ 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。
- ◆ 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、徳山海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。
- ◆ 災害の危険が及びおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は市民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
- ◆ 沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難指示を行う。
- ◆ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への油等流出防止措置について指導する。
- ◆ 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、徳山海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。
- ◆ 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町、県又はその他関係機関に対して応援の要請を行う。
- ◆ 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
- ◆ 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
- ◆ 港湾及び漁港施設への被害の未然防止並びに利用者への被害防止に必要な措置を行う。

資料編 [災害対策]

- 5-2-4 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

2 応援協力関係

徳山海上保安部、市、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速・円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。海上災害発生時には、以下の相互応援を効果的に活用しながら、連携して対応に当たる。

(1) 国の機関相互間

協 定 事 項 等	協 定 者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書	海上保安庁長官……………消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官……………防衛大臣
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長…………海上自衛隊 呉地方総監

(2) 市、消防機関と徳山海上保安部との間（消防協定）

関 係 海 上 保 安 部	協 定 の 相 手 方
徳 山 海 上 保 安 部	柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、周南市消防本部、防府市消防本部

(3) 排出油防除協議会

機 関 の 名 称	会 員
周防地区海上安全対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

資料編 [条例等]

- 9-3-1 周防地区海上安全対策協議会会則

(4) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

- ◆ 危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行なえるよう本市及び周南地区の消防本部、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行なっている。

3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

徳山海上保安部、県、市、企業等は、海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行なっている。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-4 化学消火剤の所在状況

4 指定海上防災機関

(1) 指定海上防災機関の業務

指定海上防災機関の主な業務を以下に示す。

- ◆ 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。
- ◆ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること（昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）。
- ◆ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。
- ◆ 海上防災訓練に関すること。
- ◆ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 指定海上防災機関の保有資機材等

指定海上防災機関は、全国33か所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部及び関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

5 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用する。

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

遭難船舶の救護事務は、最初に事件を認知した市長が実施する（水難救護法）。

市長は海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに、県、関係機関へ協力要請を行う。

【参考】

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

搜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁及び消防庁）の間で「海上における搜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

2 応急対策活動

海難搜索救助に関して海上保安部、県、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市防災計画に基づき必要な対策を実施する。

海上保安部、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

また、海上保安部は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り搜索活動について協力を求める。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）及び港則法（昭和23年法律第174号）のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路若しくは区域を指定するなどして船舶の航行を禁止し、又は制限し、次の措置を講じる。

- ◆ 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- ◆ 規制措置について付近航行船舶及び関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

- ◆ 港内及び境界線付近にある障害物は、当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じる。
- ◆ 応急措置を必要とするものについては、関係機関と協力し除去する。
- ◆ 除去した障害物の処理は、状況により次の措置をとる。
 - ・ 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。
 - ・ 災対法の規定により徳山海上保安部に保管した場合は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害、火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及びおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台風の進路方向により、びょう地を選定して移動するよう勧告する。 ◆ 風速15m/sec 以上の場合、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
津波	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 津波警報又は大津波警報が発表されたときは、港外の安全な場所に避難する。 ◆ 台風に合わせて安全な場所に避難するよう指示する。
火災	曳船移動による消火	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し消火に当たる。 ◆ 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ、又は勧告する。

6 二次災害の防止活動

下関地方気象台は、二次災害防止のため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連しておおむね以下の措置を講じる。

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気象情報の収集及び関係者への伝達 ◆ 在泊船舶の状況把握 ◆ 港内整理及び避泊地の推せん ◆ 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 ◆ 必要に応じ、移動命令又は船舶制限の適用 ◆ 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導及び在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 ◆ 台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進 ◆ 港内巡回による避難の指示、避泊地への誘導等の臨船指導 ◆ 危険物荷役の事故防止指導 ◆ 海上における流出油の処理 ◆ 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画

主な担当関係部署：消防本部、消防団、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、自衛隊、防府警察署、航空運送事業者

活動方針

○航空機事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合、航空運送事業者、市（消防機関）、県、防府警察署、徳山海上保安部、医療機関等は、協力して被災者の救助・救出及び被害の拡大防止・軽減に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	民間航空機災害応急対策活動						
2	自衛隊基地航空災害対策						

具体的な活動内容

第1項 民間航空機災害応急対策活動

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市内で災害が発生した場合、市（消防機関）、県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊及び医療機関等は協力して被災者の救助・救出及び被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

なお、各機関が実施すべき活動内容を以下に示す。

また、連絡系統については、資料編のとおりとする。

航空運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。 ◆ 自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。 ◆ 応急対策の活動状況等を国土交通省に連絡する。 ◆ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。
県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。 ◆ 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。 ◆ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣を行うとともに、日本赤十字社山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の出動要請を行う。 ◆ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。 ◆ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。 <p>また、特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。 ◆ 山口宇部空港事務所がとる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。 ・ 航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口宇部空港消防救難隊設置業務要領」及び「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関及び警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。 ・ 大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所、遺体の一時収容所等を確保する。 ・ 空港事務所長は、災害の状況に応じて知事（港湾課又は防災危機管理課）に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う（この場合の要請手続き等については、共通編第3編第4章「応援派遣・受援活動」を参照のこと。）。 ・ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を防災関係機関に要請する。

市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡システムにより県及び防災関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。 ◆ 危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 被災者の救助及び消防活動を実施する。 この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び県内の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める（応援要請については、火災対策編を参照のこと。）。 ◆ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する（遺体の収容、捜索、処理活動等は共通編第3編第18章「行方不明者の捜索及び遺体の処理」を参照のこと）。 ◆ 必要に応じて、被災者、家族等の関係者に対して食料、飲料水等を提供する。また、家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。 ◆ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を防災関係機関に要請する。 ◆ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。 ◆ 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求め
防府警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。 ◆ 事故発生日地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。 ◆ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命じる。 ◆ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施 ◆ 遺体の検視及び捜査活動の実施 ◆ 必要に応じて事故発生日地及び周辺の交通規制の実施 ◆ 防災関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援
徳山海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。 ◆ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。 ◆ 事故現場及び周辺海域の警戒、航行船舶の規制等の措置の実施 ◆ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援
市 日本赤十字社山口県支部 市内医療機関 防府医師会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市又は県の要請により医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受入れを行う。 （この場合の対応については、共通編第3編第6章第1節第3項「集団発生傷病者救急医療活動の実施」を参照のこと。） ◆ 必要に応じて救援物資の提供及び防府市赤十字奉仕団による救援活動の実施
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空港事務所長又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用し、地元消防機関、空港事務所等と協力しながら、遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索等についての応急対策活動を実施する。

資料編 [災害対策]

● 9-1-4 航空機事故等発生時の応急活動体制

資料編 [災害情報の収集・伝達]

● 9-2-2 関係機関に対する通報連絡系統

大規模航空機事故等が発生した場合における市及び消防本部による災害情報の収集伝達については、以下のとおり。

- ◆ 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに資料編に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課）、近隣市（消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。
- ◆ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。
- ◆ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行う。
 - ①事故発生等の通報・情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。
 - ②事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。
 - ③被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

● 9-2-3 大規模航空機事故等発生した場合における災害情報の伝達

民間航空機捜索救難については、以下のとおり。

- ◆ 県、警察、海上保安部その他関係機関はヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- ◆ 民間航空機の捜索・救難については、国際民間航空条約に準拠して、警察庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁等関係機関による協力協定がされている。

第2項 自衛隊基地航空災害対策

自衛隊が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊）、市、県及び防災関係機関は、協力して市民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。

航空自衛隊防府北基地においては、自衛隊、防府市、山口市、県、防府警察署、徳山海上保安部等関係機関により「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
航空自衛隊 防府北基地	防府飛行場周辺 航空事故連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・航空自衛隊第12飛行教育団 ・県、防府市、山口市 ・県警察本部、防府警察署 ・徳山海上保安部 ・防府市消防本部、山口市消防本部 ・航空自衛隊防府地方警務隊

事故等発生時において関係機関がとる応急措置等については、防府飛行場周辺航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」を基本として実施する。

なお、事故発生時の応急措置の概要を以下に示す。

また、連絡系統図他詳細は、資料編のとおりとする。

<p>事故発生時の通報 (市から県へ)</p>	<p>市から県への通報は、「要綱」の内容に「即報」の内容を付加し、次の事項について通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故の種類 ◆ 事故発生の日時及び場所（現場の状況） ◆ 事故機の種別及び乗員数 ◆ 危険物積載（燃料積載量、弾薬類等） ◆ 人身、財産等の被害状況 ◆ 事故による負傷者の救急救助活動の概況 ◆ 消火活動の状況 ◆ その他必要事項（活動体制、応援の必要性等）
<p>事故発生時の救助活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故発生時の応急救助活動については、協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により迅速、円滑な実施を図る。 ◆ この場合において、自衛隊又は災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、市及び市消防本部は、市の区域における消防を十分果たす責任を有しており、また、県、防府警察署、徳山海上保安部等は、管轄区域にかかる市民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから必要な応急救助活動の実施又は協力を努める。 ◆ 自衛隊及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか市防災計画及び県防災計画により実施する。 ◆ 要綱に定める関係機関の任務分担は、資料編のとおりとする。 (市の分担：救助・救急活動への協力)

資料編 [条例等]

- 9-3-2 防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則
- 9-3-3 防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱

第3節 陸上交通災害対策計画

主な担当関係部署：消防本部、道路課、防災危機管理課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、
西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本高速道路(株)

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策、災害時における交通規制、主要交通路線の確保等について、本節及び本計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努める。

本計画は、主に共通編第3編第22章「公共施設等の応急復旧」及び第23章第7節「鉄道施設」に関連している。

活動方針

○関係機関間での緊密な連携のもと、迅速な情報の伝達と協力体制を構築し、大規模な交通災害時の被害軽減及び交通の早期回復を図る。

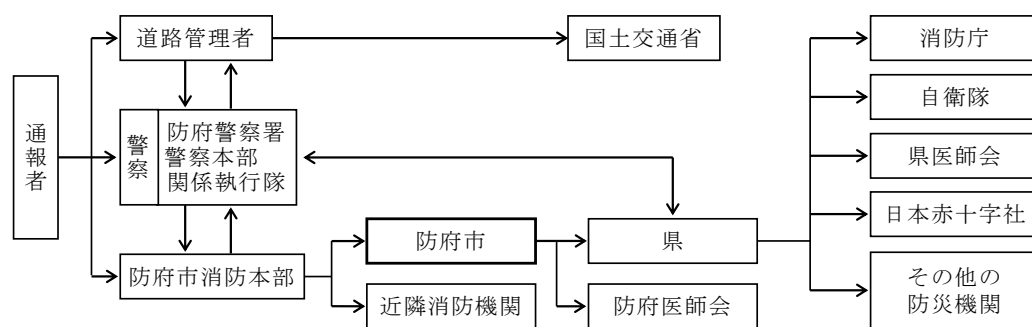
主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 陸上交通災害対策						
2 鉄道災害・運転事故対策						
3 山陽自動車道災害対策						

具体的な活動内容

第1項 陸上交通災害対策

道路管理者、交通管理者及び自動車運輸業者による交通災害対策の概要は、以下のとおり。

実施機関	自動車運輸業者、道路管理者、警察
関係機関 に対する 通報連絡	<p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、防災関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報する。</p> 
交通規制 措置	共通編第3編第7章「緊急輸送」を参照のこと。
関係機関 の申し 合わせ 事項	道路災害事故防止対策について、山口県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合わせをした（昭和43.10.21道路整備649号）。

第2項 鉄道災害・運転事故対策

鉄道会社等による交通災害対策の概要は、以下のとおり。

実施機関	<p>鉄道</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店</p>
市（消防機関）の活動	消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に活動を行う。

第3項 山陽自動車道災害対策

山陽自動車道において暴風、豪雨、豪雪、濃霧、洪水等の異常な自然現象に伴い道路の損壊又は重大な交通事故等が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合にこれを未然に防止し、被害の拡大を防ぎ、及び災害復旧を迅速に行うため処理すべき業務の要領を定め、もって道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的とする。

西日本高速道路株式会社における異常気象時の体制を次のとおり定める。

配備体制	警戒体制	警報、気象状況及び特別巡回並びに点検の結果を総合的に勘案して警戒し、かつ災害の発生に備えて、迅速に対応できる体制をとる必要がある場合
	緊急体制	比較的長時間の通行止めを必要とする災害が発生する場合又は発生するおそれが極めて濃厚な場合
	非常体制	広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする災害が発生した場合
通報体制		県災害対策本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面通行止め及び市民に重大な被害を与える事故の発生」とする。 なお、市本部が設置されていない場合は、防災危機管理課に連絡する。

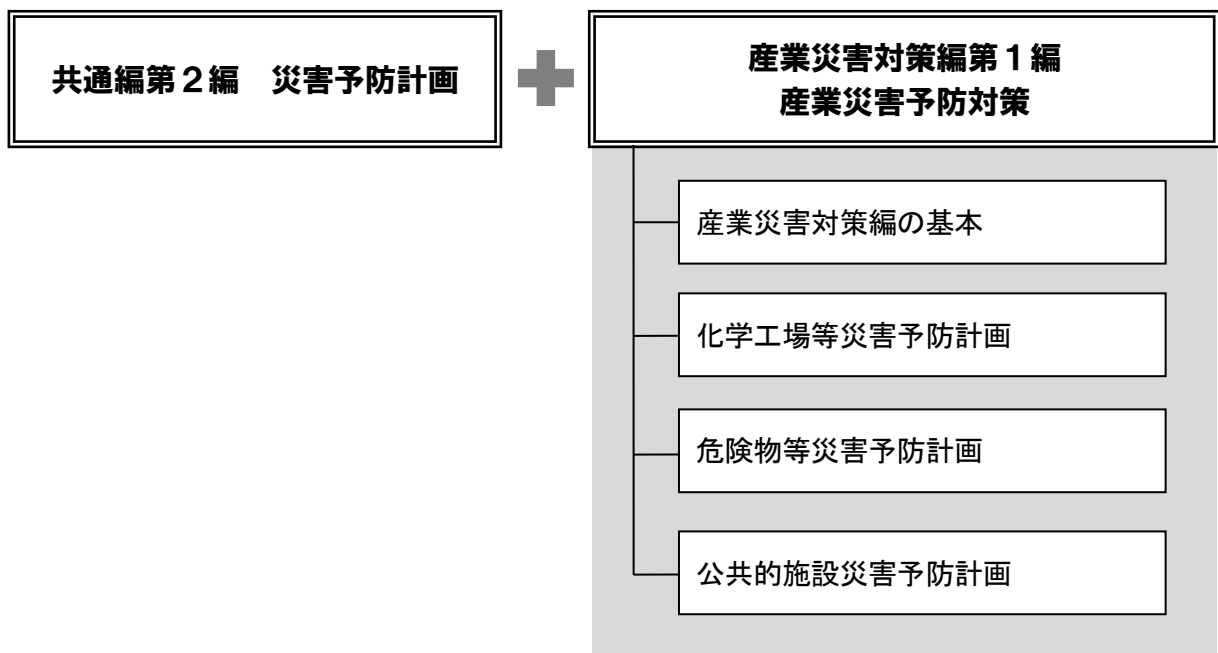
産業災害対策編

第1編 産業災害予防対策

第1章 産業災害対策編の基本

市防災計画「産業災害対策編」は、産業災害への対策に特化した計画書であり、産業災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、産業災害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 化学工場等災害予防計画

第1節 化学工場等保安対策の基本

主な担当関係部署：消防本部

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営の全ての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施する。

現状と課題

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策として、保安対策、施設・設備の保全及び安全対策を基本方針とし、全ての分野にわたって安全第一主義を徹底させる予防対策等の取組を実施してきている。

基本方針

- 化学工場等における保安対策の徹底
- 関係企業において企業経営の全ての分野にわたって安全第一主義を徹底する。

具体的な取組と達成目標

第1項 保安管理体制の強化

保安管理部門は、製造部門並びに保全部門に対する指導、助言及び勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。また、保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。

市及び防災関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図る。

【達成目標】

- 安全第一主義を徹底させる保安体制を整備する。

第2項 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

【達成目標】

- 設備管理体制の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第3項 運転管理体制の強化

以下の事項に留意し、運転管理体制の強化を図る。

- ◆ 現場責任者の資質の充実を図る。
- ◆ 各直の責任者を決定し、定常作業時や、緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- ◆ シャットダウン時やスタートアップ時には、責任者が現場において指揮を行う。
- ◆ 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行う。
- ◆ 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

【達成目標】

○運転管理体制の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第4項 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施するとともに、大規模事故を想定した関係機関との訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行う。

【達成目標】

○保安教育・訓練等の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第5項 各種基準類の検討

各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。各種基準類については、関係従業員に周知徹底を図る。

【達成目標】

○安全化対策に関する各種基準の適性を定期的に見直し、更新する。

第6項 施設の安全性の確保

地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努める。

市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。

国、地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い化学工場等の安全性の向上に努める。

【達成目標】

○施設設備の安全化を推進するとともに、災害時の侵入経路の整備を進める。

第7項 各種データの整備保全

国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造

図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【達成目標】

○施設の平面図、配線図、配管図等の各種資料を整備し、効率よく利用できるようデータ化やシステム化等の整備を行う。

第2節 企業内自主防災組織の確立

主な担当関係部署：消防本部

関係企業は、災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努める。

現状と課題

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について、これまで市としては、企業内における自主防災組織の活動強化に向けた取組を実施してきている。

基本方針

- 企業内部における自主的な防災組織の編成、確立及びその整備強化に努める。
- 企業間相互連携体制の整備強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 企業内防災組織の編成

災害発生時に備え、災害対応を行う組織を編成する。主な活動事項は以下のとおり。

- ◆ 災害時における統轄・指揮に関する事項
- ◆ 災害情報の収集に関する事項
- ◆ 災害対策要員の非常招集に関する事項
- ◆ 消火作業等応急措置に関する事項
- ◆ 消防機関、防災関係機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- ◆ 一般作業員の避難誘導に関する事項
- ◆ 災害現場周辺の警戒・警備に関する事項
- ◆ 負傷者の応急救護・収容に関する事項
- ◆ 応急資材の調達支給に関する事項
- ◆ 報道関係者、来訪者等の応接に関する事項

【達成目標】

- 自主防災組織の確立に向けて、平常時の活動も合わせて効果的に防災対策を進めることのできる防災組織の編成を実施する。

第2項 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における連絡体制の強化及び相互応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図る。

なお、平常時及び災害時の連携体制についての詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

● 10-1-1 平常時及び災害時の連携体制（企業内災害）

【達成目標】

○自主防災組織の確立に向けて、組織の編成、企業相互間の平常時及び災害時の連携、応援体制の強化等、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第3節 施設・設備の保全及び安全対策

主な担当関係部署：消防本部

関係企業は、化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じる。

現状と課題

関係企業は、製造工程全般にわたり、施設・設備の保全及び安全対策に努め、災害に対する予防対策等の取組を実施してきている。

基本方針

- 関係企業は、化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するための必要な保安措置を講じる。
- 市内の関係企業に対し化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するよう指導する。

具体的な取組と達成目標

第1項 運転管理及び設備管理

関係企業は、危険物施設等の安全性を確保するため、日頃から適宜、以下の取組を進める。

- ◆ 日常点検、パトロールの充実及び異常の早期発見
- ◆ 修理・清掃等の作業時における保安確保
- ◆ 各設備やその使用部品ごとに正確な記録（設置、点検、修理、取替え等）の整備及び資材の購入と保管の方法を規定により明確化
- ◆ 誤操作防止措置
- ◆ 緊急遮断弁等の設置
- ◆ ガス漏れ検知警報器の設置
- ◆ 散水装置、消火設備等の設置
- ◆ ユーティリティ（有益な）設備の整備
- ◆ 毒性ガス除害設備の充実
- ◆ 工場内及び外部との連絡設備の充実

【達成目標】

- 各施設の運転管理、設備管理体制の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第2項 各施設、設備の安全確保対策

次の施設及び設備については、強度を確保するとともに柔軟な構造にするなど、施設及び設備に応じた安全措置を行う。

塔槽類	
加熱炉	
貯蔵設備	
建屋	
架台	
導配管	地下配管 地上配管 配管材料 配管等の接続部 配管の防護設備 保安標識の設置
回転機械類	ポンプ コンプレッサー等
計装等プラント 緊急停止装置	保安動力の確保 計装用動力の確保 プロセス用水の確保 消火栓用水配管とプロセス用水の分離 バルブ類の作動設定
放出物	

【達成目標】

○各施設設備の安全確保対策の強化に向けた取組を実施する。

第3章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、県（消防保安課）

石油類、火薬、ガス、放射性物質等の危険物を取り扱う施設について、安全確保に向けた取組を進める。

現状と課題

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発生する施設、責任者、連絡窓口及び企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備し、市防災計画に掲げている。市内の危険物施設等の現況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-1 危険物貯蔵タンクの所在状況（容量 100 キロリットル以上）
- 10-2-2 給油取扱所所在状況
- 10-2-3 ガス事業者
- 10-2-4 放射性物質の所在状況
- 10-2-5 火薬類販売業者

なお、消防機関及び関係企業は、周南地区において危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、周南地区化学消火剤共同備蓄規約等を定めて防災体制の整備を図っている。

基本方針

○危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

具体的な取組と達成目標

危険物施設等の保安対策の強化に向け、関係機関等と連携し、以下の取組を進める。

市	◆ 建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。
国、地方公共団体関係機関	◆ 事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。
地方公共団体事業者	◆ 危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努める。
国地方公共団体事業者	◆ 危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努める。 ◆ 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備

	しておく。 ◆ 資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
--	---

【達成目標】

○県、事業者等と連携し、危険物施設の安全化対策の取組を推進する。

第2節 石油類等の災害予防対策

(消防法、労働安全衛生法)

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県（消防保安課）、山口労働基準局

石油類を取り扱う施設の安全確保、災害発生防止に向けた取組を進める。

現状と課題

石油類等の貯蔵施設や取扱いについて、事業者に対して適宜安全化対策の指導を行っているところである。今後も引き続き周知徹底を図る必要がある。

基本方針

○石油等に関する災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。その主なものは次表のとおりである。

(消防法別表第一、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号))

種別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物(ジエチルエーテル、二硫化炭素等) 第一石油類(アセトン、ガソリン等) アルコール類(メチルアルコール、エチルアルコール等) 第二石油類(灯油、軽油等) 第三石油類(重油、クレオソート油等) 第四石油類(ギヤー油、シリンダー油等) 動植物油類(アマニ油、ナタネ油等)
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

第1項 危険物施設の災害予防対策

(消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章)

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長 ◆ 労働局長、労働基準監督署長 (消防法第11条、労働安全衛生法第88条、91条)
危険物規制の技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。 (危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則)
指導対策	<p><立入検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。 <p><自主査察></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

【達成目標】

○石油類等の災害予防の強化に向けて、製造所、貯蔵所、取扱所等の施設の構造及び設備の安全化対策を充実させる。

第2項 危険物の取扱いに関する災害予防対策

(消防法第10条、労働安全衛生法第20条、91条)

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長 ◆ 労働局長、労働基準監督署長
指導対策	<p><立入検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。 <p><安全教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。 <p><運搬対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条で定める技術上の基準に従って行う。

【達成目標】

○石油類等の災害予防の強化に向けて、消防法の規定を順守した取扱いを周知徹底し、安全化対策を実施する。

第3節 火薬類の災害予防対策

(火薬類取締法(以下本節において「法」という。)、労働安全衛生法)

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県(産業政策課)

火薬類を取り扱う施設の安全確保に向けた取組を進める。

現状と課題

火薬類等の貯蔵施設や取扱いについて、事業者に対して安全化の適宜指導を行っているところである。今後も引き続き、事業者へ向けた周知徹底を図る必要がある。

基本方針

○火薬類の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

火薬類の範囲(法第2条)は以下のとおり。

火薬	◆ 黒色火薬、無煙火薬、その他
爆薬	◆ 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他
火工品	◆ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管、信号火せん、煙火、その他

第1項 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

実施責任者	◆ 経済産業大臣(中国四国産業保安監督部) ◆ 知事・市長(消防機関) ※詳細については資料編のとおりとする。 ◆ 労働局 (法施行令(昭和25年政令第323号))
製造及び販売営業の許可の基準	◆ 法第7条、同法施行規則第4条、4条の2
指導対策	◆ 危害予防規程の設定(法第28条、同法施行規則第6条) ◆ 保安教育計画の策定(法第29条、同法施行規則第67条の2～67条の7) ◆ 保安責任者の措置(法第30条、32条、同法施行規則第70条の2～70条の6) ◆ 保安検査の実施(法第35条、同法施行規則第44条の2) ◆ 立入検査等の実施(法第43条、労働安全衛生法第91条) ◆ 緊急措置等の実施(法第45条) ◆ 自主検査の実施(法第35条の2、同法施行規則第67条の8～67条の11)

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-6 火薬類取扱い規制実施責任者(知事・市長)

【達成目標】

○火薬類の災害予防の強化に向けて、安全第一とした取扱いを行うよう立入検査の予防対策を実施する。

第4節 高圧ガス等の災害予防対策

(高圧ガス保安法(以下本節において「法」という。)、
労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則)

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県(消防保安課)

高圧ガス等を取り扱う施設の安全確保に向けた取組を進める。

現状と課題

高圧ガス等の貯蔵施設や取扱いについて、事業者に対して安全確保のための指導を行っているところである。高圧ガスの製造所の施設の現況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-7 高圧ガス製造所一覧

基本方針

○高圧ガス等の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

高圧ガスの範囲(法第2条、同法施行令第1条)は以下のとおり。

- ◆ ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)
- ◆ 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- ◆ 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス
- ◆ 上記に掲げるものを除くほか、温度35℃において圧力0Paを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化工チレン

第1項 高圧ガス等の災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取扱いを規制するとともに、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

高圧ガスの災害予防対策の主な内容は以下のとおり。

実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長） ◆ 知事 ◆ 労働局長 ◆ 労働基準監督署長
許可の基準	◆ 法第8条、16条
指導対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危害予防規程の制定（法第26条） ◆ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第27条） ◆ 保安統括者等の選任及び届出 ◆ 保安検査の実施（法第35条、労働安全衛生法第38条） ◆ 定期自主検査の実施（法第35条の2） ◆ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第36条） ◆ 緊急措置の実施（法第39条） ◆ 立入検査の実施（法第62条）
その他	◆ 高圧ガスの移動中における災害防止対策

【達成目標】

○高圧ガス等の災害予防の強化に向けて、立入検査等の実施により、安全確保対策を実施する。

第5節 放射性物質の災害予防対策

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下本節において「法」という。)、
電離放射線障害防止規則)

主な担当関係部署：消防本部

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

現状と課題

危険物施設等の安全確保に向けて、市は、放射性物質に関する知識の啓発普及等安全第一主義を徹底させる予防対策等の取組を実施してきているところである。

放射性物質の所在状況の詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-4 放射性物質の所在状況

基本方針

○放射性物質の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 放射性同位元素の届出

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則)

放射性同位元素等については、法に基づく届出を行い、取扱いに制限を設けて管理を行っている。届出の概要は以下のとおり。

放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)	◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。
	◆ 規定の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・取扱従事者に関する職務及び組織 ・装置の使用 ・汚染された物の詰替え、保管及び運搬廃棄 ・放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存 ・従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練 ・障害を発見するために必要な措置 ・障害を受けた者等に対する保健上必要な措置 ・使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存 ・危険時の措置 ・その他放射線障害の防止に関し必要な事項
	◆ 規定の変更-原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。
取扱いの制限 (同法第31条)	◆ 18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質若しくはこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

危険時の措置 (同法第33条、 消防法第24条、 同規則第5条)	◆ 実施責任者 使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者
	◆ 応急措置の内容 ・火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長の指定した場所に通報する。 ・放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。 ・放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。 ・汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。 ・安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。 ・その他必要な防止措置を講じる。 ・事故が発生した場合には線量等を記録する。
健康診断 (同規則第8章)	
計画の届出 (同規則第61条)	
被ばく線量の測定 (放射性同位元素 (同法第20条))	

【達成目標】

○放射性物質の届出に関する状況把握を随時行い、計画等へ反映していく。

第2項 通報体制の整備

市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

【達成目標】

○放射性物質の災害対応の強化として、連絡体制の強化を図る。

第6節 大気汚染物質による災害予防対策

主な担当関係部署：くらし環境課、消防本部

災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、施設等の安全加対策を推進し、大気の汚染状況の監視体制及び円滑な情報連絡体制を整備する。

現状と課題

大気汚染防止法に定める大気汚染物質の種類及び取扱工場については、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-8 有害物質を取扱う施設を有する工場一覧
- 10-2-9 毒物劇物製造所一覧

基本方針

○大気汚染物質の拡散による災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 大気汚染物質の種類把握

市は、大気汚染防止法に定められる以下の有害物質について、漏出等の把握に努める。

■大気汚染物質の種類

ばい煙の種類 (大気汚染防止法第2条)	(1) いおう酸化物 (2) ばいじん (3) カドミウム及びその化合物 (4) 塩素及び塩化水素 (5) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 (6) 鉛及びその化合物 (7) 窒素酸化物		
特定物質の種類 (大気汚染防止法第17条)	(1) アンモニア (2) 弗化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) 燐化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素	(11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) ピリジン (17) フェノール (18) 硫酸 (三酸化硫黄を含む) (19) 弗化珪素 (20) ホスゲン	(21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄燐 (24) 三塩化燐 (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化燐 (28) メルカプタン

第2項 大気汚染物質の監視及び漏出防止の指導

県は、ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、環境大気汚染の主要物質であるいおう酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

県による大気防止汚染のための主な措置を以下に示す。

立入検査	◆ 知事は必要に応じ工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。
常時監視	◆ 知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。
緊急時の措置	◆ 知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。
特定物質に関する事故等の措置	◆ 知事は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

■協力要請又は勧告対象工場

名 称	所 在 地
防府エネルギーサービス（株）	防府市鐘紡町3-1
協和発酵バイオ（株）山口事業所	防府市協和町1-1
マツダ（株）防府工場	防府市大字西浦888-1

【達成目標】

○大気汚染物質による災害予防の強化に向けて、有害物質の漏出を迅速に把握する情報体制の整備を行う。

第7節 毒物劇物の災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県（薬務課）

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏えい等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止の指導を行う。

現状と課題

毒物（毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物）及び劇物（毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物）の製造所等の現況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の所在]

- 10-2-9 毒物劇物製造所一覧

基本方針

○毒物劇物取扱施設の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 毒物劇物取扱施設の災害予防対策

（毒物及び劇物取締法第11条）

県は、製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

実施責任者	知事
毒物劇物製造所の設備	（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4） 製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。
指導対策	立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） 自主点検

【達成目標】

○毒物の災害予防の強化に向けて、毒物劇物製造所に対し、適宜立入検査等を実施し、施設設備の安全化対策を推進する。

第2項 毒物劇物の災害予防対策

(毒物及び劇物取締法第16条第1項)

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

実施責任者	知事
指導対策	<ul style="list-style-type: none">◆ 立入検査 (毒物及び劇物取締法第18条)◆ 自主点検◆ 貯蔵対策◆ 運搬対策◆ 廃棄対策

【達成目標】

○劇物の災害予防の強化に向けて、毒物・劇物の法規制を順守した安全な取扱いを行うよう、指導を行う。

第8節 労働災害防止対策

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：労働基準局

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

現状と課題

危険物施設等の安全確保に向けては、市は、施設内の従業員の労働環境についての安全化に向けた取組を実施してきているところである。今後も引き続き、労働基準局の進める安全管理に向けた監督指導にそって、事業所の労働環境の安全化の推進を図る必要がある。

基本方針

○労働災害防止対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 安全衛生基準の整備及び改善

労働基準局は、労働安全衛生法に基づき、安全衛生基準の整備及び改善に努める。

実施責任者	労働基準局
共有設備等の安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 共有施設、共有ユーティリティー等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立 ◆ 共有設備等の保守点検制度の確立
事業場の安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険場所の指定等 ◆ 運転操作基準及び点検基準の設定 ◆ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立

第2項 関係施設設備の安全確保対策

労働基準局は、危険物施設等における労働災害を防止するため、設備等の取扱いにおける安全確保についての監督指導を行うとともに、酸素欠乏症等防止規則等による管理の指導により、災害防止を図る。主な対策を以下に示す。

事業場相互間の連絡調整	
排気、排液の処理	
構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立 ◆ 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立 ◆ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立 ◆ 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む。）の計画の策定
緊急時における措置（夜間時を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む。）の措置基準の確立 ◆ 出火時等の措置基準の確立
災害事例の分析及び検討	

【達成目標】

○労働災害防止の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第4章 公共的施設災害予防計画

第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：山口合同ガス(株)防府支店

災害によるガス工作物及びガス用品の被害を防止し、又は軽減し、二次災害を防止するため、「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき整備を図るとともに、器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

現状と課題

ガス工作物、ガス用品や取扱いについて、事業者に対して適宜指導を行っているところである。今後も引き続き、災害発生時のガス事故の防止に向けた安全指導や防災教育を推進する必要がある。

基本方針

○ガス工作物、ガス用品の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 ガス工作物の災害予防対策

ガス工作物の安全化に向け、経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガス事業者に対し、以下のような立入検査等による安全化の強化を指導する。ガス事業者は、自主保安体制を確立する。

(ガス事業法(以下本章において「法」という。))

経済産業局長又は 中国四国産業保安 監督部長	(法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、96条、101条、172条、176条) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。
ガス事業者	(法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

【達成目標】

○ガス工作物の安全確保に向けて、適切な保安体制の整備を促し、立入検査等により定期的な指導を行っていく。

第2項 ガス用品の災害予防対策

ガス用品の安全化に向け、経済産業大臣（又は経済産業局長）は、ガス用品製造事業者やガス用品輸入事業者に対し、以下のような立入検査等による安全化の強化を指導する。

ガス事業者は、自主保安体制を確立する。

（ガス事業法）

<p>経済産業大臣 （又は経済産業局長）</p>	<p>（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条）</p> <p>◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</p>
<p>ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者</p>	<p>（法第145条、146条）</p> <p>◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。</p>

【達成目標】

○ガス用品の災害予防の強化に向けて、ガス用品製造事業者や輸入事業者への立入検査等を強化する。

第3項 ガス事故等の防止対策

ガス事故発生の防止に向け、経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガス事業者に対し、老朽化施設の補修・取替作業の促進や作業員への防災教育の徹底等、安全化の強化を指導する。

ガス事業者は、自主保安体制を確立する。

（ガス事業法）

<p>経済産業局長又は 中国四国産業保安監督部長</p>	<p>（法第171条）</p> <p>◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。</p>
<p>ガス事業者</p>	<p>ガス事業者は、次によりガス事故の未然防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回点検 ◆ 老朽管の取替え ◆ 漏えい検査 ◆ 下請事業者の工事監督 ◆ ビル及び地下工事の際の事故防止 ◆ 一般消費者への周知と調査 ◆ 社員教育の徹底

資料編 [危険物の所在]

- 10-2-3 ガス事業者

【達成目標】

○ガス事故災害の防止に向けて、設備管理や社員教育等の予防対策を実施し、安全第一主義を徹底させる。

第4項 ガス事故時の活動体制の整備

ガス事故発生時は、事故の状況に応じ、迅速な判断で適切な措置を講じることが求められる。このため、あらかじめ常に適切な行動がとれるよう体制を整備しておくとともに、訓練により防災力の強化に努めておく必要がある。

ガス供給業者と市（消防本部）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておく。

- ◆ 連絡通報体制
- ◆ 出動体制
- ◆ 現場における連携体制
- ◆ 任務分担
- ◆ 事後の措置
- ◆ 共同訓練等の実施
- ◆ その他必要な事項

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておく。

なお、出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な処置がとれるよう体制を整えておく。

第2節 電気工作物・電気用品の災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部

災害による電気工作物及び電気用品の被害を防止し、又は軽減し、二次災害を防止するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

現状と課題

電気工作物及び電気用品の災害予防対策について、事業者に対し適宜指導を行っているところである。今後も引き続き、災害発生予防のための取組を進めるとともに、災害発生時の被害軽減のため、復旧作業等の迅速化を図るための取組を進めていく必要がある。

基本方針

○電気工作物及び電気用品の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

過去における災害の実情、地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行うよう研究・検討を加え、次の施策を漸次整備する。

- ◆ 防災上必要な教育
- ◆ 防災上必要な訓練
- ◆ 電気工作物の災害予防
- ◆ 災害備蓄制度の運用
- ◆ 漏電等による災害の防止

第1項 電気工作物の災害予防対策

電気工作物の安全確保に向けた措置事項を以下に示す。

(電気事業法)

経済産業大臣 (又は中国四国産業 保安監督部長)	(電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、54条、55条、56条、67条、71条及び107条) ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。
事業用電気工作物 設置者	(電気事業法第39条、42条及び43条) ◆ 事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。
一般用電気工作物	(電気事業法第57条、57条の2及び89条) ◆ 中国電力ネットワーク(株)又はその委託を受けた(一財)中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

【達成目標】

○電気工作物の災害予防の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第2項 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成に当たっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとするが、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

- ◆ 強風対策
- ◆ 洪水対策
- ◆ 塩害対策
- ◆ 高潮対策
- ◆ 地盤沈下対策
- ◆ 土砂崩れ対策
- ◆ 雪害対策

【達成目標】

○電力の安定供給に向けた対策の推進を図る。

第3項 電気用品の災害予防対策

電気用品の安全確保に向けた措置事項を以下に示す。

(電気用品安全法)

知事又は市長	(電気用品安全法第46条、電気用品安全法施行令第5条) ◆ 立入検査—知事又は市長の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。
経済産業大臣 (又は中国四国産業 保安監督部長)	(電気用品安全法第3条、5条、11条、12条、42条の5(経済産業大臣のみ)、46条及び46条の2) ◆ 経済産業大臣(又は中国四国産業保安監督部長)は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造(又は輸入)の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造(又は輸入)事業者に命ずることができる。

【達成目標】

○電気用品の災害予防の強化に向けて、事業所や店舗への立入検査等を実施し、安全確保に向けた予防対策を実施する。

第4項 感電事故等の防止対策

感電事故発生時の安全確保及び被害軽減に向けた措置事項を以下に示す。

経済産業大臣 (又は中国四国産業 保安監督部長)	(電気関係報告規則第3条) ◆ 電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。
労働局	(労働安全衛生規則第2編第5章) ◆ 停電作業及び活線作業における災害の防止

【達成目標】

○電気工作物及び電気用品の災害予防の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第3節 地下埋設物災害予防対策

主な担当関係部署：上下水道局、道路課

主な担当関係機関：中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、西日本電信電話(株)山口支店、
山口合同ガス(株)防府支店、山口労働基準局、県、工事施工者

工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

現状と課題

工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る必要がある。

基本方針

- 工事現場における地下埋設物施設の安全管理体制の強化を図る。
- 工事現場の連絡体制・緊急対策方法等を強化する。

具体的な取組と達成目標

第1項 工事現場における安全対策の推進

工事現場における安全対策として、以下の対策を進める。

【実施体制】

安全管理組織	◆ 組織図を作成し、責任の明確化を図る。
現場責任者の指定	◆ 責任者を指定し、現場における工事の施行に関する指揮をとる。
非常事態における緊急措置	◆ 緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

【安全対策】

工事施工に係る安全対策	◆ 工事施工に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また、工事施工者においても監督を行う。
地下埋設物管理者との協定	◆ 地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。 ◆ 工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。
他の施工工事との連絡協調	◆ 道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の施行中においても連絡を密にして協調を図る。
沿道住民への通報体制	◆ 緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。
各種防災用具の着用又は備付場所の標示	◆ 消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

工事現場の巡回及び点検	◆ 工事現場は、常に巡回を行うとともに保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。
応急資機材の確保	◆ 必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。
防災訓練の実施	◆ 工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。
土木建設関係者に対する周知	◆ 土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。

【達成目標】

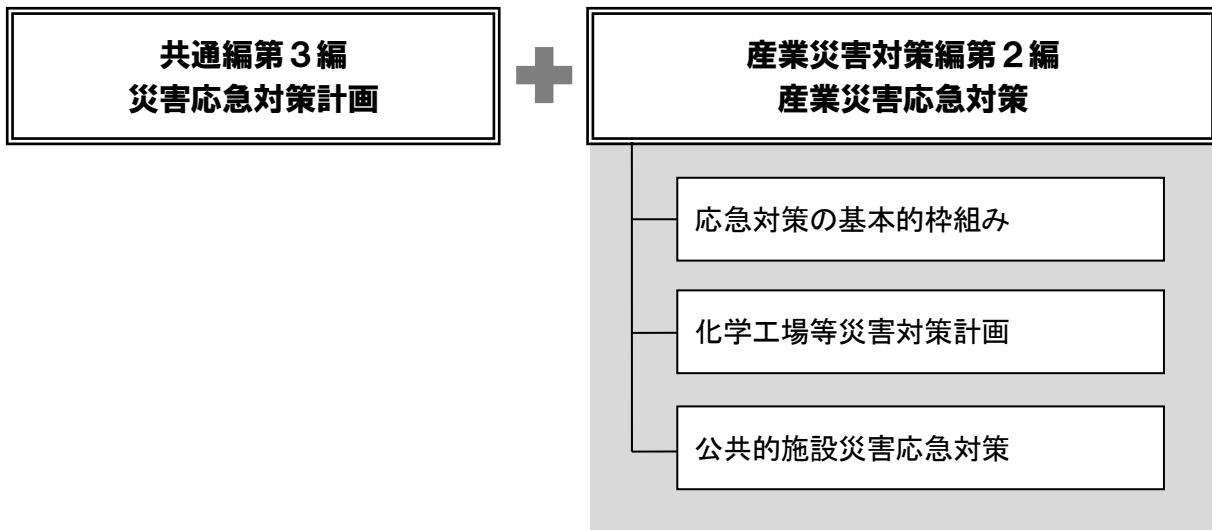
○工事施工業者に対し、安全第一での業務遂行の徹底を求め、防災の研修を促すなどの指導を強化する。

第2編 産業災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「産業災害対策編」は、産業災害への対策に特化した計画書であり、産業災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、産業災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 化学工場等災害対策計画

第1節 石油類等の保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害が発生した場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は直ちに、消火活動、流出した油等の拡散防止と除去、付近住民の安全確保等を図り、被害の拡大を防止する応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、石油類等の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 石油類等の保安対策						

具体的な活動内容

危険物貯蔵タンクなどでの石油類の取り扱い上で事故が発生した場合、施設の所有者及び管理者又は占有者並びに市、県、警察及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

実施機関	応急措置の内容
施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況を市及び県へ連絡する。 ◆ 発災後速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立、市本部設置等必要な体制をとる。 ◆ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。 ◆ 的確な応急点検、応急措置等を講ずる。 ◆ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。 ◆ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。 <p style="text-align: right;">（消防法、危険物の規制に関する政令）</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県へ災害発生について、直ちに通報する。 ◆ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市本部の設置等必要な体制をとる。 ◆ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3） ◆ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難

	<p>指示等を行う。(消防法第23条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の防御は、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模及び危険物の種類により、近隣市又は県内の消防本部から化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。 ◆ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。 ◆ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請の要求を行うとともに、必用資機材の確保等について応援を要請する。また必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 ◆ 専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。 危険物の規制(消防法、危険物の規制に関する政令) 危険物災害応急対策全般(消防法、災対法)
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国へ災害発生について速やかに通報する。 ◆ 国から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。 ◆ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。 ◆ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 ◆ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。 ◆ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。 ◆ 専門技術を持つ人材等を活用して、施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。 危険物災害応急対策全般(災対法)
<p>防府警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県、市及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。 ◆ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(事前措置) (災対法、警察官職務執行法)
<p>徳山海上保安部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。 ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船舶による安全な場所への救出措置を講じる。 ◆ 海上における消火活動を行うが、さらに可能な場合は、必要に応じ、市及び県の活動を支援する。 (港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法)

なお、化学消防車及び化学消火剤の所在状況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の所在]	
●	10-2-1 危険物貯蔵タンクの所在状況(容量100キロリットル以上)
●	10-2-2 給油取扱所所在状況
●	10-2-3 ガス事業者

第2節 火薬類の保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、県（産業政策課）

火薬類の事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがある場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、火薬類等の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 火薬類の保安対策						

具体的な活動内容

火薬の取り扱い上で事故が発生した場合、火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者並びに市、県、警察、産業保安監督部及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

（火薬類取締法）

実施機関	応急措置の内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。 ◆ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 ◆ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、本部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。 ◆ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。 ◆ この他第1項の場合に準じた措置を講じる。
知事（産業政策課）・市長（消防本部） （火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。 ◆ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し、若しくは制限する。 ◆ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 ◆ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。 <p>（注）緊急措置命令（火薬類取締法第45条） 経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、前記の措置について緊急措置命令を発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ この他、第1節の場合に準じた措置を講ずる。
防府警察署	◆ 第1節に準じる。
徳山海上保安部	◆ 第1節に準じる。

第3節 高圧ガスの保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、県（消防保安課）

高圧ガスの事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがある場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、高圧ガス等の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 高圧ガスの保安対策						

具体的な活動内容

高圧ガス関連施設などで事故が発生した場合、その製造業者等及び県、警察、産業保安監督部及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

(高圧ガス保安法)

実施機関	応急措置の内容
高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。） (指導方針)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造若しくは消費の作業を中止し、製造若しくは消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。 ◆ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。 ◆ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。 ◆ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。 ◆ この他第1項の場合に準じた措置を講じる。
知事（防災危機管理課）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。 ◆ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ◆ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。 <p>(注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条） 経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、前記の措置について緊急措置命令を発する。</p>
防府警察署	◆ 第1節に準じる。
徳山海上保安部	◆ 第1節に準じる。

第4節 放射性物質の保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

放射性物質の所在施設などで放射性物質の漏えい事故等が発生し、被害の発生又はそのおそれがある場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、放射性物質の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 放射性物質の保安対策						

具体的な活動内容

放射性物質の所在施設などで放射性物質の漏えい事故等が発生した場合、放射性物質を所有・管理している施設の所有者及び管理者並びに市、県、警察及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

実施機関	応急措置の内容
施設の所有者及び管理者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放射性物質による環境の汚染等の発生又は発生のおそれがある場合は、国（山口労働基準監督署、徳山海上保安部）、警察、市等に通報する。 ◆ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市（消防機関）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故等の発生又は発生のおそれがあると通報があった場合は、直ちに県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 ◆ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等を行う。 ◆ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ◆ 消防活動及び救助活動については、「防府市特殊災害活動マニュアル」により実施し、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考にする。
県（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故等の発生又は発生のおそれがあると通報があった場合、直ちに国（消防庁）へ通報する。 ◆ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 ◆ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 ◆ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保又はあっせんを行う。

防府警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故等の発生又は発生のおそれがあると通報があった場合、警察庁及び県へ通報する。 ◆ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
徳山海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地港湾への船舶の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。 ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行及び停泊を禁止するか、又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。 ◆ 海上におけるモニタリングに関し、知事から要請があったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

資料編 [危険物の所在]

● 10-2-4 放射性物質の所在状況

第5節 特定物質による事故対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：県、企業

特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場など特定施設において事故等が発生し、被害が発生又は発生のおそれがある場合、市、県、防災関係機関、企業等は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、特定物質による事故災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 特定物質による事故対策						

具体的な活動内容

特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場など特定施設において故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時には、その特定物資を排出した企業及び知事は、直ちに次の措置を実施する。

実施機関	応急措置の内容
特定物資を排出した企業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害の拡大防止及び施設の復旧措置 ◆ 知事に対する事故状況の届出
知事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記「知事に対する事故状況の届出」その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。 ◆ この他、第1節の場合に準じた措置を講ずる。

第6節 毒物劇物による事故対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

毒物劇物の取扱上で事故が発生し、被害の発生又は発生のおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び関係団体は直ちに、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、毒物劇物による事故災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 毒物劇物による事故対策						

具体的な活動内容

毒物劇物製造所などでの毒物劇物の取り扱い上で事故が発生した場合、毒物劇物の取扱者及び市、知事、防府警察署、徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

実施機関	応急措置の内容
毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者	(毒物及び劇物取締法第16条の2) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故の状況を山口健康福祉センター、防府警察署又は消防機関に直ちに届け出る。 ◆ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。 ◆ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。(指導方針) この他第1節の場合に準じた措置を講じる。
市長又は知事(業務課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難指示等をする。 ◆ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あっせんを行う。 この他第1節の場合に準じた措置を講じる。
防府警察署	県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
徳山海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。 ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行及び停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

資料編 [危険物の所在]

- 10-2-9 毒物劇物製造所一覧

第3章 公共的施設災害応急対策

第1節 一般ガス・簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府警察署、山口合同ガス株式会社防府支店

ガスもれ等による災害が発生した場合は、直ちに連絡・通報を行い、事故の状況に応じた措置を行い、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

〇市、県並びに防災関係機関は、連携して各種の応急対策を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 一般ガス漏れ事故等に係る応急対策						
2 簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策						

具体的な活動内容

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

ガスによる事故等が発生した場合、山口合同ガス株式会社は、直ちに次の応急対策を実施する。

1 緊急時の連絡及び出動体制の確立

あらかじめ定めた出動体制、連絡体制等を確立し、直ちに行動する。

2 消防本部、警察及び関係官署への連絡・通報

事故の状況、内容により消防本部、警察及び関係官署に連絡し、協力・指示を求める。

3 事故発生時の措置

- ◆ 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じる。
- ◆ ガス事故により災害が拡大・波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努める。

4 供給停止の場合の措置

- ◆ やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努める。
- ◆ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努める。

5 消防本部、警察及び関係官署への連絡・通報

事故の状況・内容により消防本部、警察及び関係官署に連絡し、協力・指示を求める。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

ガスによる事故等が発生した場合、ガス事業者（旧簡易ガス事業者）は、ガス事業者(旧一般ガス事業者)に準じた応急対策をとる。

なお、一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府警察署、山口県LPガス協会防府徳地支部

液化石油ガスについて、ガス漏れ等による災害が発生した場合は、直ちに連絡・通報を行い、事故の状況に応じた措置を行い、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、連携して各種の応急対策を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 液化石油ガス漏れ事故に係る応急対策						

具体的な活動内容

「ガス漏れ事故等」が発生した場合、ガス消費者、ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）、保安機関、市（消防本部）、警察、県（防災危機管理課）、中国四国産業保安監督部（保安課）は、直ちに次の応急対策を実施する。

実施機関	応急措置の内容
ガス消費者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。 ◆ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。
ガス供給業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。 ◆ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議した事項に基づいて、市（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。 ◆ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。
保安機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。
市（消防本部）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。 ◆ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じる。
警察	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努める。

県（防災危機管理課）	<ul style="list-style-type: none">◆ 事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努める。◆ その他第3節の場合に準じた措置を講ずる。
------------	--

※「ガス漏れ事故等」は、ガス漏れ事故、ガス漏れの疑いの通報のあったもの、ガス爆発事故、ガス火災、故意によるガス放出事故、その他対応を必要とするガス事故をいう。

